

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、岐阜県知事から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 27 日

岐阜県監査委員	林	幸広
岐阜県監査委員	国枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴木	靖
岐阜県監査委員	長縄	直子
岐阜県監査委員	南	圭一

1 令和3年度、2年度及び元年度 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

(1) 令和3年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
		指摘	意見			
岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業	知事部局	指摘	268	0	202	66
		意見	171	0	114	57
合計			439	0	316	123

※知事から令和5年3月13日付け行第209号で通知があったもの

指摘：違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの

意見：違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

(2) 令和2年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
		指摘	意見			
岐阜県の住宅に関する事業	知事部局	指摘	177	69	65	43
		意見	121	46	11	64
合計			298	115	76	107

※知事から令和5年3月13日付け行第202号で通知があったもの

(3) 令和元年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 A		措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
		指摘	意見			
岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校	知事部局	指摘	14	13	1	0
		意見	4	4	0	0
	教育委員会	指摘	1,065	941	81	43
		意見	160	128	18	14
合計			1,243	1,086	100	57

※知事から令和5年3月13日付け行第200号及び教育長から令和5年3月15日付け教総第695号で通知があったもの

(参考)

平成30年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理	知事部局	9	8	0	1

平成25年度

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A－B－C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	25	24	0	1

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の県有文化施設に関する事業及び県営都市公園に関する事業】

改善報告 … 監査期間中に、自主的にあるいは監査の過程を経て改善を実施している場合

報告書頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
73	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	収集しようとしている作品の適否及びその価格について、収集委員会の意見を聴くためには、一定期間の審議が必要であるが、委員会の開催時間の中には、各候補作品をその設置場所に移動しながら確認する時間も含まれており、限られた時間の中で、十分な検討を経た意見を得ることができているのか疑問である。 十分な検討を経た意見を得るために、開催頻度や時間を増やすことを検討すべきである。	資料の事前送付や作品審議時間の十分な確保等、確実かつ効率的に開催できる方法にて開催した。	美術館
74	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	収集委員会での議論を、正確に確認し、検証するためにも、議事要旨ではなく、議事録を作成すべきである。	今後は議事要旨だけでなく、議事録を作成することとした。	美術館
79	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	【美術品等の購入】 買戻しができず、基金における現金が減少したままであるならば、再度、基金を廃止することを検討すべきである。	収集事業の継続のため、基金の存続は必要であり、買戻し計画に基づいて継続的に予算を要求する等、改善に務めることとした。	美術館 文化伝承課
82	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	収集の適否を適正に判断するため、維持費及び保存費用の概算を算出し、委員の質問を待つことなく、あらかじめ、資料として示し、収集委員会の議事録に、その旨記録すべきである。	維持費等については、収集委員会で説明の上、議事録に記録することとした。	美術館
82	意見	第2章/第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	美術館のコレクションを洗練化する必要があるが、また収集にも限界があることから、①展示その他の条件整備が必要な美術品で、その場所等が確保できないもの、②維持管理等のために多額の費用を要する美術品、③寸法や重さ、維持の方法等で展示及び保存が難しい美術作品などは原則受納しないなど、基準を設け、寄贈の承認は厳格に行うことが望ましい。	収集状況や活用の可能性を見据えながら、慎重に寄贈申し込みを受け付けることとした。 なお、基準については、従来から購入と同様の取り扱いとしている。	美術館
86	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	安藤氏に対して報告を行った事実を跡付けるため、報告の日時、場所及び報告の概要の記録を残すべきである。	今後は報告の概要の記録を残すこととした。	美術館
86	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	購入した美術品や書籍の一覧表を作成する場合、作品名、購入年月日、購入金額といった情報の他、購入先も重要な情報の1つである。購入先を調べることができる書類は保管されているものの、一覧表の網羅性を高める観点から、購入先を一覧表への記載事項に含めるべきである。	個人情報に留意した上で、可能な限り一覧表に記載することとした。	美術館
87	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	収集の適否を適正に判断するため、寄託作品の維持費及び保存費用の概算を算出し、委員の質問を待つことなく、あらかじめ判断材料として示し、収集委員会の議事録に、その旨記録すべきである。	維持費等については、収集委員会で説明の上、議事録に記録することとした。	美術館
89	意見	第2章/第1 岐阜県美術館	3 美術品等の取得、管理、処分	貸出先の私企業では、その企業のギャラリーに作品が展示された。地域に根差したギャラリーで、公益性も認められ、貸出しを認めるとの判断は理解できなくはないが、貸出先として認められる「博物館法に基づく美術館その他これらに準ずると認められるもの」に基づく美術館に該当するかは疑問である。 基準を見直し、改定について検討することが望ましい。	「岐阜県美術館管理規則」を遵守して貸出の対応をすることとした。	美術館

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
94	意見	第2章/第1 岐阜県美術館	4 事業	他館や他施設との連携により、規模が大きくなると展示作品が充実するのはもちろんのこと、経費負担が下がる、図録の発注数が増え単価が下がるなどの経済的なメリットがある。 また、学芸員が、他の館の学芸員と接することにより人脈ができ、ノウハウを教え合えるし、互いに刺激となり切磋琢磨するなど人材育成にもつながる。 充実した所蔵品を有するメリットを活かし、1人の作家の作品について、共同開催を継続的に行うなど、他館、他施設との継続的な連携関係の構築について、検討することが望ましい。	他館との連携を一層深めると共に、共同企画を継続的に実施する。	美術館
97	意見	第2章/第1 岐阜県美術館	5 施設の管理	個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規定を作成することが望ましい。	【改善報告】	美術館
97	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	5 施設の管理	拾得品から遺失物の交付を受けた場合、法の定めに従い、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する旨マニュアルを改正すべきである。	【改善報告】	美術館
101	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	7 職員の管理	「職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすること」、「公務のため臨時又は緊急の必要がある場合」など時間外勤務命令の要件を満たしているのかを確認した上で、時間外勤務命令をすべきである。時間外勤務命令がない状態で時間外勤務をさせることは、労働管理として問題である。	業務の改善、効率化によって時間外勤務を縮減することを基本としつつ、時間外勤務の必要があれば、適正な時間外勤務命令を行うこととした。	美術館
102	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	7 職員の管理	職員が相互に、従事している業務内容や予定を把握することは、円滑な業務遂行に資するし、管理者が職員間に業務量の偏りが生じないよう配慮する目安となる。全員の作業工程表を作成し、誰が何をしているか共有化して、適切な労務管理を行うべきである。	Outlook予定表等を活用するとともに、朝礼により業務の進捗状況を共有する等、適正な労務管理に努めることを徹底した。	美術館
102	意見	第2章/第1 岐阜県美術館	7 職員の管理	適正な労務管理を行うべく、時間外勤務縮減を取組事項に入れることが望ましい。 この点、「岐阜県職員倫理憲章 図書館実行計画」には、「管理職員による組織のマネジメントを強化し、職員に時間管理の重要性を徹底するとともに、職員間における仕事量の均一化や事務の効率化の促進等により、時間外勤務の縮減に努めます。」と規定しており、参考になる。	令和4年度の「岐阜県職員倫理憲章 美術館実行計画」の取組事項に位置付けた。	美術館
102	意見	第2章/第1 岐阜県美術館	7 職員の管理	美術館の内部統制において、時間外勤務縮減、全員の作業工程表を作成・共有などについて、「独自項目」を定めることが望ましい。	令和4年度の内部統制実施マニュアルの独自項目に定めた。	美術館
103	意見	第2章/第1 岐阜県美術館	8 情報公開	県美術館は、博物館法第10条の登録施設として、地域住民等との相互理解を深め、連携及び協力を推進する必要がある。 協議会は、博物館の運営に関し協議する場であり、広く県民に傍聴の機会を保障するため、その開催日時等が決定し次第、ホームページなどで告知することが望ましい。	非公開となる内容が含まれるため積極的な告知はしないが、今後も地域住民等との相互理解を深め、連携及び協力の推進に努める。	美術館
103	指摘	第2章/第1 岐阜県美術館	8 情報公開	美術館の関連法令等について、適時、更新すべきである。	【改善報告】	美術館

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
105	意見	第2章/第1 岐阜県美術館	9 美術館の運営	陶磁器について、県美術館と現代陶芸美術館との双方で実施するよりも、現代陶芸美術館が全て担当するなど、両施設の役割分担について、明確にすることが望ましい。	美術館では郷土作品を中心に、現代陶芸美術館では産業作品も含めた世界の陶磁器を広く収集するという形で役割分担されている。当館においては企画展示において、その他の作品との関係性などもあり、陶磁器についても展示が必要な場合が多い。 また、寄贈品については、寄贈者の意向によるところも大きい。 今後、陶磁器の収集や陶磁器を含む展示を行う場合は、引き続き現代陶芸美術館と事前に調整を行うことを両者間で確認した。	美術館
					現代陶芸美術館では産業陶磁も含めた世界の陶磁器を広く収集する、美術館では郷土作家の工芸を中心に収集する、との役割分担を両者間で確認した。また、美術館では、他の分野の作品との関係性も含めて展示していることから、陶磁器だけを分離することは難しい。さらに、寄贈作品についての寄贈先は、それぞれ寄贈者の意向によるところが大きい。以上を踏まえ、今後、陶磁器の収集や陶磁器を含む企画展示を行う場合は、引き続き美術館が事前に調整を行うことを要請した。	現代陶芸美術館
114	指摘	第2章/第2 岐阜県現代陶芸美術館	3 指定管理者との経費分担	経費負担の割合に関する計算に当たり、指定管理者の自主事業スペースを共有部分とするのは合理的と思われない。岐阜県現代陶芸美術館管理委託に関する協定書別紙2の面積比を見直すべきである。	指定管理者と協議を行い、協定書別紙2の面積を見直し、令和4年4月1日付けで協定書の変更を行った。	現代陶芸美術館
116	指摘	第2章/第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	収集委員会において、価格の審査を実施し、議事録に残すべきである。	令和4年1月15日の収集委員会において、価格についても意見をいただき、議事録に記載した。	現代陶芸美術館
117	指摘	第2章/第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	県が、限られた予算の範囲内で陶磁器を収集する場合、美術館と現代陶芸美術館の両館で相互に貸出が容易であることから、収集品が重複しないよう十分調整すべきである。また、陶磁器を収集する場合、収集委員会には、自館の収蔵状況だけでなく、両館の収蔵状況を提供したうえで意見を求めるべきである。	陶磁器作品の収集については両館の収集品が重複しないよう今後も十分に情報交換することとし、特に収集委員会ではそれぞれの収蔵状況を資料等で提供し、意見を求めることとするを両館で確認した。また相互の貸出しについても必要に応じて積極的に行うことを互いに了解した。	現代陶芸美術館
					陶磁器の収集を行う場合は、予め、現代陶芸美術館と情報共有するとともに、収集委員会で現代陶芸美術館の所蔵状況についても提供を行うこととした。	美術館
118	指摘	第2章/第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	安藤氏に対して報告を行った事実を跡付けるため、報告の日時、場所及び報告の概要の記録を残すべきである。	令和4年1月15日の収集委員会後、安藤氏に対して報告を行い、その概要について記録を作成した。	現代陶芸美術館
119	意見	第2章/第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	国際陶磁器フェスティバル実行委員会からの寄贈作品は、同フェスティバル期間中に、セラミックパークMINOという同じ施設内で展示されていた物であるから、新収蔵作品として公開する必要性に乏しいように思われる。また、収蔵庫のスペースを増やしても、いつかは限界を迎えることになる。よって、国際陶磁器フェスティバルからの寄贈については、収蔵の必要性、将来的な展示見込みを踏まえて、寄贈を受けるかどうか慎重に検討するのが望ましい。	国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会からの寄贈については、収蔵の必要性や将来的な展示見込み等を踏まえて、収集委員会において慎重に検討することとし、実行委員会とも確認した。	現代陶芸美術館
119	指摘	第2章/第2 岐阜県現代陶芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	寄贈を受ける場合、保存費用を概算算出し、判断材料とすべきである。	保存費用については、特殊なもの(釉薬の変色・剥離等)の概算を立てることを中心に、作品の保存状態のみならず、保存箱の仕様ならびに保存や展示にかかる費用を算定し、総合的に判断することとした。	現代陶芸美術館

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
119	意見	第2章/第2 岐阜県現代陶 芸美術館	4 美術品等の取得、管理、処分	展示に際し著作権が問題となる場合は、作家、作家遺族、著作権協会等の著作権者に、都度、確認をとっているが、確認作業をする事務負担からすれば、著作権に関する条項を契約書に盛り込むなどして、管理することが望ましい。	著作権者とトラブルが起きないよう、契約書等書面に明記するなど著作権者に 応じた方法で管理することとした。	現代陶芸美術館
122	指摘	第2章/第2 岐阜県現代陶 芸美術館	5 情報管理	USBメモリの使用終了を確認し、取扱管理者の押印すべきである。	令和3年3月末のUSBメモリの使用が終了していることを確認し、押印した。	現代陶芸美術館
123	指摘	第2章/第2 岐阜県現代陶 芸美術館	6 施設管理	建物部分を登記しているのであれば、「登記年月日」について、公有財産台帳に登録す べきである。	令和4年3月に「登記年月日」を公有財産台帳に登録した。	文化伝承課
123	指摘	第2章/第2 岐阜県現代陶 芸美術館	7 職員の管理	職務専念義務の免除に関する台帳を作成し、整理すべきである。	【改善報告】	現代陶芸美術館
124	指摘	第2章/第2 岐阜県現代陶 芸美術館	8 運営方針と評価軸	博物館自己点検システムに基づく結果について、いつ実施したものか、年度等を明記す べきである。なお、博物館法第9条に忠実に、自己点検・自己評価を実施していることは 評価できる。	博物館自己点検システムに基づく結果について、年度等を明記(ホームページ) した。	現代陶芸美術館
131	指摘	第2章/第3 セラミックパー クMINO	4 施設管理	建物6件について、登記しているのであれば、「登記年月日」について、公有財産台帳に 登録すべきである。	公有財産異動報告書を管財課に提出した。	地域産業課
132	意見	第2章/第3 セラミックパー クMINO	4 施設管理	個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カ メラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程 を作成させることが望ましい。	規程をR5.3に作成した。	地域産業課
132	指摘	第2章/第3 セラミックパー クMINO	4 施設管理	シール販売機の設置場所についても目的外使用許可を申請させるか、目的外使用許可 を得ているショップ&ギャラリーMINO内に設置させるべきである。	【改善報告】	地域産業課
133	意見	第2章/第3 セラミックパー クMINO	4 施設管理	指定管理者は、現代陶芸美術館と連携し、陶磁器に興味をもつ来館者の茶室利用を促進 する企画を立案するなどして、茶室稼働率を向上させる取り組みをすることが望まし い。	茶会や作家の個展などの催事利用を増やしていけるよう財団で「協力事業の 承認と利用料減免」に関するR4.8に内規を定め、稼働率向上に努めている。	地域産業課
					指定管理者と連携し、展覧会関連催事や教育普及活動での茶室等利用を計画 することを両者間で確認した。	現代陶芸美術館
134	指摘	第2章/第3 セラミックパー クMINO	4 施設管理	著名建築家の設計であるという建物の性質からして、著作権(人格権)の及ぶ範囲や内 容は、その改修工事の可否や進行に影響を与える重要事項である。今後は、その著作権 及び著作者人格権の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを同建 物管理上常用に供するもの(常用文書)と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等 により、破棄せず保管すべきである。	当時の設計事務所から契約書の写し入手済みで常用文書として当課で保管済 みである。	地域産業課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
134	指摘	第2章/第3 セラミックパー クMINO	5 契約	単年度契約についても、再委託先の名称及び所在を明示して、承認手続を取るべきである。	令和4年度分の契約について、承認手続き実施済みである。	地域産業課
137	意見	第2章/第3 セラミックパー クMINO	6 施設収支と利用料金	指定管理者は、条例の範囲内において、利用料金を設定することができる。利用者の新規獲得や施設の認知度を高めるため、利用料金の見直しや試行を検討することが望ましい。	施設使用の度に回収するアンケートで、施設使用料に関する意識調査は実施済みである。アンケートの回収を継続して、価格に関する認識のずれが生じないように今後も注視する。	地域産業課
139	指摘	第2章/第3 セラミックパー クMINO	7 指定管理者	アンケートは、指定管理者の評価や事業改善の基礎となる重要な要素であるため、アンケート回収率を向上させる取組をすべきである。	催事およびショップへ来た客への声掛けを実施している。	地域産業課
140	指摘	第2章/第3 セラミックパー クMINO	7 指定管理者	指定管理者の管理運営業務評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	例年実施しているが、R2年度及びR3年度においては新型コロナウイルスの感染状況を考慮し現地視察を実施しなかった。令和4年度では対面での会議を実施できたことから、施設等の現地視察も実施済みである。	地域産業課
140	意見	第2章/第3 セラミックパー クMINO	7 指定管理者	県の判断により施設自体が休館した期間の収入減少部分を、県が全額補填するには合理性がある。一方で、県がイベントの自粛要請をしたとしても、令和2年9月の国際陶磁器フェスティバルの延期を決めたのはあくまで同実行委員会なのであるから、この収入減少分を県が全額補填することに合理性はないように思われる。このことは、令和3年1月14日から3月1日まで岐阜県が「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定され、イベントの自粛要請があった期間について、県と3市が収入減少分を按分負担していることからしても、合理的説明は困難と考えられる。今後も、新型コロナウイルスの影響は継続することが予想されるから、県と3市との間において、分担方法のあり方について、明確な基準を設けることが望ましい。	R3年度からは、新型コロナウイルスの影響による収入減少分を、県と3市が負担金の支出割合に応じて按分負担している。	地域産業課
144	指摘	第2章/第3 セラミックパー クMINO	9 国際陶磁器フェスティバル美濃	国際陶磁器フェスティバル実行委員会に対する負担金に関し、監査対象団体であることの届出を、監査委員事務局に提出すべきである。	R4年度の監査対象として監査委員事務局へ回答済みである。	地域産業課
145	指摘	第2章/第3 セラミックパー クMINO	10 設置目的とランドデザイン	貸館事業にも、複合的な設置目的を考慮するのであれば、誰が、どういった目的で利用したかは、事業評価に当たり重要な情報となる。そうであれば、アンケート集計や、事業報告書においては、単に、貸館稼働率や入館者数を記載するのではなく、誰が、どういった目的で利用したかという整理をすべきである。	貸館事業については、施設毎に利用目的を把握している。その結果については、評価員会議などで意見交換を行っている。	地域産業課
157	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	3 文書管理	少なくとも申込書にボールペン等で記入する旨の注意書が付された書面においては、申込者に対し、同注意書を遵守させる必要がある。全ての申込書において、等しく、ボールペン等で記入する旨の注意書を付した上で、申込者への注意喚起及び受領文書の確認等を徹底すべきである。	令和4年6月より利用者の記入する全ての申込書はボールペン記入とし、記載台には鉛筆に代えてボールペンを設置した。	図書館
158	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	3 文書管理	鍵の使用・保管業務を常に点検し、鍵の紛失等によるトラブル・リスクを回避するという管理簿作成の趣旨を徹底し、もって適正な事務処理を図るべきである。	令和4年4月より鍵の貸出時、返却時は複数の職員立会の上で、鍵及び管理簿の確認をすることを徹底した。また、管理簿に貸出時間、返却時間、返却予定時間を加え、返却予定時間を過ぎても返却がないものについて、確認がとれるようにした。	図書館
161	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	適時に管理を要する返却督促手続の正確性、担当者間における引継事務の容易性及び担当者外第三者による実施履歴の一覧性等の観点から、督促実施の内容・経緯・結果等については、一次的管理の段階から、対象者リストに順次重ねて手記する方法(手書きメモ)ではなく、PCシステム等を用いた一元的な管理方法(電子記録化)を図ることが望ましい。	現行の書誌情報システムで督促管理するよりも、対象者リストを紙で出力し管理するほうが効率的であることから、当面は現行どおりの方法とする。データによる管理については、今後の検討課題とする。	図書館

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
163	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	図書の返却督促を繰り返すのみならず、未返却者の回答・対応等の状況より、もはや現物での返却不能と判断される案件については、その損害額(当該図書の評価額等)を測定(地方自治法施行令第154条等)した上で、損害賠償請求権の行使を検討すべきである。 そして、損害賠償請求を可能にするため、岐阜県図書館督促及び損害賠償事務取扱要領に、図書の未返却者に対する損害賠償請求に関する要件及び方法を定めるべきである。	令和4年5月に他図書館の状況を調査の上検討したが、当面、損害賠償請求は行わず、効果的な督促方法を常に検討し実施することで、未返却図書が減少するよう努める。	図書館
164	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	図書館は、住居を把握している者(返却の意思なし)で、かつ、対象図書の合計価額が高額な案件等、その費用対効果を考慮しながら、図書返還請求又は損害賠償請求の訴訟提起を検討すべきである。 また、多数かつ高額に及び悪質な図書未返却者に対しては、類似事案の発生抑制という一般予防の見地から、横領等による刑事告訴も検討すべきである。	令和4年5月に他図書館の状況を調査の上検討したが実施事例はなく、また、費用対効果の面からも、当面、訴訟の提起は行わず、効果的な督促方法を常に検討し実施することで、未返却図書が減少するよう努める。	図書館
165	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	対象図書の合計価額が高額な案件等、その費用対効果を考慮しながら、より実効的な返却督促方法として、早期に未返却者の自宅を訪問する方法をも検討することが望ましい。	督促方法については自宅訪問も含めて、費用対効果を考慮しながら、より効果的な方法を常に検討し実施する。	図書館
165	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	岐阜県図書館利用規程別表(平成19年6月1日から適用)にいう「受入時の定価」に、消費税が含まれるのか否かが、文言上不明確である。 金銭賠償の趣旨に鑑みれば、「受入時の定価」とは、「受入時の本体価格に消費税を加えた額」である旨を明記すべきである。	岐阜県図書館利用規程別表を改訂し、「受入時の定価」とは、「受入時の本体価格に消費税を加えた額」である旨を明記した。	図書館
165	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	金銭賠償を求める際の損害額算定においては、現状の一律受入時の定価と定める方法が適切なのか、中古物品としての時価相当額の範囲内に減額・限定する方法が適切なのか、同一資料での賠償と金銭賠償との公平性等も含めた多角的な観点から、今一度その運用方法を協議・検討することが望ましい。 なお、協議の結果、仮に現状の一律受入時の定価と定める方法を維持する結論に至った場合に、その結果を否定する趣旨ではない。	令和4年5月に他図書館の状況を調査の上検討した。同一資料での賠償と金銭賠償との公平性等を考慮し、金銭賠償を求める際の損害額算定は、現行どおり一律受入時の定価とする。	図書館
167	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	図書を毀損・汚損又は亡失させた者が中学生以上の未成年者の場合には、上記要領に則り、損害賠償義務者である当該未成年者に対して請求すべきである。	中学生以上の未成年者の場合には、要領に則り、損害賠償義務者である当該未成年者に対して請求する。	図書館
167	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	損害賠償義務者の範囲については、その保護者が義務を負う場合を一律「利用者が小学生以下の場合」に限定することなく、むしろ図書館利用者との関係(書籍「図書館と法」(社団法人日本図書協会/鍵水三千男著)190頁以下によれば、「非権力的な公法関係」)においては、「利用者が未成年者」の場合に、保護者が損害賠償義務を負う旨を規定し、もって現状の請求態様(事実上の運用)に、法的根拠を持たせることが望ましい。	中学生以上の未成年者の場合には、要領に則り、損害賠償義務者である当該未成年者に対して請求する。	図書館
168	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	防犯カメラの設置等、具体的な再発防止策を協議の上、措置を講じた場合には、事後的に、その措置状況の検証を行えるよう、協議の経緯、具体的な再発防止策の選択理由及び協議結果等につき、文書を作成して保存すべきである。	今後、新たな再発防止策を講じる際には、協議の経緯、具体的な再発防止策の選択理由及び協議結果等について、文書を作成して保存する。	図書館
168	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	4 図書の管理	図書資料に関する不突合の再発防止策としては、盗難防止装置の設置等利用者の盗難防止対策のみならず、排架違いに対しても、同事象が起きる原因を調査し、具体的な再発防止策を協議・検討の上、措置を講じることが望ましい。	排架違いの事例を職員間で共有するなどし、再発の防止を図る。	図書館
170	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	5 物品管理(図書以外)	定期監査資料上の誤りについて、管理車両を含めた物品の異動につき、常に点検を行い、現況を正確に把握するとともに、その事務処理を複数名で確認する運用・体制作りを行う等、具体的な再発防止策を検討・実行すべきである。	物品について、随時状況確認をし、新規登録、内容の変更、廃棄等の際は、複数の職員での確認を徹底する。	図書館

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
172	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	サポーター・ボランティアに対しては、同各部屋の利用に関する目的外使用許可を行った上で、その活動・使用目的に鑑み、使用料を全額免除するという方法・運用を図るべき、又は、少なくとも岐阜県図書館において、サポーター・ボランティア活動室及び控え室の設置経緯並びに利用実態等を調査・確認し、管財課との間で、岐阜県公有財産規則第15条の行政財産使用基準に照らし、目的外使用許可の要否に関する協議を行った上で最終結論を出し、同協議の内容・結果を文書にて保存すべきである。	「岐阜県図書館サポーター等設置要綱」に使用場所に関する条文を追加した。	図書館
175	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	図書館及び文化伝承課は、同建物を管理する者として、その著作権及び著作人格権の取扱いの拠り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを同建物管理上常用に供するもの(常用文書)と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保有し続けるべきである。	今後は建物等の管理上、必要と認められる書類については、保存期間を延長し、保有し続けていくこととする。	図書館 文化伝承課
175	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	建物の修繕工事に先立つ劣化調査及び改修工事計画策定等の業務委託に関して、契約の性質又は目的が競争入札に適用しない特別の事情の説明のうち、①著作物の観点は理由として適切ではなく、②特殊建築物に対する構造・部材の熟知をもって、特別の事情該当性を判断すべきである。	今後、建物に関連した委託業務等の発注の際には、著作物の観点は判断要素とせず、特殊建築物に対する構造・部材の熟知という観点から慎重に判断をする。	図書館
176	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	随意契約が一般競争入札の例外である点に鑑み、「特殊建築物」の一事をもって特段の事情ありとは即断せず(そうであれば、特殊建築物については、建築時に落札さえすれば、以降の修繕工事等(修繕工事に先立つ劣化調査及び改修工事計画策定等の業務委託を含む。)は全て随意契約にて受注可能となってしまう、一般競争入札を原則とする趣旨に悖る。)、他の設計・建設業者の見解を聴取する等した上で、それでもなお構造・部材を熟知している建築時の設計業者による修繕工事等が、経済性及び効率性の観点から合理性・相当性が肯定できるかにつき、慎重に判断することが望ましい。	今後、修繕工事等の発注の際には、著作物の観点は判断要素とせず、特殊建築物に対する構造・部材の熟知という観点から慎重に判断をする。	図書館
177	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	利用者等による職員への不当要求行為に対しては、初期段階において、弁護士等専門職との連携を積極的に図って適切な対応に努め、もって職員・職場の安心・安全を確保することが望ましい。	不当要求行為に対し、弁護士や警察等専門職との連携を積極的に行い、適切な対応に努める。	図書館
179	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	下位規範である岐阜県図書館管理規則及び岐阜県図書館利用規程に基づく入館禁止規定を、有効的・安定的に機能させるためには、その上位規範たる岐阜県図書館条例において、迷惑行為者等の該当要件を明確化した上で、該当者に対する入館禁止規定を設けるべきである。	今後、他図書館の動向等を注視し、必要に応じて検討することとした。	図書館 文化伝承課
181	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	県民(利用者全体)目線で、誰にでも分かりやすい、丁寧な表現に心掛けるという観点からは、各窓口(カウンター)において、簡易な日本語表記(又は横文字と併記で)に努めることが望ましい。また、岐阜県図書館のHPにリンクのある国立国会図書館が運営する「レファレンス協同データベース」を閲覧すると、具体的調査・相談結果を一覧することができ、レファレンスサービスの有用性を認識・体験することができる。このような有意義なサービスの提供実態を、今後もHP等の媒体を効果的に活用し、より積極的に広報していくことが望ましい。	・各窓口の表記を点検した。 ・レファレンス事例のレファレンス協同データベースへの追加は随時行っている。	図書館
183	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	岐阜県図書館(特に1階窓口)及びHP等における広報、社会人のみならず、高校生・大学生等の就職活動世代へ向けたデータベース体験会の実施、そして、「調べもの相談(レファレンスサービス)」との有機的統合等、より積極的なデータベースの利用促進を図ることが望ましい。	学校関係者にデータベースの紹介を行い、授業等での活用を促した。	図書館

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
184	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	図書館建物の有効な運用、岐阜県図書館の特色として収集に注力する地図資料の利活用等の観点から、図書館のHP等における紹介、古地図散歩等人気のある既存事業の実施・結果報告・さらなる拡張等により、地図資料事業に関する積極的な広報に努めることが望ましい。 地図資料の利活用においては、図書館のみならず、県内各文化施設との連携を積極的に検討し、双方施設における利用者促進という相乗効果をも図ることが望ましい。	(地図資料の広報) 所蔵地図の館内展示や関連事業の実施、HPでの報告掲載を継続して実施している。また令和4年の新規事業として、新しく寄贈を受けた世界の地図を紹介する「世界の地図展」を実施した。 (他の文化施設との連携) 岐阜関ヶ原古戦場記念館、岐阜県博物館などの県有施設のほか、瑞穂市、大垣市など県内市町村に地図資料を貸し出し、文化施設の企画展での展示、図録への掲載に活用された。	図書館
188	意見	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	図書館が有する各施設については、図書館窓口やHP等をより積極的に活用して広報に努め、広く県民に周知させた上で、その利用率を向上させ、もって施設利用料収入の増加を図ることが望ましい。	令和3年度中に、貸出施設においてインターネット環境の整備が完了し、利便性が向上したため、令和4年4月よりこの点についてもHP等により広報し、利用率の向上に努めた。	図書館
188	指摘	第2章/第4 岐阜県図書館	6 施設管理	図書館ホームページのうち「県有施設予約システム」へのリンク切れの箇所につき、修正・更新すべきである。	【改善報告】	図書館
200	指摘	第2章/第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	展示物が団体の物品を展示する目的で展示されている場合、本来の高山陣屋の利用とは異なる目的での利用になるため、行政財産の目的外使用許可が必要となる。また、同要綱と岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例等の法令等と関係性も不明確である。行政財産の目的外使用許可を必要とする場合、使用料の減免措置などを行うかどうかも含めて検討する必要がある。管財課とも協議の上、行政財産の目的外使用許可手続き及び使用料の減免について検討すべきである。	展示ギャラリーについては、高山陣屋が要請し設置要綱に基づき展示を行っており、目的外使用ではないと判断しているため、現在の状況を継続していく。	高山陣屋
200	意見	第2章/第5 岐阜県高山陣屋	5 物品管理	高山市は、その歴史的背景から施設に関連する物品が市内の民家等に存在している可能性があり、今後、歴史資料となりうる物品を市民が寄附を打診する可能性が存在している。今後どの程度の物品までが受入れ可能か、受入れ可能な物品を超える寄附の打診があった場合の受入れの可否の基準などを具体的に検討し、計画しておくことが望ましい。	寄附の打診はこれまでもあり、特に問題は生じていない。受入れについては、物品の内容に応じて対応する必要があるため、現在の状況を継続していく。	高山陣屋
202	指摘	第2章/第5 岐阜県高山陣屋	6 施設管理	鍵の管理についてはルールを文書化し、管理簿を作成すべきである。	「高山陣屋管理事務所における鍵の管理方法」を作成した。	高山陣屋
204	意見	第2章/第5 岐阜県高山陣屋	7 基本計画(ランドデザイン)等	今後の活用を推進していく上で、必要な市とは協定等を締結することが望ましい。	現在高山陣屋の運営においては、関係市村と十分な連携をとって運営出来ている為、現在の状況を継続していく。	高山陣屋
212	意見	第2章/第6 岐阜県文化財保護センター	4 出土品の管理	貸し出している物について、文化財保護センターで保有する必要性を検討したうえで、長期間、貸付けている物については、譲渡や管理替えの検討をすることが望ましい。譲渡や管理替えをしないのであれば、貸出の際の決裁資料などにおいて、その理由を明記することが望ましい。	対象の県の2機関に照会し、管理替えの要望がないことを確認し、主管課に報告した。それを受け、今後の貸付の決裁にはその旨を記載する。	文化財保護センター
212	指摘	第2章/第6 岐阜県文化財保護センター	4 出土品の管理	個別管理ではなくケース管理をする場合には、岐阜県会計規則取扱要領第1条関係に従い、会計管理者の承認を得て取扱要領等を定めるべきである。	平成12年2月10日の出納課(当時)と文化課(当時)の協議により、特定物品(出土文化財)としてコンテナ箱数で登録・管理することが認められていたことが判明した。	文化財保護センター

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
214	意見	第2章/第6 岐阜県文化財 保護センター	4 出土品の管理	埋蔵文化財を発掘調査の成果を広く公開することは、岐阜県文化財保護センターの目的であり、貴重な文化財が公開されるように、博物館などとの定期的な情報共有の機会を設けることが望ましい。	県図書館・高山市上切町・ひだサテライト展示に加え、県博物館サテライト展示(通年、年3回展示替え)や、大野町(8~9月)や高山市国府町(9~11月)でも新たにサテライト展示を実施している。	文化財保護センター
215	意見	第2章/第6 岐阜県文化財 保護センター	4 出土品の管理	出土直後だけでなく、一定期間経過後における保管・保存を要する出土品の選択(区分)の基準を策定したうえで、出土から一定期間経過した現在収蔵・保管されている出土品も含め、保管・管理を要しないものとされた出土品については廃棄その他の処分をすることを検討することが望ましい。	発掘、整理作業の段階で文化庁の「出土品の取扱いについて(通知)」に基づき保管を要するもののみ収蔵しているため、廃棄可能な出土品はないと認識している。	文化財保護センター
218	指摘	第2章/第6 岐阜県文化財 保護センター	5 施設管理	倉庫は、台風などの災害で倒壊する可能性もあることから、安全性等を考慮し、修繕すべきである。修繕する予定がないのであれば撤去すべきである。	【改善報告】	文化財保護センター
220	指摘	第2章/第6 岐阜県文化財 保護センター	6 契約	他業者切り替え作業の間はシステムが利用できなくなることを理由として、随意契約が締結されているものであるが、随意契約の記載は、「県民の誤解や疑念を招くことのないよう契約の概要を含めて随意契約の理由をわかりやすく表現すること」(随意契約事務処理要領)されているものであるから、どれくらいの作業の支障が生じるのかを具体的に理由書に記載するべきである。また特定の者でなければ供給できないのか、供給は可能だが特別の事情があるのかを精査し、随意契約事務処理要領に従って、適切な書式を用いることが必要である。	発注仕様書を再検討のうえ、令和4年度契約から電子調達(一般競争型随意契約)を採用した。	文化財保護センター
225	指摘	第2章/第6 岐阜県文化財 保護センター	7 飛騨駐在事務所	今後の文化財保護センター飛騨駐在事務所の目的や事業を検討した上で、今後、①土地の購入、②土地の返却についても、選択として、検討すべきである。	今後も飛騨地区の開発事業計画がある限り飛騨駐在事務所は必要である。土地については、借入を継続する。	文化財保護センター
					例年の開発照会によると、今後も飛騨地区の開発事業が計画されているため、飛騨駐在事務所は必要である。土地については借入を継続する。	文化伝承課
225	指摘	第2章/第6 岐阜県文化財 保護センター	7 飛騨駐在事務所	使用していない鍵について、どの場所の鍵かを確認した上で、不要な鍵について処分するか検討すべきである。	【改善報告】	文化財保護センター
226	指摘	第2章/第6 岐阜県文化財 保護センター	7 飛騨駐在事務所	鍵の管理についてはルールを文書化し、管理簿を作成すべきである。	鍵の管理簿を作成済である。	文化財保護センター
227	指摘	第2章/第6 岐阜県文化財 保護センター	8 飛騨国府事務所	飛騨国府事務所の利用頻度が低く、遊休施設となっている。利用状況を検討した上で、今後、飛騨国府事務所を維持するか撤退するかを検討すべきである。	出土品を保管し、一次整理作業の実施場所でもあるため、維持する必要がある。	文化財保護センター
					現状も出土品を保管し、一次整理作業の実施場所でもある。今後も開発事業が継続する見通しであるため、維持する必要がある。	文化伝承課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
227	指摘	第2章/第6 岐阜県文化財 保護センター	8 飛騨国府事務所	利用頻度の低い飛騨国府事務所を維持するか撤退するかの方針を決めた上で、高山市からの借地について、取得するのか、無償借入を継続するのか、返還するのかを検討すべきである。	飛騨国府事務所は維持する。また、土地についても無償借入を継続する。	文化財保護センター
					飛騨国府事務所は今後も維持する。そのため、土地についても無償借入を継続する。	文化伝承課
238	指摘	第2章/第7 岐阜県博物館	4 物品管理	岐阜県博物館資料取扱要項によれば、触察資料についても登録が必要となるから、触察資料も含め、受け入れた物品は登録すべきである。仮に、このような取扱いが実情に沿わないものである場合には、岐阜県博物館資料取扱要項を改正すべきである。具体的には、同要項第3条第3項の「受け入れた資料」との文言を、「受け入れた登録資料」と改正することにより、受け入れた資料の全部をデータベースに登載するのではなく、登録資料(資料のうち、館長が消耗品として分類することが適当でないと認めるもの。同要項第2条)のみをデータベースに登載する旨が明確になると考えられる。	岐阜県博物館取扱要項第3条第3項の「受け入れた資料」との文言を、「受け入れた登録資料」と改正(令和4年4月1日施行)	博物館
238	指摘	第2章/第7 岐阜県博物館	4 物品管理	決裁書類に維持費の見込額を記載し、維持費も考慮の対象とした上で、寄附申込みに対する諾否を決定すべきである。	令和4年1月以降、寄附申込書に維持費の見込み額の記載を徹底している。	博物館
240	指摘	第2章/第7 岐阜県博物館	4 物品管理	薬品保管管理規定に従い、劇物については毎月現有量の確認を行い、記録化すべきである。	令和4年1月以降、毎月確認を実施し、数量を記録。	博物館
240	指摘	第2章/第7 岐阜県博物館	4 物品管理	権利関係が記録上不明確であると、時間の経過によって所有権の所在が不明になるおそれがある。所有関係が不明になると、処分の必要性が生じた際にも、処分の可否を判断することができない。寄贈物品については、寄附採納手続をとるなど、権利関係を明確にし、記録化すべきである。	寄贈物品の受入れにおいて、受入日、相手先、物品の概要、権利関係等を記録した台帳を作成し管理。	博物館
241	指摘	第2章/第7 岐阜県博物館	4 物品管理	財産の適正な管理のため、スロープカーの財産上の位置づけを明確にし、財産台帳に登録すべきである。	【改善報告】	博物館
243	指摘	第2章/第7 岐阜県博物館	6 刀剣研磨業務の業務委託契約	本業務委託契約の委託先が団体であるのか、それとも会長個人であるのか記録上不明確であるため、契約審査会議事録、随意契約理由書、業務委託契約書及び検査調書の記載を整合させ、委託先を記録上明確にすべきである。	R4年度の契約において、委託先が団体であることを明確にし、契約審査会議事録、随意契約理由書、業務委託契約書及び検査調書の記載を整合させた。	博物館
243	指摘	第2章/第7 岐阜県博物館	6 刀剣研磨業務の業務委託契約	会長個人に対する委託である場合には、会長以外の刀工が従事する部分については再委託となることから、当該再委託について、書面による承諾手続を執るべきである。団体に対する委託である場合には、再委託の問題は生じない。もっとも、作業分野ごとに特定の刀工が分業で作業をしており、業務の成否は当該個々の刀工の作業に依存することになる以上は、会長の実績だけではなく、実際に作業に従事する刀工の氏名や実績等を把握しなければ、委託業務が適切に実施されるか否かを判断することはできない。よって、契約審査にあたっては、実際に作業に従事する刀工の氏名や実績等についても情報を収集した上で審査し、その過程を契約審査会議事録及び随意契約理由書に記載すべきである。	R4年度の契約において、委託先が団体であることを明確にし、契約審査会議事録、随意契約理由書、業務委託契約書及び検査調書の記載を整合させた。	博物館
244	指摘	第2章/第7 岐阜県博物館	8 事業計画等	岐阜県博物館のホームページ上において、事業計画を閲覧できるようにすべきである。	【改善報告】	博物館

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
244	指摘	第2章/第7 岐阜県博物館	8 事業計画等	自己点検・自己評価(博物館自己点検システムに基づく)について、いつ実施したものが、 年度等を明記すべきである。	【改善報告】	博物館
249	指摘	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称: サイエンスワールド)	3 事業	指定管理者は、プログラムの開発やリニューアルに取り組むべきである。	R3末にプログラムのリニューアルを実施した。	文化伝承課
249	意見	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称: サイエンスワールド)	3 事業	サイエンスショーのパフォーマー業務は、再委託ではなく、指定管理者自身において実施 することが望ましい。	雇用できる役者を一から探すことは非常に難しく、ご意見を踏まえた対応では 他社から引き抜きをしなくてはならない。また、再委託先は人材派遣をしている だけでなく、演技指導やショーの演出もしているため、運営ノウハウに長け ており、今後もこの形態を継続する方針である。	文化伝承課
251	指摘	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称: サイエンスワールド)	3 事業	自主企画事業が指定管理業務である場合、当該指定管理業務において作成する文書は 公文書である。県は、指定管理者との間で、①人材育成②講師紹介事業にかかる文書が 公文書であることを前提に、指定管理者が変更になった場合の、当該文書及び情報の取 扱方法を確認すべきである。	当該文書の取り扱いについては募集要項で明示されているとおり、指定管理 業務後には県に引き継がれる。そのため、指定管理者が変更になった場合にも 事業実施に必要な情報は変更後の指定管理者に提供する。	文化伝承課
252	指摘	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称: サイエンスワールド)	3 事業	サイエンスワールド職員による、サイエンスサポートQQと出張ワークショップとの境界が 不明確であり、実態として、職員のボランティアによる出張ワークショップとなっている おそれもある。指定管理者は、サイエンスサポートQQに現役職員を登録しない取扱いと するか、現役職員の登録を継続する場合には、職員に諾否の自由があることや、職員が ボランティアを希望したことが裏付けられる書面を作成しておくなど、運用方法を見 直すべきである。	職員がサイエンスサポートQQに参加する場合には、諾否の事由があること等 を裏づける書類として申請書を提出させた。	文化伝承課
252	意見	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称: サイエンスワールド)	3 事業	文化伝承課は、サイエンスワールド職員によるサイエンスサポートQQの登録状況や紹介 状況を把握したうえで、実態として出張ワークショップと同視できるものは指定管理料 の基礎となる積算に組み込むなど、業務を適切に把握して指定管理料を積算することが 望ましい。	実態は把握しており、指定管理料の積算に組み込む必要のあるものはなかつ た。	文化伝承課
252	指摘	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称: サイエンスワールド)	3 事業	サイエンスサポーターを外部ボランティアと位置付ける場合、液体窒素の管理責任はサ イエンスサポーター個人にあるから、施設内での保管は避けるべきである。	施設内で保管されないよう、サイエンスサポーターには液体窒素販売業者から 直接購入させる運用に変更した。	文化伝承課
253	指摘	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称: サイエンスワールド)	4 物品管理	前指定管理者が取得したと思われる備品で、県備品としての登録はなく、現在の指定管 理者の備品でもない備品について、県備品でないのであれば、前指定管理者との権利関 係を明確にし、寄付採納、借入等の手続をとるべきである。	対象のものはH19に独立行政法人科学美術振興機構より当時の指定管理者 である(財)岐阜県研究開発財団に消耗品として譲渡されたものであり、基本 協定書に基づき指定管理期間終了後は県に譲渡されている。なお、消耗品で あるため、現在の基本協定書の管理備品一覧にもなく、県の備品シールも貼ら れていない。	文化伝承課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
254	指摘	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	4 物品管理	薬品管理簿には、使用量を確実に記載すべきである。	令和4年度からは使用量をもれなく記載をしている。	文化伝承課
255	指摘	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	4 物品管理	毒物及び劇物の基準値以下に希釈したものであっても、そもそも毒物及び劇物に該当するものを外部提供することが予定されているのであれば、外部提供に対応する規程を整備すべきである。	薬品管理規程を改正し、外部提供に関する規定を追加した。	文化伝承課
255	意見	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	5 施設管理	個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成させることが望ましい。	防犯を目的して取得する映像データの管理等に関する取扱要綱を作成した。	文化伝承課
256	指摘	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	5 施設管理	薬品を被った際の緊急用シャワーは、緊急時に使用できるような状態に管理すべきである。	【改善報告】	文化伝承課
257	指摘	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	5 施設管理	文化伝承課は、建物を管理する者として、その著作権及び著作者人格権の取扱いの抛り所となる設計・建設当初の契約書につき、これを建物管理上常用に供するもの(常用文書)と解する又は保存期間の延長申請を行う方法等により、破棄せず保有し続けるべきである。	今後大規模改修等、著作権及び著作者人格権に影響するような事例が出た場合には指摘を受けたとおりの対応をする。	文化伝承課
257	意見	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	6 契約	パフォーマー業務の再委託契約を維持する場合、偽装請負の疑いが生じないよう、指揮命令権が委託先会社にあることや、指定管理者の収支上も委託費であることを明確にされたい。	既に館の業務員に責任者を置き、発注者と受託者の指揮命令系統を明確にすることで偽装請負の疑いが生じないようにしている。また、令和3年度より予算上も委託費となっている。	文化伝承課
258	意見	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	6 契約	指定管理者の契約に地方自治法施行令167条の2第1項(随意契約)が直接適用される訳ではないが、一社契約を継続する理由としては乏しく、更に競争原理を働かせる必要がある。文化伝承課は、施設管理業務を削減できた場合に、指定管理者に還元するなど、施設管理業務経費に競争原理を取り入れるための基本協定、仕様書内容を検討することが望ましい。	指定管理料の精算がないため、現時点でも施設管理業務を削減できた場合には指定管理者に還元される仕組みになっている。	文化伝承課
258	意見	第2章/第8 岐阜県先端科学技術体験センター(通称:サイエンスワールド)	7 指定管理者	新型コロナによる休業期間中は、県による補填が行われるべきところ、サイエンスワールドは入館料無料であるため、入館料減少による指定管理料の補填はないのは当然である。寧ろ、休業により指定管理者が支出を免れた経費について、清算を行うべきかを検討することになる。例えば、パフォーマー業務は労働契約ではなく再委託契約であるから、再委託契約の内容を精査したうえで、指定管理料の清算の必要性を検討することが望ましい。	例示されたものの場合、休館期間であっても再開後の業務内容を施設スタッフと協議する等、業務は発生しており、再委託先との契約額に変動はなく、経費の支出を免れていたわけではない。その他も同様で、支出を免れたものではなく、清算の必要性はない。	文化伝承課
269	指摘	第2章/第9 歴史資料館	3 行政資料(公文書)・歴史文書(古文書)の保管・管理	歴史文書(古文書)の目録作成について、100%に近づけるよう、5~10年単位で、どの家文書の目録化を完了するのか計画を立てるべきである。	・目録作成について、令和4~8年度の整理計画(寄贈資料5件、寄託資料2件、購入資料2件)を作成し、当該計画に基づき、進捗管理を行っている。	歴史資料館

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
270	指摘	第2章/第9 歴史資料館	3 行政資料(公文書)・歴史文書(古文書)の保管・管理	資料等のサンプリングによる現物実査は、あくまでも例外である。サンプリングによる現物実査で現物が確認できない場合や件数が合わない場合の対応方法を、要綱で明確化すべきである。例えば、件数が合わない場合には、当該年度に書庫から持ち出した文書及び誤って戻す可能性のある場所を捜索するなどの手順を定めることが考えられる。	・現物が確認できない場合や件数が合わない場合の対応方法を「岐阜県歴史資料館購入資料等管理取扱要領」に規定し、令和4年7月11日から施行した。	歴史資料館
272	指摘	第2章/第9 歴史資料館	4 借地	契約書添付図面、地積測量図等により、現地において、借地の範囲を確定すべきである。	・現地において契約書添付図面等をもとに、借地の範囲を示す境界杭(3本)と境界鉄(1個)を確認した。これにより、借地の範囲を確定した。	歴史資料館 法務・情報公開課
273	指摘	第2章/第9 歴史資料館	4 借地	今後の歴史資料館の目的や事業を検討した上で、今後、土地を購入するのか、速やかに方向性を定め、所有者と買い取りに向けた交渉を検討すべきである。	・建物の使用残期間を考慮し、賃借の継続と買取りとのコストを比較したところ、賃借を継続した方が有利であるため、当面、現行どおりとする。	法務・情報公開課
276	指摘	第2章/第9 歴史資料館	5 岐阜県歴史資料保存協会	古文書読解講習会業務委託仕様書は、業務の概要を示すのみであり、それ以外の詳細な事項については、歴史資料館と、「その都度」、協議して決定することを前提としている。そのため、業務の内容について具体性を欠き、担当者が交替した際に、一定の品質水準を保つことが出来るか疑問である。 仕様書の内容をより具体化すべきである。	・令和4年度の仕様書において、その都度協議し決定していた業務内容の詳細や委託業務を遂行する上での留意事項などを具体的に表記した。	歴史資料館 法務・情報公開課
287	意見	第2章/第10 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	3 施設管理	「利用者の視点に立った運営」という観点より、ホームページにおいて、入館当日の利用額が、「通常時」に該当するのか、又は「企画展開催時」に該当するのか、一見して明確に判別できるようにすることが望ましい。	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
290	意見	第2章/第10 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	3 施設管理	アナログキーに対する現状の管理手法等については、一定程度の合理性及び管理実態は認められるが、事後的に使用者等の検証を行うことができないため、電子キーと同様に、アナログキーの管理簿を調製することが望ましい。	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
293	意見	第2章/第10 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	3 施設管理	岐阜関ヶ原古戦場記念館におけるサポーターが、対価の伴わないボランティア活動であることや、上記「量から質へ」の転換という観点からは、単純に増員を図ることのみを目標とすべきではない。 しかし、その募集及び養成業務に係る委託費用が相当程度投じられていることを考慮すれば、減少の理由を網羅的に把握して、更なる減少を回避し、投じた費用に対する効果を最大限発揮・維持し、今後の知識・経験を活かした活動の充実・継続に繋がる取組みを推進していくことが望ましい。	R4年度更新時に、不更新者から理由を聞き取るとともに、更新者にも期待する活動を聞き取り。4/9の研修会で活動の幅を広げる方針を決定し、ワークショップの企画・実施、教育旅行のサポート、平日活動日の設定などを実施した。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
293	意見	第2章/第10 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	3 施設管理	岐阜県個人情報保護条例をはじめとして既に全庁的な運用がされている個人情報関係規程類において、防犯カメラ映像等の個人情報の外部提供事由、管理責任者等が定められているが、防犯カメラ映像を一時的に確認するための立会人、方法及び場所など、防犯カメラ映像に係る具体的な管理・運用方法については、個々の施設の映像データの取得方法、関係資器材により異なるため、施設の特性に依じた方法を定めたマニュアルを策定することが望ましい。	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
294	指摘	第2章/第10 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	4 資料収集	岐阜関ヶ原古戦場記念館は、同資料収集委員会設置要綱の運用に従い、資料収集委員会において資料の価格評価を行うべきではなく、今後、現状の要綱の運用を維持するのであれば、同委員会において価格評価等の言及に至らぬよう、事前に各収集委員に周知すべきである。	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
295	意見	第2章/第10 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	4 資料収集	刀剣の購入に際する資料収集委員会において、価格評価に関する意見が出された点につき、岐阜関ヶ原古戦場記念館の説明によれば、資料収集委員会の委員が、刀剣の専門家であったためとのことであった。 仮に、資料収集委員に同専門家等が選任されており、別途価格評価に関する専門家等を用意することが困難又は別途専門家の意見を聴取することが不経済な事情が存するのであれば、資料収集委員会において、専門家等の立場より資料の真贋及び価格評価をも含めて自由闊達な議論・意見が出せるよう、その実態に沿った運用規程への改定を検討するのが望ましい。	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
296	指摘	第2章/第10 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	5 広報	ホームページは、集客(利用者の入口)・利用促進及び利便性向上に資する重要な位置づけ・機能を有することから、その利便性を減殺するリンク切れ等が生じないように、サイトの保守管理・メンテナンス業務の一環として、常に内容を確認するとともに、上記各リンク切れ等の不具合箇所につき、修正・更新すべきである。	【改善報告】	岐阜関ヶ原古戦場記念館
296	意見	第2章/第10 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	6 他施設との連携	岐阜県博物館、岐阜県図書館等の歴史・文化に関連する県有施設との連携はもちろんのこと、都市公園等の他分類における県有施設を中心に、より一層の連携を図るとともに、近隣民間施設との連携をも積極的に模索し、県有・民間施設を総合的に活用した利用者の促進という相乗効果を図っていくことが望ましい。	令和4年3月9日から関ヶ原町内民間施設(せきがはら人間村)と記念館・町有施設との相乗効果を誘引するイベント「関ヶ原4館周遊ラリー2022」を開催するなど積極的に民間施設との連携を進める。	岐阜関ヶ原古戦場記念館
297	意見	第2章/第10 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	6 他施設との連携	岐阜関ヶ原古戦場記念館の合目的で効率的な運用を図るためには、岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会等による施設単独での単年度ごとの事業計画のみならず、関係各機関との統一的・全体的な視点から、関ヶ原古戦場の将来にわたる中長期的な指針・計画を定めることが必要である。 観光資源活用課は、岐阜関ヶ原古戦場記念館及び関ヶ原町をはじめとする関係各機関と協議の上、施策の連続性を有する中長期的な指針・計画の策定作業を可能な限り速やかに完了させ、同計画のもと施設を運営することが望ましい。	令和4年7月21日、関ヶ原古戦場グランドデザインのフォローアップ懇談会メンバーを集めた事業評価会議を開催。平成27年3月に策定されたグランドデザインの評価、その課題に対する今後の対応策を策定。当該対応策をもとに、関ヶ原町、周辺施設と連携し、記念館の運営及び関ヶ原古戦場の活性化を進めていく。	観光資源活用課
307	指摘	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	3 施設管理	施設の展示機数やその性質(実物又は模型)は、施設の基本情報であり、かつ、利用者の関心事項でもあることから、速やかにホームページの記載を正確な内容に訂正するとともに、今後も記載内容が現状を正確に反映しているか等につき、随時確認・更新作業を行うべきである。	イベントや新規企画の内容をホームページ上へ速やかに掲載することとしており、更新も随時行っている。	航空宇宙産業課
308	指摘	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	3 施設管理	鍵の使用・保管業務を常に点検し、鍵の紛失等によるトラブル・リスクを回避するという管理簿作成の趣旨を徹底し、もって適正な事務処理を図るべきである。	管理簿作成の趣旨を職員に徹底した。現状、鍵を適正に管理している。	航空宇宙産業課
309	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	4 物品管理	航空分野のみならず、宇宙分野に係る資料においても、業界団体関係者等との面談や企業訪問などを実施し、積極的に資料の収集・受入れを図ることが望ましい。	宇宙航空研究開発機構(JAXA)を訪問し、博物館へ提供(貸与)可能な展示物等の情報を収集した。	航空宇宙産業課
310	指摘	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	4 物品管理	指定管理者は、自ら受入れた高額でない資料につき、物品受払台帳等に記載して、これを適正に把握・管理すべきである。 また、航空宇宙産業課は、指定管理者に対して、同受入れ資料の名称及び基本情報等を遅滞なく報告させ、その情報共有を図るべきである。	受け入れた資料の一覧を作成し、新たに受け入れた資料について遅滞なく県市に報告している。	航空宇宙産業課
311	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	4 物品管理	各務原市が所有する航空機の権利関係等の詳細については、市が所有する使用貸借契約書等の内容を確認した上で、少なくとも同物品の具体的な管理行為を行う指定管理者において、同契約書等の写しを所持・保管することが望ましい。	市が所有する賃貸借に係る書類の共有を受けた。	航空宇宙産業課
312	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	5 情報管理	個人情報の保護・管理の重要性に鑑みれば、防犯カメラの映像データの保管方法、期間、外部提供事由及び管理責任者等を定めたマニュアル等を策定することが望ましい。	防犯カメラの管理規定を整備し、適正な運用を行っている。	航空宇宙産業課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
312	指摘	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	5 情報管理	電子メールアドレスは、流出・悪用により個人の財産等へ重大な影響を及ぼし得る情報資産であることから、その管理については、上記情報セキュリティ対策基準の遵守を徹底すべきである。	職員研修等を通じ、情報セキュリティ対策基準の順守を徹底した。	航空宇宙産業課
313	指摘	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	6 危機管理	来館者に受傷等の事故が生じた場合には、危機管理マニュアルに従い、直ちに航空宇宙産業課等へ事実関係の報告を行った上で、将来の予防策を協議し、必要な対策を講ずべきである。	危機管理マニュアルに従い、危機管理事案が発生した際は、直ちに県市に報告することとし、現状実施している。	航空宇宙産業課
314	指摘	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	7 職員の管理等	指定管理業務の一環として実施された上記職員研修については、同実施結果等を書面に記載した上でこれを保存し、同書面にに基づき、業務報告(毎月)及び事業報告(年度)を行うべきである。	研修実施結果について、月次及び年次での業務報告を行った。	航空宇宙産業課
314	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	8 他機関等との連携	岐阜県博物館以外にも、他の県有施設との積極的な連携を検討・企画し、もって双方施設の入館者数増加等の相乗効果を図ることが望ましい。	空宙博のパネル展(はやぶさ2、人工衛星)を岐阜県図書館で開催するなど他の県有施設との連携強化を行った。	航空宇宙産業課
315	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	8 他機関等との連携	県有施設以外にも、県外の連携施設である「あいち航空ミュージアム」及び「石川県立航空プラザ」については、共通入場券販売等の事業連携のみならず、施設の運営・利用・展示方法等につき、より積極的に情報共有を図り、各施設における制度設計の利点を学び、これを活かすことが望ましい。 民間業者の有するノウハウ(最新式の各種シミュレーターの導入、各種展示機等の展示方法並びにレストラン及びカフェの設置場所)等につき情報共有を図り、学べる点については、これを積極的に導入されたい。令和3年度第1回岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者評価委員会において、「来館者に占める女性の割合が低い」と意見されていることにも鑑み、親子で気軽に入館・体験できる施設を設け、リピーター率を向上させた点等につき情報共有を図り、学べる点については、これを積極的に導入されたい。	県外の1団体・5施設(日本航空協会、科博廣澤航空博物館、所沢航空発祥記念館、三沢航空科学館、航空科学博物館、あいち航空ミュージアム)と展示機体YS11の初飛行60周年を機に共同プロジェクトを令和4年8月30日に実施した。また、他施設を参考に体験装置等の導入を検討することとした。	航空宇宙産業課
316	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	8 他機関等との連携	宇宙少年団各務原分団との間で、より積極的に情報交流・人材交流(ボランティアや賛助会員等)を図った上で、年度協定書において、具体的な共同事業を企画・記載する等して、これを計画的に実施し、もって将来の航空宇宙産業を担う人材の育成に努めることが望ましい。	宇宙少年団各務原分団員にジュニア宇宙飛行士の講師を委嘱した。また団の活動や団員募集に協力している。	航空宇宙産業課
317	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	8 他機関等との連携	岐阜県内の各教育機関のうち、より専門性を有する工業高校はもちろんのこと、小学校・中学校・高校や、岐阜工業高等専門学校及び中日本航空専門学校等との間でも、人材育成という観点から、施設への来館や企画に関する連携を検討されたい。「将来の航空宇宙産業を担う人材の育成」という観点から、特に県立岐阜工業高等学校における「岐阜県成長・雇用戦略」に基づく「モノづくり教育プラザ」事業との有機的な連携・相乗効果を図ることが望ましい。	小・中・高校生を対象とした教育プログラムを実施している。小学校5年生から中学校3年生を対象に開催する航空教室スペシャル講座では、中日本航空専門学校において航空機の仕組みや整備手法を教えている。また、県立岐阜工業高等学校1年生が岐阜かかみがはら航空宇宙博物館で実習をや日頃の学習の成果を発表するものづくり見本市を開催している。	航空宇宙産業課
318	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	8 他機関等との連携	航空宇宙産業クラスター形成特区に位置付けられた岐阜県内各市町に所在する航空宇宙産業関係企業との間で、面談や企業訪問を実施し、より積極的に情報共有を図るとともに、航空宇宙産業に関する資料の受入れや、最新技術の展示を主とした航空宇宙産業展を企画する等、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館が、航空宇宙産業クラスター形成特区における情報交流・発信の場として利活用できるよう計画・実行することが望ましい。	航空宇宙産業クラスター形成特区に位置付けられた県内航空宇宙産業関係企業を訪問し、博物館での資料や製品の展示の可能性等を含め情報交換した。	航空宇宙産業課
319	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	8 他機関等との連携	航空宇宙産業における資料の収集及び人材育成並びに施設利用者の促進等という観点からは、必ずしも個人に比して法人との連携が有用とまでは断定できないことから、賛助会員拡大に関する対象者を、特に法人に絞ることなく、門戸を広げて個人に対する積極的な広報活動を展開することが望ましい。	賛助会員の拡大に向け、法人、個人を問わずHPで告知するなど積極的な広報を行い、会員数の増加を図った。	航空宇宙産業課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
321	意見	第2章/第11 岐阜かかみが はら航空宇宙 博物館	9 事業計画・評価	アンケート回答結果の分析に際し、来館のきっかけ「その他」においては、具体的にどのような事由に基づくものか等、その詳細の整理・集計を図ることが望ましい。	「口コミ」を選択肢に加え、アンケートの内容がこれまでよりも詳細に把握できるようにした。	航空宇宙産業課
329	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	3 物品管理	指定管理者が管理する著作物を適切に管理するために、修繕に関するマニュアル及び著作者との協定書を締結すべきである。	指摘のあったモニュメントについては、修繕や特別な管理が必要になった都度、県が主体となって製作者と協議したうえ対応することとした。	文化創造課
329	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	3 物品管理	防犯カメラの映像が写し出されるモニターの操作方法を確認し、当該管理業務に従事する全ての職員が防犯カメラによる監視をできるようにすべきである。	関係職員に対し操作研修を実施した。	文化創造課
330	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	3 物品管理	価値のある書及び置物であるからその目的に応じた運用をすべきである。	【改善報告】 14階のレストランで展示を開始した。	文化創造課
330	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	3 物品管理	芸術品の保管について、落下物のない場所で保管したり、破損しやすい作品については、緩衝材で包んで損壊を防ぐなど適切な方法で管理すべきである。	適切な場所へ移動させたうえ、緩衝材で包むなどして適切な管理状態とした。	文化創造課
331	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	3 物品管理	ホームページで著作物を紹介するなどし、広く県民及び利用者に著作物を案内し、県有著作物の有効活用をすべきである。	著作物の案内看板を制作し、館内に設置した。	文化創造課
331	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクトST ROAN	適正かつ公正な審査を担保するために、審査員の選任基準あるいは選定理由、任期に関する議事録を作成すべきである。	審査員の選定理由及び任期を明文化した。	文化創造課
332	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクトST ROAN	適正かつ公正な審査を担保し、STROANの目的を果たすために、審査員を複数名にする、あるいは、実技の審査項目を細目化し、審査結果の客観性を高めるべきである。	審査員を複数名にした。	文化創造課
332	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクトST ROAN	STROANIは、自主企画事業であり、指定管理者が当該業務を行っていることから、当該業務に関する契約については、契約者を指定管理者であるふれあいファシリティとして行うべきである。	契約者を指定管理者名として契約を締結した。	文化創造課
332	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	4 ぎふ弦楽器貸与プロジェクトST ROAN	楽器の所有者は岐阜県であることから、保険証明書の楽器所有者には岐阜県と記載すべきである。	現行の保険証明書の楽器所有者を岐阜県に変更した。	文化創造課
333	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	5 施設管理	会議室の使用順位を決定するルールを明記すべきである。	貸館使用順位の決定ルールを明記した。	文化創造課
333	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	5 施設管理	県のルールに従って、廃棄処分を検討し、少なくとも、いつまでに廃棄処分をするかの具体的計画を立てるべきである。	同時通訳機は備品ではなく、設備として設置されたものであるため、備品としての廃棄処分に関する手続きは行わない。今後、会議室の目的変更等のための改修工事を行う場合に、必要に応じて撤去する。	文化創造課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
333	意見	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	5 施設管理	防犯カメラについては、岐阜県個人情報保護条例などの法令による制約に反することがないよう、防犯カメラの設置使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。	防犯カメラに関する規定を作成した。	文化創造課
334	意見	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	5 施設管理	監視カメラについては、岐阜県個人情報保護条例などの法令による制約に反することがないよう、防犯カメラの設置使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。	監視(防犯)カメラに関する規定を作成した。	文化創造課
334	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	5 施設管理	行政財産の目的外使用許可を受けた区画を委託先業者に占有使用させることは、状況によっては、転貸と評価される場合もある。 文化創造課及び指定管理者は、転貸に該当するか、管財課と協議して、転貸等の許可手続等について検討すべきである。	本件は指定管理者から第三者への契約に基づく運営委託であり、転貸には当たらないと判断した。	文化創造課
335	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	5 施設管理	指定管理者が自主事業を第三者に委託して行う場合には、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、県に対し、再委託の申請を行い、承認を受けるべきである。	指摘のあった事業は自主事業と位置づけられているため、再委託の申請は不要と判断した。	文化創造課
336	意見	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	6 指定管理者	指定管理業務について、施設管理とサラマンカホールの企画事業を分けて募集をするなど、指定管理者の募集に関し、より多くの団体の応募を促し競争原理を働かせる募集方法を検討することが望ましい。 また、音楽文化の創造と県のイメージアップを効果的に実現するために、サラマンカホールの企画事業については、5年ではなく、例えば10年などの長期間を指定管理期間にして、指定管理者による人材投資を促し、実績と経験を積める環境を整えることが望ましい。	指定管理の申請に関しては、多分野に対応できる1者のみが申請可能としているものではなく、それぞれ特定分野を得意とする複数者の共同体でも申請可能とすることで競争性を確保している。 指定期間に関しては、本県では競争性の確保と安定したサービスを提供する観点から指定期間を原則5年としており、長期化には参入機会の減少というデメリットもあるため、原則どおり指定管理期間は5年とする。	文化創造課
336	指摘	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	6 指定管理者	管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、利用者に対する公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等について、本施設を「熟知した」専門家等から評価を得るためには、現地視察が不可欠である。現地を視察しなければ、上記各項目について、「熟知」することはできない。 指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	新任の評価員については、必ず現地視察を行うこととした。また、継続の評価員については、希望者について現地視察を行うこととし、視察が行われたことは議事録に記載することとした。	文化創造課
341	意見	第2章/第12 OKBふれあい 会館・サラマン カホール	8 OKBふれあい会館の基本計画 (ランドデザイン)	OKBふれあい会館の基本計画として、特に稼働率の低い施設について、今後も既存の施設形態を維持したまま運営をしていくのか、あるいは、既存の施設形態に捕らわれず全く異なる使い方をするのか長期的な方針を定めた上で、現在利用率が低い施設の修繕や改装の必要性の有無・優先順位を検討することが望ましい。 また、今後の施設の修繕や改修を行う場合には、利用目的を明確に定め、当該目的との関連性を検証することが望ましい。	稼働率の低い施設について、修繕や改修の予定は現在なく、県有施設長寿命化計画をもととした施設全体の維持管理に必要な修繕工事については計画的に行うこととしている。今後、稼働率の低い施設について、修繕や改修を行う場合は、利用目的を明確に定め、当該目的との関連性の検証を行う。	文化創造課
347	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	3 情報管理	飛騨コンソーシアム文書管理規程については、岐阜県公文書規程と同様の保存期間を定めるべきである。	飛騨コンソーシアム文書管理規定の会計書類の保存期間について岐阜県の公文書規程と同様の保存期間を定めた。	文化創造課
348	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	3 情報管理	施設のホームページが個人のサーバーで管理されており、レンタルサーバーの契約内容を修正し、指定管理者名による契約に統一すべきである。	指定管理者名による契約とした。	文化創造課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
349	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	4 物品管理	本件覚書は、高山市が、県の施設を倉庫として使用する内容であるが、このような倉庫としての利用方法は、本施設の目的外使用である。目的外使用許可は県が許可を与えるものであり、指定管理者が独自に許可を与えられるものではない。覚書の内容からは、指定管理者において、市有美術品を借り入れている側面もあると思われるが、倉庫としての使用であることに変わりはなく、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の 手続等を検討すべきである。	本美術品は指定管理者が高山市から無償貸与を受け、それを指定管理事業のなかで展示に活用しているものであり、倉庫への保管も指定管理業務の一環であるため、目的外使用許可を必要としない。	文化創造課
350	意見	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	4 物品管理	寄託による物品の受け入れの場合、県有財産としての物品登録調書の作成は必要ないとしても、他者の物品を保管していることから、寄託物品の目録等を作成すべきである。	寄託資料台帳を作成した。	文化創造課
350	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	4 物品管理	施設内に存在する物品の中で、所有者不明物品については、所有者を確認の上、県有財産であるかどうかを確認し、寄附採納等の手続を行うべきである。(保管物品)	各物品について、所有者を確定し、必要な手続を行った。	文化創造課
351	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	4 物品管理	施設内に存在する物品の中で、所有者不明物品については、所有者を確認の上、県有財産であるかどうかを確認し、寄附採納等の手続を行うべきである。(応接室)	各物品について、所有者を確定し、必要な手続を行った。	文化創造課
351	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	4 物品管理	空きスペースをギャラリーとして活用することは良い取り組みであるが、施設利用であるとするれば、条例に従った施設利用のルールに従った取り扱いが必要である。ギャラリー利用規約があるものの、①本来の利用方法と異なる手続を定めており、利用料金の減免申請の手続を取るなどの方法を採用、②指定管理者自体が物品を借り入れた上で指定管理者として設置するなど、管財課と協議の上、手続を検討すべきである。	展示ギャラリーは、指定管理業務の一環として実施するものであるため、利用料金を定めて貸館として実施するものではない。	文化創造課
352	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	4 物品管理	避難所としての利用や、災害備蓄品の保管は、本来の利用目的とは異なることから、市からの災害備蓄品の保管に関する、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	防災備蓄品の保管に関しては、災害対策基本法で定められたとおり、管理者(指定管理者)と高山市の間で、施設使用に関する同意が記載された覚書を締結しているため、県の目的外使用許可の手続きは必要ないことを関係課と協議して判断した。	文化創造課
353	意見	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	5 施設管理	指定管理料の削減を行うことそのものは、過剰の支出を抑制する効果があるため認められるべきところではあるが、平成22年の見直し直後も、指定管理者による事実上の保守点検業務を行っていたのであれば、必要な業務との整理も考えられる。現在までには仕様書の見直しを行っているとのことであるが、事業実施報告書では、平成22年以降の点検が全く行われていないかのような報告にもなっている。改めて仕様書の記載が必要な業務内容が網羅されているかを確認すると共に、事業実施報告書の書式も、点検の実施状況等が分かるよう、見直しを検討することが望ましい。	令和3年度からの指定管理期間について、事業実施報告書の書式(指摘該当部分)の見直しを行った。	文化創造課
354	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	5 施設管理	設置された物品が、指定管理者が管理する物品であるならば、当該物品は指定管理者の管理責任が存在することは否めず、物品の管理について、物品を提供する業者の責任とするのであれば、その旨を明確に定める契約書等の整備が必要不可欠である。契約書も存在しない場合、施設内で実際に盗難等が発生した場合に責任問題が不明瞭であり、指定管理者が、実際の管理者である以上は管理責任がないとはなりがたい。責任の所在を把握して適切な管理を行うためにも、契約書等を作成するなど、適切な管理を行うべきである。	指定管理者と物品を提供する業者の間で責任の所在を明らかにする文書を作成した。	文化創造課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
354	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	5 施設管理	設置者の責任に基づいて設置者が独自で物品を設置しているとするのであれば、当該設置行為は、ミュージアムの運営に協力する一方で、展示販売としての施設を使用する側面があり、展示販売としての使用にあたっては、行政財産の目的外使用許可が必要である。 物品の設置の主体や目的等を確認し、管財課と協議の上、行政財産の目的外使用許可の手続きを行うなど、適切な管理を行うべきである。	ミュージアム棟における飛騨家具等の展示は、県が仕様書で示した「県民の文化活動や地域活動を支える拠点、観光や産業振興等の拠点」をテーマに指定管理者の工夫で行われているものであり、指定管理業務の一環である。また、展示は販売を目的にしたものではなく、地域振興の一環として、購入希望者がいた場合、家具等の作成会社を紹介するのみであるため目的外使用許可は必要としない。	文化創造課
356	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	5 施設管理	指定管理者は、レストランの運営業務について、第三者に委託しているとも考えられる。しかし、部分的な委託と転貸の違いは、任された側の主体の独立性に中心があると考え、第三者である民間業者がレストランの全てを担い独立した収益を得ている以上は、指定管理者から独立した運営になっていると考える。 このような場合、実質的には、指定管理者の行為は禁止されている転貸行為に該当する可能性がある。 転貸等に当たるのか実態を確認の上、行政財産の目的外使用許可の必要性を含めて、管財課と協議し、許可等の在り方を検討すべきである。	本件は指定管理者から第三者への契約に基づく運営委託であり、転貸には当たらないと判断した。	文化創造課
357	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	5 施設管理	指定管理者が指定管理業務に付随する業務を第三者に委託して行う場合には、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、県に対し、再委託の申請を行い、承認を受けるべきである。	指摘のあった事業は自主事業と位置づけられているため、再委託の申請は不要と判断した。	文化創造課
357	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	5 施設管理	実際の利用者は高山市ではなく、高山市から独立した法人格を有する一般財団法人飛騨高山大学連携センターである以上、同法人が行政財産の目的外使用許可を受けることが相当であると考え。管財課と協議の上、適切な行政財産の目的外使用許可を行うべきである。	大学連携センターは高山市から事業を受託し、高山市の管理監督下で事業を行う法人であるため、高山市が目的外使用許可を受けることが相当であると判断している。	文化創造課
358	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	5 施設管理	高山市が行う避難所設置は飛騨・世界文化センターの本来の目的とは異なる使用方法であり、行政財産の目的外使用許可が必要であるところ、使用許可を与えることができない指定管理者が利用に関する取り決めを行っている。 指定管理者が、災害時に高山市に協力すること自体は重要であるため、指定管理者が適切に対応できるよう、県が主体となって、高山市と覚書を締結すべきである。	災害対策基本法によって「市町村長は避難場所の管理者の同意を得ること」とされており、この管理者は施設の管理者(鍵の管理等)を示しているため、指定管理者と高山市との覚書が適正であることを関係課と協議して判断した。	文化創造課
358	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	5 施設管理	管財課と協議の上、高山市に対する行政財産の目的外使用許可手続について検討すべきである。	避難所設置に関しては、災害対策基本法で定められたとおり、管理者(指定管理者)と高山市の間で、施設使用に関する同意が記載された覚書を締結しているため、県の目的外使用許可の手続きは必要ないことを関係課と協議して判断した。	文化創造課
359	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	6 関連団体	指定管理者とは別の団体が行う活動である。活動を行う飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、行政財産の目的外使用許可について判断すべきである。	活用推進協議会事業は仕様書に定められた指定管理事業であり、目的外使用許可は必要ないと判断した。	文化創造課
360	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	6 関連団体	少なくとも、50万円を超える製作費については、報償費とするのではなく、契約(委託契約等)として、相見積もりを取り、契約書を作成すべきである。	契約書を作成し委託費にて支出した。	文化創造課
360	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	6 関連団体	飛騨・世界生活文化センター活用推進協議会に対する負担金に関し、監査対象団体であることの届出を、監査委員事務局に提出すべきである。	協議会負担金を監査対象として報告した。	文化創造課

報告書 員	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
361	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	6 関連団体	<p>県は、共同体に対して指定管理を行っているが、株式会社飛騨コンソーシアムを設立しているのであれば、同社が指定管理者となるのが本来の在り方とも考えられる。社会保障の為の便宜上の法人格とすることは適切な運営とは言い難い。</p> <p>指定管理者は、「事務人材管理委託」契約を行っているとするが、同委託契約が、派遣契約であるのか業務委託契約であるかも不明であり、法的な位置づけは整理する必要がある。</p> <p>人材派遣と業務委託の違いは、派遣先における指揮命令権の有無にあるが、形式上は、指定管理者に指揮命令権があるとしても、その人材のほとんどが株式会社飛騨コンソーシアムの社員であることからすると、全面的な再委託と評価し得るところである。</p> <p>指定管理者として誰が適切なのか、株式会社飛騨コンソーシアムと締結している「事務人材管理委託」を再委託とするのかなど、管財課と協議の上、検討すべきである。</p>	第三者委託として県に申請がなされ、これを承認した。	文化創造課
362	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	7 事業評価	<p>飛騨・世界生活文化センターにおける指定管理料としての支出と飛騨センター活用推進協議会への負担金の支出は、そもそも異なる事業であり、それぞれ別々の予算要求を行うべき事業である。一つに取りまとめることでその評価は曖昧になり適切な事業評価がなされているとは言い難い。指定管理料と負担金については、それぞれ別の事業評価調書に記載すべきである。</p>	令和5年度当初予算要求より、指定管理料と協議会負担金について、それぞれ別の予算要求とし、事業評価調書も別に作成した。	文化創造課
362	指摘	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	7 事業評価	<p>管理の基準の充足状況、本施設の設置目的の達成状況、公共性の確保の状況、経営状況、派生的効果等について、本施設を「熟知した」専門家等から評価を得るためには、現地視察が不可欠である。現地を視察しなければ、上記各項目について、「熟知」することはできない。</p> <p>指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。</p>	新任の評価員については、必ず現地視察を行うこととし、継続の評価員については、希望者について現地視察を行うこととした。また、視察が行われたことは議事録に記載することとした。	文化創造課
364	意見	第2章/第13 飛騨・世界生活 文化センター	8 基本計画(ランドデザイン)	<p>施設の有効活用のためには、長期的な視点に立った計画を定め、その計画に沿って、指定管理者制度を運用する必要がある。長期的な視点に立った計画が行われていなければ、今後も、施設として目指すべき方向性を定めて、有効性、効率性、経済性を意識した事業運営を行うことができない。</p> <p>また、施設の目的として、飛騨地域国際交流拠点のマスタープランが存在していた。しかし、国際交流拠点の主要施設の1つである世界民族文化研究所に関する運営方針は特段計画されていない。</p> <p>担当課において、世界民族文化研究所も含めて、今後、どのような長期的視点で運営するのか計画した上で、指定管理者に運営を委託することが望ましい。</p>	飛騨・世界生活文化センター条例の第1条に定められた施設の設置目的「生活文化を中心とした県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与する」に沿って指定管理を行っている。	文化創造課
373	指摘	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	3 指定管理者	<p>公益財団法人岐阜県教育文化財団に対する特定者指名の理由として、指定管理者審査委員会において挙げられた理由のうち、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自主財源を確保し同財団の経営基盤強化を促すとの点は、地方自治法の定める指定管理の要件、ぎふ清流文化プラザ条例及び岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインの定める指定管理者選定の基準のいずれにも合致しないものである。特定者指名は、法令及びガイドラインの定める要件及び基準に沿って行うべきである。</p> <p>なお、特定者指名の理由として、①維持管理と文化振興事業の一体的実施による効率的な施設運営、②本県施策と密接に連携した事業展開を行う団体による管理運営も理由として挙げられており、これらは上記規範に合致するものといえる。</p> <p>しかし、後述のとおり、公益財団法人岐阜県教育文化財団への特定者指名による指定管理には、会計の特殊性(チケット収入を指定管理者の自己財源に入れる)、岐阜県への納付額が指定管理者の利益(収支差額)を基準として算定されない方式となっているという、岐阜県が行っている他の指定管理にはない特殊性がある。これらはいずれも、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自己財源確保による同財団の経営基盤強化に適用ものである。</p> <p>このことからすると、上記①②だけでなく、公益財団法人岐阜県教育文化財団の自己財源確保による同財団の安定的な事業推進体制の確保という点も、同財団への特定者指名の目的に含まれていたことがわかる。</p>	審査委員会での県の発言は特定者指名の理由ではない。特定者指名は法令及びガイドラインの定める要件及び基準に沿って行っている。	文化創造課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
378	指摘	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	3 指定管理者	評価員に施設を案内したことについても議事録に記載すべきである。	新任の評価員については、必ず現地視察を行うこととし、継続の評価員については、希望者について現地視察を行うこととした。また、視察が行われたことは議事録に記載することとした。	文化創造課
378	意見	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	4 施設管理	自主事業は、指定管理者が指定管理の対象である施設において自主的に実施する事業であり、義務として行う事業ではない。指定管理業務の中にも含めるか、または岐阜県が直接業者に委託することが望ましい。	制度所管課の定めるガイドラインと要領に沿って自主事業としたものである。	文化創造課
378	指摘	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	4 施設管理	公益財団法人岐阜県教育文化財団が喫茶室の運営及び子育て支援スペースの運営を第三者に委託して行う場合には、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、岐阜県に対して申請を行い、承認を得るべきである。	指摘のあった事業は自主事業と位置づけられているため、再委託の申請は不要と判断した。	文化創造課
379	指摘	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	4 施設管理	行政財産の目的外使用許可を受けた区画を委託先業者に占有使用させることは、状況によっては、転貸と評価される場合もある。文化創造課及び公益財団法人岐阜県教育文化財団は、転貸の許可手続について、管財課と協議して、検討すべきである。	本件は指定管理者から第三者への契約に基づく運営委託であり、転貸には当たらないと判断した。	文化創造課
379	指摘	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	4 施設管理	障害福祉課職員が、岐阜県(障害福祉課)の業務として電気を使用しているのであれば、電気代の精算(公益財団法人岐阜県教育文化財団使用分と障害福祉課職員使用分を区分して精算すること)が必要となる可能性がある。そこで、文化創造課は、障害福祉課との間で、電気代の精算について協議し、その結果を文書に記録すべきである。	文化創造課と障害福祉課との間で、電気代について協議し、その結果を文書に記録した。	文化創造課
380	指摘	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	4 施設管理	撮影による使用に許諾を要する必要がある芸術作品の存在が仕様書に明記されているにも関わらず、指定管理者も文化創造課担当者も認識していなかった。仕様書に明記されている内容については、指定管理者および文化創造課において把握しておくべきである。	指定管理者および文化創造課において、仕様書に明記されている内容について確認した。	文化創造課
381	意見	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	5 県民による施設の利用	ぎふ清流文化プラザ、OKBふれあい会館・サランカホールでは、特定の時期に施設を利用できない県民が存在する。県民の利用希望の多い土・日曜日に開催している主催事業を平日に開催することなどを検討し、県民が利用可能な土・日曜日の増加に努めることが望ましい。	プラザの設置目的は県民文化の振興であり、指定管理者が土・日曜日を主として仕様書で定められた文化事業を実施するのは、県民の参加しやすさを考慮してのことである。そのうえで、予備日を少なくするなどして、可能な限りの県民が利用可能な土・日曜日の増加に努める。	文化創造課
383	指摘	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	6 契約	随意契約の理由によれば、公益財団法人岐阜県教育文化財団が指定管理者を務めるぎふ清流文化プラザが地歌舞伎公演の開催場所であることが、同財団との一者随意契約の理由になっていることが分かる。しかし、随意契約理由書の記載からは、なぜ地歌舞伎公演の開催場所がぎふ清流文化プラザに限定されるのかが明確ではない。この点につき、文化創造課によれば、そもそも地歌舞伎公演は、ぎふ清流文化プラザで開催することを前提として、岐阜県が予算措置した事業であるとのことである。そうだとすれば、当該事情についても随意契約理由書に記載しなければ、契約の相手方が公益財団法人岐阜県教育文化財団に限定されることの説明としては不十分である。よって、随意契約理由書には、県事業として開催する地歌舞伎がぎふ清流文化プラザでしか実施できないものであること及びその理由も明記すべきである。	令和4年度の契約には指摘された点を明記した。	文化創造課
384	指摘	第2章/第14 ぎふ清流文化 プラザ	6 契約	随意契約理由書のうち、(c)同社は県からの広報業務も受託しており県広報との相乗効果も期待できる については、推測にとどまると思われるし、「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」に該当する理由となるかどうかは疑問である。一者随意契約とするのであれば、他の業者ではなし得ないものであることを、より説得的に記載すべきである。	憶測による理由は記載せず、適切な随意契約理由とした。	文化創造課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
396	指摘	第3章/第1 養老公園	3 施設管理	地積測量図等により、現地において境界に標柱を埋設するなどして、民有地等との境界の範囲を確定すべきである。	区域は確定しており、現状で支障なしと考えている。	都市公園課
396	指摘	第3章/第1 養老公園	3 施設管理	都市公園台帳を、毎年1回は更新すべきである。なお、都市公園課は、令和3年3月に策定した「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、令和3年度中に更新することである。	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
396	指摘	第3章/第1 養老公園	3 施設管理	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を大垣土木事務所に提出すべきである。また、大垣土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。 情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					許可一覧については、更新の都度、都市公園課に提出し、情報共有する。	大垣土木事務所
397	指摘	第3章/第1 養老公園	3 施設管理	都市公園台帳とともに、具体的な作業実施スケジュール等を策定した上で、同スケジュールに従い、順次その物件の存否及び権利・許可関係を整理・把握し、各種管理台帳を更新すべきである。	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
399	指摘	第3章/第1 養老公園	3 施設管理	公園内の建築物等については、日常の点検等により、その現状・危険性の有無及び程度を常に把握した上で、適時に撤去等が実施されるよう、定期的な長寿命化計画の見直しや、危険性の程度によっては、長寿命化計画を前倒して撤去を実施する等、可能な限り危険状態の継続・放置を回避し、その完全な排除に努めるべきである。	既に十分対応しているが、来園者に危険がないよう引き続き対応する。	都市公園課
400	意見	第3章/第1 養老公園	3 施設管理	長らく利用率が低迷している養老キャンプセンターにおいては、養老町と協議の上、同施設の県(都市公園課)による管理を開始し、次期指定管理者募集要項の留意事項に記載のとおり、指定管理者による積極的な運用(他用途を含む。)を図ることが望ましい。	次期指定管理者の自主事業として、キャンプ場・パークゴルフ場のリノベーションを実施。	都市公園課
401	意見	第3章/第1 養老公園	3 施設管理	土木事務所が管理する各橋(周辺道路を含む。)の落ち葉やゴミ清掃等を、養老公園敷地内全体の管理を行っている指定管理者が実施する運用には、経済的合理性が認められるが、指定管理者が行う以上、その業務の内容・範囲については、基本協定書(又は少なくとも仕様書)に記載して明確にすることが望ましい。	土木事務所の管理については砂防法に係る手続きのみであり、各橋は公園施設であるため、公園一円の管理の一環として指定管理者において対応すべきものと考えている。	都市公園課
402	指摘	第3章/第1 養老公園	4 物品管理	古より設置された養老公園内に存在する複数の祠や碑等の歴史的物品については、その設置者又は管理者との間で、歴史的背景・経緯についても協議・確認した上で、都市公園法上の許可等を検討すべきである。	公園として設置される以前の古くから存在する歴史・伝統あるものであり、地域の実情を踏まえた上で、引き続き、注意深く見守り、状況に変化が生じる等の事情が発生した場合は、改めて検討を行うこととした。	都市公園課
403	指摘	第3章/第1 養老公園	3 施設管理	養老公園内の倉庫については、いずれもその現況を正確に施設管理台帳に反映させ、指定管理者において適切に管理すべきである。	施設管理台帳への反映を実施。	都市公園課
405	意見	第3章/第1 養老公園	5 契約関係	石が落下している等の危険個所の修繕については、著作者人格権の同一性保持権が及ばない範囲の改変であるため、施設利用者の安全確保を最優先とし、荒川氏ら側(権利管理団体)への報告・承認に先立ち(又はこれと同時に処理的に)、緊急処置的な原状回復作業を実施する方法を検討することが望ましい。 なお、上記緊急処置の実施等について、荒川氏ら側(権利管理団体)へ、事後的な報告・情報共有を行う必要性はあると考える。	著作権者とは十分連携を図っており、現行の協議方法で合意がとれていることを踏まえた上で、安全確保を第一に適切に管理すべく取り組んでいく。	都市公園課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
406	指摘	第3章/第1 養老公園	5 契約関係	指定管理者自らを一部委託先業者と指定する本届出書は、明らかな誤記であるため、これを削除し、文書を正確に処理すべきである。	記載の訂正を行った。	都市公園課
408	指摘	第3章/第1 養老公園	7 バリアフリー	養老公園及び園内各施設の造り上、完全なバリアフリー化を図ることは困難と思料されるが、養老公園事務所、駐車場、園内道路等、障がい者の利用が当然に予想される箇所から順次着工するなど、中長期的な計画を立案した上で、これを実施し、もって施設の設置目的の一つである老若男女の憩いの場所の提供を図るべきである。	バリアフリーに関する調査、計画策定をR4年度業務で実施した。	都市公園課
409	指摘	第3章/第1 養老公園	8 事業評価	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
415	指摘	第3章/第2 岐阜県百年公 園	3 物品管理	登録されていないAEDについて、物品登録すべきである。	AEDを備品登録済み。	都市公園課
416	指摘	第3章/第2 岐阜県百年公 園	5 施設管理	原則として、毎年、都市公園台帳を更新すべきである。	【改善報告】	都市公園課
416	指摘	第3章/第2 岐阜県百年公 園	5 施設管理	都市公園課は、都市公園台帳に、都市公園法第5条の許可について、指定管理者や土木事務所に確認して、記載すべきである。	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
416	指摘	第3章/第2 岐阜県百年公 園	5 施設管理	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を美濃土木事務所に提出すべきである。美濃土木事務所、指定管理者は、都市公園法第5条の許可についても、網羅的に記載した一覧表を、都市公園課に共有すべきである。	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					令和4年4月以降、毎月の収入証紙消印高報告の際に、許可一覧表(公園使用料収入調)を添付して都市公園課に提出している。	美濃土木事務所
417	意見	第3章/第2 岐阜県百年公 園	5 施設管理	防犯カメラについては、岐阜県個人情報保護条例などの法令による制約に反することがないように、防犯カメラの設置使用及び撮影録画したデータの管理運用に関する規程を作成することが望ましい。	指定管理者においてカメラの運用規定を作成済。	都市公園課
420	指摘	第3章/第2 岐阜県百年公 園	5 施設管理	利用者の把握を適切に行うために、上記係数を定める基準や方法について文書として残しておくべきである。	報告様式に示しており、現状で差し支えないと考えている。	都市公園課
420	指摘	第3章/第2 岐阜県百年公 園	6 バリアフリー	92か所のうち62か所がバリアフリー法に適合していないことは大きな問題であることから、適合可能な箇所を検討の上、順次適合させるために必要な措置を計画的に講ずるべきである。	バリアフリーに関する調査、計画策定をR4年度業務で実施した。	都市公園課
421	指摘	第3章/第2 岐阜県百年公 園	7 指定管理者	指定管理者が自主事業を第三者に委託して行う場合には、当該事業が実験段階であったとしても、事業として行う以上、当該事業の内容を適切に把握・管理できるよう、県に対し、再委託の申請を行い、承認を受けるべきである。	指定管理者から再委託届を提出済。	都市公園課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
422	指摘	第3章/第2 岐阜県百年公 園	7 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
423	意見	第3章/第2 岐阜県百年公 園	8 基本計画(ランドデザイン)	指定管理期間である5箇年度を超えた長期間のビジョンとして、基本計画(ランドデザイン)を作成することが望ましい。	既にランドデザインとして新・岐阜県都市公園活性化基本戦略があり、引き続き、検証、改訂、強化に取り組んでいく。なお、施設管理計画として計画期間10年の長寿命化修繕計画があり、評価、改訂をしていくこととしている。	都市公園課
430	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	4 ぎふ国際ローズコンテスト	ぎふ国際ローズコンテストの審査員の任期について、具体的に協定等で定めておくべきである。	ぎふ国際ローズコンテスト仕様書に記載した。	都市公園課
430	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	5 物品管理	動力噴霧器の所有者を確認した上で、動力噴霧器の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書ないし設置許可申請書を提出させ、許可の判断をすべきである。調査の結果、所有者が確認できないときは、所有者が不明であることの記録を取り、無主物先占(民法第239条第1項)に基づき岐阜県の所有物とした上で、廃棄処分することを検討すべきである。	持ち主不明物品の調査をしたところ、所有者が判明し、所有者により処分された。	都市公園課
431	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	5 物品管理	拾得物の台帳を作成すべきである。	指定管理者において拾得物台帳を整備した。	都市公園課
432	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	5 物品管理	茶器等壊れやすいものについては、戸棚で管理するなど落下防止の対策をすべきである。また、掛軸については、直接日光に触れない場所で保管するなど、劣化防止の対策をすべきである。	茶器、掛軸等の管理に必要な資材を確保し、適正に管理するよう指導し、現在適切に管理されている。	都市公園課
433	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	5 物品管理	花トピアの横にある県所有のビニールハウスについて、物品一覧表に記載して管理すべきである。	基礎の無いビニールハウスについては、単管パイプや固定具、ビニールなどの消耗品を組み合わせ、適宜交換等行い使用するものであり、消耗品として管理しており、物品一覧への記載は要しないと判断する。	都市公園課
434	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	5 物品管理	指定管理者が管理している農薬の種類及び数を適切に把握するために、購入の記録簿を作成すべきである。	農薬の在庫管理を記帳するよう指導し、指定管理者において農薬等適切に管理している。	都市公園課
434	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	5 物品管理	医療用外毒物及び医療用外劇物を保管する棚の鍵については、農薬管理者により適切に管理すべきである。	【改善報告】	都市公園課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
435	意見	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	6 施設管理	保安林の伐採等花のタワーに関する長期的な運用計画を具体的に策定することが望ましい。	当該公園で整備・改修すべき事項について、計画的に整備をすすめる中で対応する。	都市公園課
436	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	6 施設管理	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を可茂土木事務所に提出すべきである。また、可茂土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					随時、公園における許可の一覧表の作成・更新を行い、毎月、都市公園課に提供し、情報共有を行っている。	可茂土木事務所
438	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	6 施設管理	岐阜県立国際園芸アカデミーの学生による卒業制作の管理を指定管理業務として指定管理者に委託する場合には、花フェスタ記念公園管理運営業務仕様書にその旨を明記すべきである。	次期指定管理者の公募にあたり、実習フィールドの管理を仕様書に記載した。	都市公園課
439	意見	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	6 施設管理	指定管理業務として、花き利用促進の教養施設(体験学習施設)として、寄せ植え体験講座の開催、情報発信等により、来園者サービスを実施しているのであれば、花フェスタ記念公園管理運営業務仕様書に、花き利用促進の教養施設(体験学習施設)として、寄せ植え体験講座の開催、情報発信等の業務を行う旨を明記することが望ましい。	次期指定管理者の募集にあたり、花トピアを花き利用促進の共用施設として、園芸相談や花飾り講座などの実施を求めた。	都市公園課
440	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	6 施設管理	指定管理者は、一般社団法人に対し、業務を委託する場合には、県に対し、再委託の承認の申請を行い、同協会との間で業務委託契約を締結すべきである。	一般社団法人との間で業務委託契約を締結させ、県へは再委託届を提出させた。	都市公園課
440	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	6 施設管理	一般社団法人の事務所を賃貸借契約に基づき、花トピア内の管理事務所に設置していることについて、都市公園法上の許可が必要か検討すべきである。	指定管理事業として実施しているため、都市公園法上の許可は要しないと判断している。	都市公園課
441	指摘	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	7 指定管理者の評価員会議	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
442	意見	第3章/第3 ぎふワールド・ ローズガーデン (花フェスタ 記念公園)	8 基本計画(ランドデザイン)	都市公園活性化基本戦略の基本方針は四季性を前提にしている一方で、基本コンセプトは二季性に親和性のあるものとなっているところ、両方を追及するには、予算的にも指定管理者の業務負担の面からも限界がある。そこで、ぎふワールドローズガーデンの方向性(二季性か四季性か)を明らかにした上で、各事業の具体的進め方を検討することが望ましい。	ぎふワールド・ローズガーデンについては、四季を通じて楽しめる様、連続開花性の高い品種のバラを集めたエリアづくりや、花回廊や大型遊具の整備など、バラ以外の見所の整備を進めており、今後も更なる魅力向上を図っていくこととしている。	都市公園課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
447	指摘	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	4 物品管理	農業と燃料について、記録簿により使用状況を把握すべきである。	【改善報告】	都市公園課
447	指摘	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	4 物品管理	備品登録して現物実査する趣旨は、移動可能な動産類の所在を確認し、亡失を防ぐことにある。よって、フットサルゴールのような施設との一体性がなく、移動可能な備品は、備品登録のうえ管理すべきである。	備品登録しました。	都市公園課
449	指摘	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	5 施設管理	都市公園台帳を、毎年1回は更新すべきである。なお、都市公園課は、令和3年3月に策定した「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、令和3年度中に更新するとのことである。	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
449	指摘	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	5 施設管理	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を可茂土木事務所に提出すべきである。また、可茂土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。 情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					随時、公園における許可の一覧表の作成・更新を行い、毎月、都市公園課に提供し、情報共有を行っている。	可茂土木事務所
449	指摘	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	5 施設管理	県は施設管理台帳のデータを指定管理者に引き継ぎ、指定管理者は、施設管理台帳を加筆、修正、追記等して毎年1回は更新すべきである。	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
450	指摘	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	5 施設管理	指定管理者は、点検簿の記載漏れのないようにすべきである。土木事務所は、点検簿の記載内容を確認すべきである。	月次確認にて確認を行っている。	都市公園課
					毎月の月次報告で指定管理者から提出される点検表により、その状況を把握し、記載内容を確認している。	可茂土木事務所
451	指摘	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	5 施設管理	屋根付き広場の管理を自主事業と位置付け、都市公園法第5条1項に基づく管理許可による場合には、屋根付き広場を管理物件から除外するよう、基本協定書を変更すべきである。	公園として、管理すべき物件であり、協定書にもりこむべきものと考えている。	都市公園課
451	指摘	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	5 施設管理	指定管理者は、能楽堂を利用した企画を立案し、伝統芸能等の提供をすべきである。	能楽の定期的な練習、発表会を開催している。	都市公園課
453	指摘	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	5 施設管理	公共公園施設長寿命化計画策定調査業務事業として提出された「報告書(バリアフリー検討)」において、岐阜県福祉のまちづくり条例に適合しないと指摘されている箇所が修繕されていない。見積結果を踏まえ、県と指定管理者で実施主体を確定し、修繕すべきである。	【改善報告】	都市公園課
453	意見	第3章/第4 ぎん清流里山 公園	5 施設管理	狂犬病予防法に基づく予防接種やワクチン接種は、犬の所有者にその義務があるとしても、ドッグランやイベントで多数の犬同伴の来園者が見込まれる公園の性質からすると、予防接種やワクチン接種をホームページやドッグラン施設に掲示して呼びかけるなどして、より安全に公園を利用できる仕組みを検討することが望ましい。	ホームページ、チラシによる利用者への周知を行っている。	都市公園課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
455	指摘	第3章/第4 ぎふ清流里山 公園	5 施設管理	特別の利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の許可を得るか、特別の利用料金が設定できる規定内容に改正したうえで知事の許可を得るべきである。	【改善報告】	都市公園課
456	指摘	第3章/第4 ぎふ清流里山 公園	6 契約関係	指定管理者が県に提出する再委託届出書の再委託先(業者名)は、個人事業主の場合、契約主体は個人である。再委託先を特定できるよう、法人と個人の区別を明確にし、個人事業主の場合は、屋号とともに契約主体たる個人名を記載すべきである。	R4再委託届提出時に対応済	都市公園課
457	意見	第3章/第4 ぎふ清流里山 公園	7 指定管理者	単に指定管理者の収支計算の煩雑さや、評価員のチェックのしやすさという視点だけで、その上位にある基本計画を無視するのは相当でない。基本計画や基本協定の趣旨目的から、ゾーン分け会計の是非を検討することが望ましい。	次期指定管理者公募の基礎資料等とするため、ゾーン分けの会計は必要と考えている。	都市公園課
457	指摘	第3章/第4 ぎふ清流里山 公園	7 指定管理者	県は、基本協定書に基づき、原則論として、前受金を県に引き継がせるべきである。指定管理者交代の時点で前受金額を確定することができない場合でも、基本協定書どおりの処理が行われるべきであるが、これを次期指定管理者が引き継ぐことになる場合には、額の規模によっては次期指定管理者に不測の負担を強いることになるから、前受金額の概算額がどの程度になるかを情報提供すべきである。	指定管理者に対し、引継ぎ時には銭湯の回数券など前受金について次期指定管理者と協議し、引き継ぐよう指導した。	都市公園課
458	指摘	第3章/第4 ぎふ清流里山 公園	7 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
459	意見	第3章/第4 ぎふ清流里山 公園	8 基本計画(ランドデザイン)	岐阜県の都市公園活性化基本戦略は、戦略に基づく展開、見直しを行い、新たな戦略を作成する5年サイクルの計画であり、その取組みは評価できる。一方で、ぎふ清流里山公園では、未供用区域の活用や、平成記念公園活性化基本計画の検証など中長期視点からの課題もある。よって、5年サイクルによる基本戦略とは別に、中長期的な観点から、基本計画(ランドデザイン)を作成することが望ましい。	既にランドデザインとして新・岐阜県都市公園活性化基本戦略があり、引き続き、検証、改訂、強化に取り組んでいく。なお、施設管理計画として計画期間10年の長寿命化修繕計画があり、評価、改訂をしていくこととしている。	都市公園課
466	指摘	第3章/第5 世界淡水魚園 (オアシスパーク)	3 都市公園台帳	「新規バーベキュー施設」「大型迷路」「ケータリングカー」など設置許可の手続が行われている内容に関する正しい記載を含めて、都市公園台帳を更新すべきである。	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
466	指摘	第3章/第5 世界淡水魚園 (オアシスパーク)	3 都市公園台帳	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を岐阜土木事務所に提出すべきである。また、岐阜土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。 情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					許可一覧表は従前から作成していたが所内で使用していた。R3年度から都市公園課へ情報提供することとした。	岐阜土木事務所
467	指摘	第3章/第5 世界淡水魚園 (オアシスパーク)	4 施設管理	国及び中日本高速道路株式会社との間で、隣接地との境界に標柱を埋設するなどして、世界淡水魚園(オアシスパーク)の敷地を明確にするべきである。	区域は確定しており、現状で支障なしと考えている。	都市公園課
468	指摘	第3章/第5 世界淡水魚園 (オアシスパーク)	4 施設管理	利用者の把握を適切に行うために、利用者の把握方法や基準について文書として残しておくべきである。なお、担当課からは、来年度以降に「県営公園管理マニュアル」改定時に掲載等を検討するとの回答があった。	検討の結果、報告様式に示しており、現状で差し支えないと考えている。	都市公園課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
468	意見	第3章/第5 世界淡水魚園 (オアシスパーク)	4 施設管理	モニュメント等の著作物の修繕等において、著作権の確認が必要となることから、著作権についての記載がある覚書等を作成することが望ましい。	今後、修繕等が生じた際に協議することとする。	都市公園課
470	意見	第3章/第5 世界淡水魚園 (オアシスパーク)	5 事業	管理許可による販売所の設置を始めてから、20年間の経過する。この間、都市公園法の改正などもあり(都市公園法第5条の2等、名城公園のトナリノのように、都市公園において、食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う制度(Park-PFI制度)の利用も考えられる。今後は、管理許可だけでなく、Park-PFI制度も検討することが望ましい。	当方としては現状の対応で差し支えないと考えているが、既存施設を廃止してまでP-PFIを導入すべきかも含め長期的に検討すべき項目であると考えている。	都市公園課
471	指摘	第3章/第5 世界淡水魚園 (オアシスパーク)	5 事業	設置許可は、施設等の使用する面積に応じて利用料が変わるため、正確な使用面積(使用場所)を示したうえで申請しなければならない。ケータリングカーについて、実際に使用している面積(使用場所)に基づいて、設置許可の申請を行うべきである。	申請時に、出店場所の変更の見込みを確認することとした。	都市公園課
472	指摘	第3章/第5 世界淡水魚園 (オアシスパーク)	6 指定管理者	営業料に係る取り扱いについて、令和2年度のみ変更契約をしている点について、コロナによる営業への影響があったことは想像できなくはないが、少なくとも決裁手続においては、赤字となっていることを示す資料を添付するなどして、判断過程が分かるようにした上で、決裁すべきである。	指定管理者の経営状況の資料を添付しており、対応済。	都市公園課
473	指摘	第3章/第5 世界淡水魚園 (オアシスパーク)	6 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、現地視察が不可欠である。管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
480	指摘	第3章/第6 世界淡水魚園 水族館(アクア トぎふ)	3 施設管理(都市公園台帳)	都市公園台帳を、更新すべきである。なお、都市公園課は、令和3年3月作成の「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化更新マニュアル」に基づき、今後更新していくとの回答があった。	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
480	指摘	第3章/第6 世界淡水魚園 水族館(アクア トぎふ)	3 施設管理(都市公園台帳)	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を岐阜土木事務所に提出すべきである。また、岐阜土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					許可一覧表は従前から作成していたが所内で使用していた。R3年度から都市公園課へ情報提供することとした。	岐阜土木事務所
481	指摘	第3章/第6 世界淡水魚園 水族館(アクア トぎふ)	4 指定管理者	指定管理者の運営期間は平成16年7月14日から平成46年3月31日の長期間にわたるため、関連法の改正や各種マニュアルの改訂に伴って変更が必要な場合には、随時協定書の見直しを行い、必要な条項(文書管理規程と情報公開請求規程など)を付記し、契約全体の内容が分かるよう、契約条項全部を記載した変更契約を作成すべきである。	30年間の協定は確定しており、真に必要な変更に限って変更協定で対応することで双方とも合意している。	都市公園課
484	指摘	第3章/第6 世界淡水魚園 水族館(アクア トぎふ)	4 指定管理者	経常利益に係る取り扱いについて、令和2年度のみ変更契約をしている点について、コロナによる営業への影響があったことは想像できなくはないが、少なくとも決裁手続においては、赤字となっていることを示す資料を添付するなどして、判断過程が分かるようにした上で、決裁すべきである。	指定管理者の経営状況の資料を添付した。	都市公園課
484	指摘	第3章/第6 世界淡水魚園 水族館(アクア トぎふ)	4 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
486	指摘	第3章/第6 世界淡水魚園 水族館(アクア トぎふ)	6 事業	指定管理者は、岐阜市の依頼を受け、希少種の保護・飼育を行っており、本件取り組みは、地域貢献の一種であり、継続することが好ましいものである。しかし、他自治体からの生物の預かりは、指定管理業務の一種とはいえないため、指定管理者において自主事業として扱うか、県において岐阜市との間で覚書の取り交わしを行った上で、指定管理業務の一つとして組み込む方法などすべきである。現在のような岐阜市から指定管理者への依頼のみで生物を預かる取扱いについては変更することが必要である。	希少生物の保護、生態研究などは、地域に所在する水族館としての判断で本来求められる役割を果たしているものと考えている。	都市公園課
490	指摘	第3章/第7 各務原公園	3 文書管理	指定管理者が保有する文書は公文書であり、当該公の施設を所管する長(担当は都市公園課)が実施機関となる。そのため、岐阜県公文書規程に準じた規程を整備すべきである。	【改善報告】	都市公園課
491	指摘	第3章/第7 各務原公園	3 文書管理	指定管理者が保有する文書は公文書であり、当該公の施設を所管する長が実施機関となる。貸出申請書も、公文書であるから、提出した書面(押印等があるもの)の写しをフォルダーに入れるか、PDF等のデータで保管すべきである。ワードデータの保存では、提出した書面そのものか厳密には分からない。	指定管理者において文書管理規定を整備し、これに基づき文書管理を行っている。	都市公園課
492	指摘	第3章/第7 各務原公園	4 現金管理	日々の帳簿管理が不十分となっているため、記録よりも入金が多くなっている可能性がある。経理担当の事務はいないため、一日の売上等現金の確認を、所長一人で行っており、ダブルチェックとなっていない。指定管理者は、経理担当の事務を置き、現金管理のダブルチェックを行い、自主事業の実施について、正確な金額等を県に報告すべきである。	【改善報告】	都市公園課
493	指摘	第3章/第7 各務原公園	5 物品管理	管理施設のベランダにある所有者不明の置物所有者を確認し、資料上、岐阜県の所有物であると確認できるのであれば、物品登録すべきである。	物品登録が必要な物品ではなかったため物品登録は行わない。	都市公園課
493	指摘	第3章/第7 各務原公園	5 物品管理	基本協定書の文言上、指定管理者が設置(購入)したAEDについて、無償で、県に引き渡さなければならない。AEDは、都市公園において重要な備品であることから、募集要項及び協定書において、指定管理者が設置したAEDについて、所有権が県と指定管理者のどちらに帰属するか明確にすべきである。都市公園課によると、今後、基本協定書第38条第3項に基づき、指定管理者が設置(購入)したAEDについては、無償で県又は次期指定管理者へ引き継ぐことにすることである。	協定書に基づき次期指定管理者引継ぎ時にAEDを引き継ぐ。	都市公園課
494	指摘	第3章/第7 各務原公園	5 物品管理	拾得物について、「拾得物出一覧表(現金・貴重品)」はあるが、現金・貴重品以外の拾得物についての台帳がなく、台帳に記録していない。現金・貴重品以外の拾得物についても、拾得物の台帳を作成すべきである。	【改善報告】	都市公園課
494	指摘	第3章/第7 各務原公園	6 施設管理	原則として、毎年、都市公園台帳を更新すべきである。都市公園課は、令和3年度中に、都市公園台帳を更新する予定と説明している。	「都市公園台帳、施設管理台帳及び公園施設長寿命化計画更新マニュアル」に基づき、毎年更新を行っている。	都市公園課
494	指摘	第3章/第7 各務原公園	6 施設管理	毎年、都市公園課は、自主事業の一覧を岐阜土木事務所に提出すべきである。また、岐阜土木事務所は、今回の監査をきっかけに作成した許可の一覧を更新しながら、都市公園課に提出すべきである。情報共有することで、都市公園台帳の漏れはなくなり、また、都市公園法上の許可等の漏れもなくなる。	毎年2月に指定管理者の事業計画を土木事務所に送付しており、情報共有を行っている。	都市公園課
					許可一覧表は従前から作成していたが所内で使用していた。R3年度から都市公園課へ情報提供することとした。	岐阜土木事務所

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
496	指摘	第3章/第7 各務原公園	6 施設管理	各務原市の借入地と県の所有地において、現地において杭を設置するなどして、境界を確認すべきである。また、図面上も、ポイントを明示するなどして、境界線を明確にすべきである。実施する時期については、各務原市との関係性及び各務原市との協議によって検討していただきたい。	区域は確定しており、現状で支障なしと考えている。	都市公園課
496	指摘	第3章/第7 各務原公園	6 施設管理	公共公園施設長寿命化計画策定調査業務事業として提出されている「報告書(バリアフリー検討)」で指摘された課題を踏まえ、水飲み場や階段等についての改修計画を立てるべきである。	バリアフリーに関する調査、計画策定をR4年度業務で実施した。	都市公園課
497	指摘	第3章/第7 各務原公園	7 交通教室(指定管理業務)	仕様書等に「交通教室」を記載しないことは、指定管理者が行うこととされている業務の範囲として、施設の運営、維持管理等に関する内容を詳細に記載したことにはならない。また、指定管理者が「交通教室」を実施しなくても良いということになりかねない。各務原公園において、最も重要な指定管理業務の一つである「交通教室」については、仕様書に、明記すべきである。	業務仕様書には、管理運営の基本方針として「子ども達の自由な遊びの中で交通地域や正しい交通マナーが覚えられるよう、施設の特徴を最大限活用した管理運営を行うこと」との趣旨の記載がある。また、「足踏み式ゴーカートの貸出業務」の記載があり、道路、横断歩道、信号機の施設があることから、現仕様書で子どもたちが交通ルールやマナーを学ぶことができる運営を行う仕様となっている。 また、業務仕様書には、運営協働会議の開催について記載があり、当会議において、業務内容等を協議することになっており、子ども達の交通安全の学びに関する運営の充実や改善が図られている。	都市公園課
497	指摘	第3章/第7 各務原公園	7 交通教室(指定管理業務)	「交通教室」で実施する授業内容については、仕様書及び基本協定書に記載がないことから、都市公園課及び指定管理者は、交通教室の授業内容について、事前に、協議すべきである。都市公園課によると、今後、地域協働会議の場を活用して議論することを考えているとのことである。	地域協働会議(運営協働会議)で業務内容を協議している。	都市公園課
498	指摘	第3章/第7 各務原公園	8 指定管理者	入場者数は、都市公園の管理運営を評価する項目の中でも、重要な数値である。入場者数の計測方法等を明記することで、正確性を確認することができるし、他公園との比較や過去との比較を行い、当該計算方式が合理的かどうか検証することができる。 仕様書、マニュアル等に、入場者数の計測方法等を明記すべきである。	報告様式に示しており、現状で差し支えないと考えている。	都市公園課
499	指摘	第3章/第7 各務原公園	8 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	評価員は現地を十分に把握しているが、個別に希望があれば対応を検討する。	都市公園課
500	意見	第3章/第7 各務原公園	9 各務原公園の基本計画(ランドデザイン)	現状、新・岐阜県都市公園活性化基本戦略により、5箇年度を対象とした方向性が示されている。 しかし、報告書(バリアフリー検討)を踏まえた改修計画が策定されていない。また、指定管理期間を超えた長期的な視点で検討した計画はない。 ①修繕など予算の問題もあり、長期的な期間を要する問題があることや、②指定管理者を管理する担当課の立場を考慮すると、指定管理期間を超えた長期間の計画を立てることが望ましい。 例えば、住生活基本計画のように、10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うことが考えられる。	既にランドデザインとして新・岐阜県都市公園活性化基本戦略があり、引き続き、検証、改訂、強化に取り組んでいく。なお、施設管理計画として計画期間10年の長寿命化修繕計画があり、評価、改訂をしていくこととしている。	都市公園課
507	指摘	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	3 物品管理	維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。維持費がどの程度なのかを検討しているのであれば、岐阜県会計規則第86条に則り、維持費の見込額を記載した書面を作成すべきである。	令和4年度以降、寄附採納にあたっては維持費の見込額を記載した上で申請させ、決裁を受けることとした。	地域スポーツ課
508	指摘	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	3 物品管理	柔道協会の写真が柔道場に常設されていることについて、譲り受けているのか、借りているのか、置いてあるのかを整理すべきである。	【改善報告】	地域スポーツ課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
508	指摘	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	3 物品管理	毎週、岐阜北警察署へ届出をする曜日を決めるなどして、遺失物を、1週間以内に届け出るようにすべきである。特に、金銭等については、速やかに届出をしないと、不信感をもたられるおそれがある。	指定管理者と協議し、今後は1週間以内に届け出ることとした。	地域スポーツ課
511	意見	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	4 契約	一者随契となった契約について、見積合わせができない時期に至るまで、なぜ見積合わせをしなかったのかその理由が不明確である。そのため、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情」を十分に記載しているとはいえない。「見積合わせをしていたのでは、時機を失し、契約の目的を達することができない」のであれば、そのような状態に至った理由についても、具体的に記載することが望ましい。	令和4年度から、随契理由書により具体的な理由を記載するよう整理した。	地域スポーツ課
512	意見	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	4 契約	一者随契となった契約について、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない」状況になった理由は、「電子調達にかけたが応札業者がなく、一度不調に」なった場合に、再度、電子調達にかけただけの時間的余裕がなかったためであるが、一度不調になる可能性も考慮して、再度、電子調達にかけることができるよう、スケジュールを検討する必要がある。仮に、スケジュールの検討が困難であるならば、その理由を、随契理由書に具体的に記載することが望ましい。	令和4年度から、随契理由書により具体的な理由を記載するよう整理した。	地域スポーツ課
513	指摘	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	5 施設管理	都市公園台帳において、「年月」の記載を建築年月日とし、各施設の建築年月日や更新履歴を記載すべきである。	都市公園台帳について、建築年月や更新履歴の入力漏れの無いよう整理した上、適切に管理する。	地域スポーツ課
513	指摘	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	5 施設管理	警察官詰所について、登記しているのであれば、「登記年月日」について、公有財産台帳に登録すべきである。	令和3年度中に登録完了した。今後は登録漏れの無いよう適切に管理する。	地域スポーツ課
514	意見	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	5 施設管理	モニュメントについて、著作権を明確にした契約書を作成していないものもあるが、著作物の修繕等において、著作権の確認が必要となることから、著作権についての記載がある請負契約書等を作成することが望ましい。	今後、著作権の処理が必要な工事施工・備品取得を行う場合には、適切な文言を記載した契約書等を作成する。	地域スポーツ課
517	指摘	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	7 指定管理者	「平成 24 年度に開催したぎふ清流国体の成果を東京オリンピックに繋げるため」に指定管理者を特定者指名していた点について、令和3年度に東京オリンピックが無事終了したことから、原則論どおり、指定管理者を公募とすることを選択肢の一つとして、検討すべきである。具体的には、公募とすることのメリット・デメリット、特定者指名とすることのメリット・デメリットを具体的に示した上で、岐阜県指定管理者制度等運用委員会に諮るべきである。公募の方法についても、「ア 本県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合」に該当するのであれば、その分、評価を高くするなどの方が考えられる。	岐阜県指定管理者制度等運用ガイドラインにおいて、「ア 本県と密接に連携して事業を展開する団体が、その事業と一体的に公の施設の管理運営を行うことにより、その施設の効用が最大限発揮される場合」は特定者指名とすることができることとされている。指定管理者制度等運用委員会においては、特定者指名とする理由について説明し、審議の結果妥当であるとされている。	地域スポーツ課
519	指摘	第3章/第8 岐阜メモリアルセンター(長良川球技場を含む。)	7 指定管理者	指定管理者評価員に、施設の現状について正確に認識してもらい、具体的な評価を得るためにも、管理施設に係る業務の実施状況等について、指定管理者評価員による現地視察を行い、指定管理者から説明を受けるなどすべきである。	従来どおり、改選により新たに就任いただいた評価員には、評価に先立ち各施設を案内した。今後も円滑に評価員会議を運営していく。	地域スポーツ課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
520	意見	第3章/第8 岐阜メモリアル センター(長 良川球技場を 含む。)	7 指定管理者	施設ごとに、管理状況が適切であるかどうか検証できるようにするためにも、現在の総合的な評価だけでなく、少なくとも、岐阜県スポーツ科学センター、岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターについては、岐阜メモリアルセンターと長良川球技場とは別に、施設ごとの評価も明確にすることが望ましい。	指定管理者に複数施設を一括して管理させるにあたっては、施設所管課において、施設を一体的・総合的に活用することで得られる効果(施設間の事業連携、効率的な施設貸出、スケールメリットを活かした管理面・資金面での柔軟な運営等)から、一括管理の方が施設相互の効用を最大限発揮できると整理した上で、県内部及び県指定管理者制度等運用委員会に諮り、指定管理者の指定を行っている。そのため、指定管理者の評価に当たっては、一括管理している施設を一体的・総合的に評価することが望ましく、施設ごとに評価を行うことは一括管理の趣旨にそぐわないと考える。	地域スポーツ課
523	意見	第3章/第8 岐阜メモリアル センター(長 良川球技場を 含む。)	8 会 公益財団法人岐阜県スポーツ協 会	地域スポーツ課は、今後、負担金の精算に際し、ダブルチェックという観点からも、岐阜スポーツフェア実行委員会に対して、報告の一環として、具体的な裏付け資料の提出を求めることが望ましい。全部の資料提出が困難ということであれば、サンプリング調査を行うことが考えられる。	事業報告及び決算書は、総会での議決を経た適正な書類であることから、内容に疑義がない場合は領収書等の確認は行っていない。今後も、実行委員会側には、その監査方法や執行方法等について構成員として随時聞き取り等を行い、疑義があった場合には速やかに証拠書類等の提示を求めるなど、適切に対応する。	地域スポーツ課
526	意見	第4章/第2 文化創造課	3 岐阜県文化振興指針	岐阜県文化振興指針について、文化芸術基本法の改正や、岐阜県文化財保護条例の改正、「清流の国ぎふ」創世総合戦略」の改定など、見直しを検討する機会について例示することが望ましい。	文化振興指針については、今後必要に応じて改定を行う。	文化創造課
527	意見	第4章/第2 文化創造課	4 各施設の利用者選定	会議室等の貸館利用者選定の際、申込が重複した場合に抽選を行う等の事実上の運用について、利用申込規約等により、ルールとして明文化して、県民に示すことが望ましい。	ルールとして明文化し、HP等にて示した。	文化創造課
527	意見	第4章/第2 文化創造課	4 各施設の利用者選定	ぎふ清流文化プラザ、OKBふれあい会館・サランカホールでは、特定の時期に施設を利用できない県民が存在する。県民の利用希望の多い土・日曜日に開催している主催事業を平日に開催することなどを検討し、県民が利用可能な土・日曜日の増加に努めることが望ましい。	各施設の設置目的は県民文化の振興であり、指定管理者が土・日曜日を主として仕様書で定められた文化事業を実施するのは、県民の参加しやすさを考慮してのことである。そのうえで、予備日を少なくするなどして、可能な限りの県民が利用可能な土・日曜日の増加に努める。	文化創造課
527	意見	第4章/第2 文化創造課	5 迷惑行為者への対応	土岐市立図書館の裁判例を考慮すると、入館禁止についても、条例上、全施設に規定することが望ましい。条例上、入館禁止とする要件(場合)を定めることで、施設にとっては入館禁止の根拠が明確となる。他方、入館禁止が過度に広範囲となることを防ぐことにもなるため、利用者にとって、文化施設を利用する権利を過度に制約することにはならないと考える。	本来多くの県民の皆様にご利用いただく公の施設であり、現時点において入館禁止の規定を定める予定はない。一方で、条例において退去命令と、退去命令に従わないときは過料に処すとの明記がある。施設としては引き続き適切な管理運営に努める。	文化創造課
527	意見	第4章/第2 文化創造課	5 迷惑行為者への対応	退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。岐阜市では、岐阜県警から講師を招いて、実地訓練を行っている。	指定管理者作成の危機管理マニュアルにおいて、緊急事態や迷惑行為への対応を記載している。実地訓練については今後指定管理者にて実施していくよう促していく。	文化創造課
533	意見	第4章/第2 文化創造課	7 各施設の収支分析	今後、文化施設の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各文化施設の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。	今後、文化施設の新築等を検討する際の課題とする。	文化創造課
534	意見	第4章/第2 文化創造課	8 グランドデザイン(基本計画)	県営都市公園活性化基本戦略の検討方法を参考にすることで、文化創造課が所管する各文化施設について、各施設の今後の展開(新設、増設、継続、縮小、廃止を含む。)を検討した長期的な計画を策定することが望ましい。	今後、文化施設の新築等を検討する際の課題とする。	文化創造課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
535	意見	第4章/第3 文化伝承課	3 市町村文化財保存活用地域計画	岐阜市、美濃市に続いて、県内市町村が文化財保存活用地域計画を作成するよう、具体的な促進計画を策定することが望ましい。	文化財保存活用地域計画の意義や利点等を関係会議や定期的にメール等で未策定市町村へ呼びかける。	文化伝承課
535	意見	第4章/第3 文化伝承課	5 迷惑行為者への対応	迷惑行為者へ対応する場面を想定して、全施設において、過料の制裁を含む退去命令について、条例上、規定することが望ましい。	退去命令の規定が必要な施設においては、条例の委任を受けた規則において定めている。	文化伝承課
536	意見	第4章/第3 文化伝承課	5 迷惑行為者への対応	土岐市図書館の裁判例を考慮すると、全施設において、入館禁止についても、条例上、規定することが望ましい。条例上、入館禁止とする要件(場合)を定めることで、施設にとっては入館禁止の根拠が明確となる。他方、入館禁止が過度に広範囲となることを防ぐことにもなるため、利用者にとって、文化施設を利用する権利を過度に制約することにはならないと考える。	土岐市に係る裁判の控訴審では、迷惑行為を繰り返したとされる原告の請求は棄却された。(確定)条例への規定については、今後必要が生じた場合に検討することとする。	文化伝承課
536	意見	第4章/第3 文化伝承課	5 迷惑行為者への対応	退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。岐阜市では、岐阜県警から講師を招いて、実地訓練を行っている。	退去命令や入館禁止命令の手順については、各施設において定めており、実地訓練の要否は各施設において必要に応じて判断される。	文化伝承課
536	意見	第4章/第3 文化伝承課	6 ネーミングライツ	美術館、図書館、博物館等についても、ネーミングライツの募集について、他の自治体を参考にして、選択肢の一つとして検討することが望ましい。	教育機関に特定企業のイメージが先行することの影響等を考慮して導入しないことを平成22年度に決定済である。	文化伝承課
541	意見	第4章/第3 文化伝承課	7 各文化施設の収支分析	今後、文化施設の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各文化施設の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。	新設、縮小、廃止を検討している施設はないが、継続する施設については、利用者数等の把握を続けていく。	文化伝承課
542	意見	第4章/第3 文化伝承課	8 グランドデザイン(基本計画)	県営都市公園活性化基本戦略を参考に、文化伝承課が所管する各文化施設について、各施設の今後の展開(新設、増設、継続、縮小、廃止を含む。)について検討した長期的な計画を策定することが望ましい。	各現地機関それぞれの計画見直し等の必要性が生じた場合には、個別に対応する。	文化伝承課
544	意見	第4章/第4 都市公園課	4 市町村との連携	市町村の運営する公園や国営公園等の基本計画や利用状況(競合状況)を踏まえつつ、イベントや広報において、市町村の運営する公園や国営公園等との連携について検討し、新・県営都市公園活性化基本戦略に反映させることが望ましい。	各公園運営協働会議には市町村、商工、観光等の団体がメンバーとなっており、すでに市町村等との連携を図っている。	都市公園課
544	意見	第4章/第4 都市公園課	6 地域連携推進員	コロナ禍のため、地域連携推進員の配置による有効性が不明である。現在の指定管理期間における地域連携推進員の活動実績を踏まえた上で、地域連携推進員の人件費を含む指定管理料について検討することが望ましい。	現在の地域連携推進員の活動実績を踏まえ、指定管理者募集時の予算要求において所要の指定管理料を見込んだ。 また、指定管理者の公募にあたり、仕様書等で検討する。	都市公園課
544	意見	第4章/第4 都市公園課	6 地域連携推進員	各公園に配置されている地域連携推進員の活動において、地元団体等の連携を深めることができたイベント等の活動実績について、仕様書等に例示することが望ましい。	地域連携について仕様書で定めており、具体的な活動状況や実績については、月次確認や運営協働会議等の機会に適宜指定管理者から報告を受けチェックしている。	都市公園課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
545	意見	第4章/第4 都市公園課	7 迷惑行為者に対する対応等	迷惑行為者に対する退去命令や入館禁止命令について、制定した条例に従って、具体的にどのような手順で実施するのか、具体的な対応マニュアルを作成し、実地訓練を行うことが望ましい。岐阜市では、岐阜県警から講師を招いて、実地訓練を行っている。	指定管理者である岐阜県スポーツ協会作成の危機管理マニュアルにおいて、迷惑行為への対応を記載している。今後もマニュアルの適切な運用に努める。	地域スポーツ課
					県営公園管理マニュアルや各公園の危機管理規定において、迷惑行為への対応を記載しており、当面、これに従い対応していく予定。 また、実施訓練は、防災訓練を活用するなど、各公園の実情や必要に応じて適宜実施することを検討していく。	都市公園課
546	意見	第4章/第4 都市公園課	9 ネーミングライツ	県営都市公園についても、他の自治体を参考にして、ネーミングライツの募集について、選択肢の一つとして検討することが望ましい。	各公園名称の命名経緯、利用者への定着した名称であり現時点でネーミングライツにはなじまないものと考えている。	都市公園課
551	意見	第4章/第4 都市公園課	10 各都市公園の収支分析	今後、都市公園の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各都市公園の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。	各公園の予算は公園の規模や入園者数を勘案して配分を行っており、今後も各公園の状況に応じた予算要求を行う。	都市公園課
551	意見	第4章/第4 都市公園課	11 長期計画(ランドデザイン)	現状、新・岐阜県都市公園活性化基本戦略により、5箇年度を対象とした方向性が示されている。 しかし、①修繕など予算の問題もあり、長期的な期間を要する問題があることや、②指定管理者を管理する担当課の立場を考慮すると、指定管理期間を超えた長期間の計画を立てることが望ましい。例えば、住生活基本計画のように、10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行うことが考えられる。	既にランドデザインとして新・岐阜県都市公園活性化基本戦略があり、引き続き、検証、改訂、強化に取り組んでいく。なお、施設管理計画として計画期間10年の長寿化修繕計画があり、評価、改訂をしていくこととしている。	都市公園課
571	意見	第4章/第5 地域産業課、 法務・情報公開 課・観光資源活 用課、航空宇 宙産業課、地 域スポーツ課	4 各施設の収支分析	今後、文化施設及び都市公園の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たり、県庁及び指定管理者から見た各文化施設の損益等採算性についても、考慮要素の一つとして検討することが望ましい。また、岐阜県という地方公共団体が実施する公営事業の観点からは、利用者数なども考慮要素の一つとして検討することが望ましい。	今後施設の増設、継続、縮小、廃止等する場合には検討する。	地域産業課
					博物館法において、社会教育のための機関である公立博物館は、原則入館料を無料とすることとあり、同記念館においても、関ヶ原合戦の歴史を伝えるという使命から、損益等採算面を迫る事は困難であるが、利用者数を増やすべく、年間を通じた魅力的な企画展の充実を進めている。	観光資源活用課
					損益採算性において入館者による入館料は重要な収入源であることから入館者を毎日把握するとともに、詳細な分析を加えた月次報告書を指定管理者から毎月提出させ、状況を把握している。	航空宇宙産業課
					今後、施設の新設、増設、継続、縮小、廃止等を検討するに当たっては、ご指摘どおり採算性、利用者数等を十分考慮し対応する。	地域スポーツ課
					歴史資料館は、本県の歴史、民俗及び行政に関する資料の収集、保存及び研究に関する事務を行うため設置した行政機関である。よって、損益等採算性や利用者数などを考慮し施設の在り方を検討するのは、そぐわないと考える。	法務・情報公開課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
572	意見	第4章/第6 管財課	3 遺失物の管理	遺失物取扱要領に基づく運用がなされるように、遺失物取扱要領について、研修等で周知することが望ましい。	令和4年4月に行った担当者説明会にて各施設所管課に周知。説明会資料に今後記載する。	管財課
574	意見	第4章/第6 管財課	5 行政財産の目的外使用許可	文化施設等のサポーターによる部屋の使用状況、サポーターの独立性(団体性)などの要素から、行政財産の目的外使用許可の必要性、許可の可否を判断することになる。 ①岐阜県指定管理者運用ガイドラインや、②「岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領」の「3 許可の扱いとしないもの(許可の対象外)」において、行政財産の目的外使用許可手続の必要性等について、例示や考え方の記載を充実させるなどして、基準を示すことが望ましい。	サポーターなどのボランティアと県との関係は、準委任契約の関係にあると考えられ、岐阜県行政財産目的外使用許可事務処理要領の第2・3③に該当するため、要領の改正は不要である。	管財課
574	意見	第4章/第6 管財課	6 特定者指名	特定の団体を指定管理者として選定することについて合理的な理由が認められる場合には、公募によることなく、「特定者指名」によるとしているが、その具体例については、採点などで考慮する方法も考えられ、特定者指名に限定する必要はない。公募の原則を考慮すると、特定者指名による方法だけでなく、採点で考慮する方法を示すことが望ましい。	指定管理者の募集は、公募によることを基本としており、特定の団体を指定管理者として選定することに合理的な理由が認められる場合には特定者指名によることとしている。 「特定者指名とすることの妥当性、審査の要否」については、指定管理者制度等運用委員会において外部有識者により審査しており、引き続き、適正な手続きにより候補者の選定を行っていく。	管財課
576	意見	第4章/第6 管財課	7 指定管理期間	「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン」(平成26年4月1日 国土交通省)の67頁では、「一般的には、指定管理期間は3～5年程度に設定される場合が多いが、指定管理者による公園施設への投資を促す観点から、投資回収可能性を考慮して指定管理期間を検討・設定することが望ましい。」と述べられている。 大牟田市のように、「指定期間は5年間だが、期間満了の1年半前の時点で業務の継続が適当と認められる場合は、議会の議決を経て、更に5年間の更新を可能」とする制度を、選択肢の一つとして、指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。	ご意見の趣旨の前提が「指定管理期間が3～5年程度に設定される場合」であることを考慮すると、本県では、投資意欲を引き出すために「7～10年」を指定管理期間としている公園もあることから、新たに選択肢を追記するまでもなく、現行制度において十分に対応可能である。	管財課
578	意見	第4章/第6 管財課	10 剰余金の使途	「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン」(平成26年4月1日 国土交通省)の37頁によると、超過収益の一部をサービスに還元する方法が紹介されている。 民間事業者の事業意欲の向上と施設の公共性の確保とのバランスを取る上で、指定管理者募集時に剰余金が発生した場合の還元方策について提案してもらい、評価ポイントとすることなどを検討することが望ましい。	指定管理者募集時に申請者から提出させる別記第4号様式における収支計画において、自主事業に係る収入及び支出については、収支計画に含めないことを原則としているが、自主事業収入の還元方法を評価したい施設所管課においては、収支計画に自主事業に係る収入及び支出を計上させた上で、自主事業収入の額と自主事業支出の額を一致させることも可としており、自主事業収入の使い道を提案内容として評価可能となっている。 現状において、施設所管課が望めば評価項目としていれることも可能となっている。	管財課
579	意見	第4章/第6 管財課	12 指定管理者評価	コロナ禍のため、書面開催となっている施設の評価員会議が複数あった。しかし、大事な会議であることから、ZOOM等により、テレビ会議方式で、開催することが望ましい。そのため、マニュアル等について、テレビ会議方式による会議の開催方法を記載することが望ましい。	令和4年4月に行った担当者説明会にて各施設所管課に周知。今後、説明会資料にも記載する。	管財課

報告書 頁	種類	章/項目	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
580	意見	第4章/第6 管財課	12 指定管理者評価	複数施設を一括して指定管理者が受託する場合は、総合評価として、1つの事業評価調書や1つの指定管理者評価にまとめることについて理解はできる。 しかし、施設ごとの状況も分かるようにするため、施設ごとの評価も記載するよう、岐阜県指定管理者制度運用ガイドラインに記載することが望ましい。	指定管理者に複数施設を一括して管理させるにあたっては、施設所管課において、施設を一体的・総合的に活用することで得られる効果(施設間の事業連携、効率的な施設貸出、スケールメリットを活かした管理面・資金面での柔軟な運営等)から、一括管理の方が施設相互の効用を最大限発揮できると整理した上で、県内部及び県指定管理者制度等運用委員会に諮り、指定管理者の指定を行っている。そのため、指定管理者の評価に当たっては、一括管理している施設を一体的・総合的に評価することが望ましく、施設ごとに評価を行うことは一括管理の趣旨にそぐわないと考えることから、ガイドラインへの記載は行わない。施設ごとで評価できるもの(利用者数等)については、指定管理者評価結果票以外の形で示すことができるよう検討する。	管財課
580	指摘	第4章/第6 管財課	12 指定管理者評価	令和2年度分の指定管理者評価結果を、速やかに、ホームページに掲載すべきである。	指摘後すみやかにホームページを更新した。	管財課
582	意見	第4章/第6 管財課	13 自主事業	募集要項において、成功している自主事業を、自主事業の一例として記載する方法を指定管理者制度運用ガイドライン等に記載して、紹介することが望ましい。 また、自主事業を指定管理業務(利用料金制度)とすることを選択肢の一つとして、指定管理者制度運用ガイドライン等に記載して、紹介することが望ましい。	前段について、「自主事業」とは指定管理者が自ら企画提案して自らの責任と費用で実施する事業であることから、ガイドラインに掲載するとすると、申請者全てが記載例を採用して独自性がなくなり、競争性がなくなることで適切な評価ができない恐れがあるため、ガイドラインへの記載は行わない。 後段については、指定管理者が創意工夫して独自性を出しつつ自主事業を提案し実施したものを、県が指定管理業務として取り入れてしまうと、指定管理者としては、県にアイデアを取られる形となることで応募する意欲を削ぐことになってしまい、指定管理者制度の趣旨を生かせないことから、こちらもガイドラインへの記載は行わない。	管財課
583	意見	第4章/第7 出納管理課	4 寄附採納	寄附採納手続そのものを執ること、維持費の見込額の記載を漏らさないことについて、定期的に、研修等で、各課に対して、注意を促すことが望ましい。	令和4年度会計事務職員を対象とした研修においてテキストに掲載、注意喚起を行った。	出納管理課
584	意見	第4章/第7 出納管理課	5 現物実査	サンプリングによる実査やケースの件数管理による実査等は、全物品実査という現物実査(会計事務の取扱い)の例外である。例外を「安易」に「承認」しないためにも、現物実査について特例承認をする際には、現物が確認できない場合、件数が合わない場合などの対応規定等を設けるよう、助言することが望ましい。	R4.7において、出納管理課と協議した上で、歴史資料館が対応規定(改正歴史資料館購入資料等管理取扱要領)を設定した。	出納管理課
585	意見	第4章/第7 出納管理課	6 債権管理(損害賠償請求権)	損害賠償請求権も、債権であることから、調定(地方自治法第154条)するとともに、督促(地方自治法施行令第171条)、訴訟等の法的措置(同法施行令第171条の2)、徴収停止(同法施行令第171条の5)など、地方自治法、同法施行令に沿った債権管理ができるよう、定期的に、研修することが望ましい。 令和2年度において、私債権の管理に関する条例が制定され、会計規則も一部改訂されていることから、合わせて、研修することが望ましい。	令和4年度会計事務職員を対象とした研修においてテキストに掲載、注意喚起を行った。	出納管理課

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の住宅に関する事業】

報告書 頁	区分	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
32	意見	県が定める他の計画との連携等	【住生活基本計画と各計画の関連性】 ①岐阜県公営住宅等長寿命化計画、②岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画、③岐阜県高齢者居住安定確保計画、④空家等対策に係る対応指針、⑤岐阜県耐震改修促進計画などの計画等と、岐阜県住生活基本計画との関連性が分かるように、各計画の内容を引用する、各計画の関連性を図示するなどして、関連性を明確にすることが望ましい。	令和3年度に改定した住生活基本計画に、関連する他の計画との関係を掲載した。	住宅課
34	意見	岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給計画	【岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画】 住宅課、高齢福祉課、障害福祉課など、関連する担当課が、例えば、「居住支援協議会」に参加するなど、連携方法について、岐阜県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の中で、明示することが望ましい。	検討の結果、県協議会規約に福祉関係課が構成員として位置づけられており、計画改定は不要と判断。 計画と協議会は、ともに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下、「法」)を根拠としており、協議会構成員が計画の推進のため連携することを独自に明文化する必要は無い。	住宅課
34	意見	岐阜県高齢者居住安定確保計画	【岐阜県高齢者居住安定確保計画】 住宅課、高齢福祉課、障害福祉課など、関連する担当課が、例えば、「居住支援協議会」に参加するなど、連携方法について、岐阜県高齢者居住安定確保計画の中で、明示することが望ましい。	検討の結果、計画改定は不要と判断。 計画には居住支援協議会との連携が定められており、福祉関係課が協議会構成員として連携協力することは協議会規約に定められているため、重ねての明文化は不要。	住宅課
34	意見	市町村との連携	【市町村との連携】 各市町村において、住生活基本計画を策定するよう働きかけをすることが望ましい。	令和4年5月に国が「市町村住生活基本計画の手引き」を定め、市町村へ情報提供された。 市町村計画の策定は義務ではなく、国が地方自治体に計画策定を義務付け又は要請することが地方分権を損なうものとして問題になっている現状において、県住宅課としては、国の手引きの提示以上の要請等はしない。ただし、市町村の側から、計画の策定にあたり助言や協力の要請があれば、個別に対応する。	住宅課
47	指摘	白木町住宅:集会所	共同施設の適正かつ合理的な管理を行うに当たっては、利用状況の把握(入居者以外の者も参加しているかなども含む。)が必要となるため、新型コロナウイルス感染症の流行が終息した後も集会所の利用実態が確認できるよう、集会所使用簿の作成について改めて周知し、定期的に、使用簿を提出させるなどして、使用状況の報告を求めるべきである。 また、小さな修正を除いて過去数十年にわたって集会所に係る要領の見直しが行われておらず、実情に即していない部分がないか、内容の見直しを合わせて検討すべきである。	R3.10-県営住宅集会所管理要領を制定(既存要領は廃止)した。同日で運用開始。	住宅課
51	指摘	近の島住宅:物置	住宅課は、①自治会に行政財産の目的外使用許可の手続きを取るよう指導するか、②自治会と物置の管理に係る協定を締結するなどして、物置の管理責任の所在を明確にして、適切に管理すべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は目的外使用許可の申請手続きを行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。	住宅課
52	指摘	近の島住宅:駐車場	住宅供給公社は、自治会又は駐車場管理委員会と再委託契約を締結するにあたっては、あらかじめ当該委員会の規約、組織体制、総会議事録等から委員会の当事者適格を精査し、契約の相手方たる資格を有しない場合は、委員会の委員個人との再委託契約を締結すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合の規約も併せて提出。	住宅供給公社

報告書頁	区分	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
55	指摘	加野住宅:集会所	集会所の鍵は、住宅監理員又は住宅管理人のみの管理とすべきであり、住宅監理員及び住宅管理人以外が鍵を管理する場合には、その必要性を審査した上で、委嘱書等により、その管理権限を明らかにすべきである。	R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課
55	指摘	加野住宅:集会所	共同施設の適正かつ合理的な管理を行うに当たっては、利用状況の把握(入居者以外の者も参加しているかなども含む。)が必要となるため、新型コロナウイルス感染症の流行が終息した後も集会所の利用実態が確認できるよう、集会所使用簿の作成について改めて周知し、定期的に、使用簿を提出させるなどして、使用状況の報告を求めるべきである。 また、小さな修正を除いて過去数十年にわたって集会所に係る要領の見直しが行われておらず、実情に即していない部分がないか、内容の見直しを合わせて検討すべきである。	R3.10-県営住宅集会所管理要領を制定(既存要領は廃止)した。同日で運用開始。	住宅課
58	指摘	加野住宅:物置	住宅課は、①自治会に行政財産の目的外使用許可の手続きを取るよう指導するか、②自治会と物置の管理に係る協定を締結するなどして、物置の管理責任の所在を明確にして、適切に管理すべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は目的外使用許可の申請手続きを行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。	住宅課
58	指摘	加野住宅:物置	設置が確認された物置は建築物ではないが、建築物同様に地面に固定されていなければ台風などで転倒する危険性がある。よって、物置の設置を許可するのであれば、転倒防止の処置を施すよう所有者に対し指導し、敷地内の安全管理に注意を払うべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は転倒防止措置を行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。 また、目的外使用許可を行う場合は転倒防止措置を行うことの義務付けを許可条件とした。	住宅課
59	指摘	加野住宅:駐車場	住宅供給公社は、自治会又は駐車場管理組合と再委託契約を締結するに当たっては、あらかじめ当該組合の規約、組織体制、総会議事録等から組合の当事者適格を精査し、契約の相手方たる資格を有しない場合は、組合理事長個人との再委託契約を締結すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
60	指摘	加野住宅:駐車場	加野団地だけ、切り替えが行われなかったのは、加野団地の駐車場に関する行政財産の目的外使用許可の記録について、引継ぎが十分行われていなかったことも要因の一つである。行政財産の目的外使用許可について一覧表を作成して、更新していき、漏れなく管理すべきである。	定期監査資料において一覧の作成は行っている。確実に更新し、漏れが無いように管理を行っていく。	住宅課
61	指摘	加野住宅:枯れ池	当初の目的にそぐわなくなった枯れ池は、美観を損ねるだけでなく安全性も欠いている状況となっており、埋め立てを行うなどの整備をすべきである。	住民とも協議し埋め立てる。R4. 11月設計完了、R5.1月完了。	住宅課
65	指摘	夕陽ヶ丘住宅:集会所	集会所の鍵は、住宅監理員又は住宅管理人のみの管理とすべきであり、住宅監理員及び住宅管理人以外が鍵を管理する場合には、その必要性を審査した上で、委嘱書等により、その管理権限を明らかにすべきである。	R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課
65	指摘	夕陽ヶ丘住宅:駐車場	住宅供給公社は、駐車場管理組合と再委託契約を締結するにあたっては、予め当該組合の規約、組織体制、総会議事録等から組合の当事者適格を精査し、契約の相手方たる資格を有しない場合は、組合理事長個人との再委託契約を締結すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
70	指摘	尾崎住宅:集会所	集会所の鍵は、住宅監理員又は住宅管理人のみの管理とすべきであり、住宅監理員及び住宅管理人以外が鍵を管理する場合には、その必要性を審査した上で、委嘱書等により、その管理権限を明らかにすべきである。	R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課

報告書 頁	区分	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
71	指摘	尾崎住宅:集会所	集会所の使用手続を変更する場合には、共同施設管理規則や岐阜県県営住宅集会所管理要領の改正等について、住宅課長の承認を求めよう指導すべきである。	R3.10-県営住宅集会所管理要領を制定(既存要領は廃止)した。同日で運用開始。	住宅課
71	指摘	尾崎住宅:集会所	協力金の徴収については、岐阜県県営住宅集会所使用要領第2条に違反しないか、協力金の性質を考慮して判断すべきである。	R3.10-県営住宅集会所管理要領を制定(既存要領は廃止)した。同日で運用開始。	住宅課
72	指摘	尾崎住宅:物置	住宅課は、①自治会に行政財産の目的外使用許可の手続きを取るよう指導するか、②自治会と物置の管理に係る協定を締結するなどして、物置の管理責任の所在を明確にして、適切に管理すべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は目的外使用許可の申請手続きを行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。	住宅課
72	指摘	尾崎住宅:物置	物置が地面に固定されていない場合は台風などで転倒する危険性がある。よって、物置の設置を許可するのであれば、固定するよう所有者に対し指導し、敷地内の安全管理に注意を払うべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は転倒防止措置を行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。 また、目的外使用許可を行う場合は転倒防止措置を行うことの義務付けを許可条件とした。	住宅課
78	指摘	田神住宅:集会所	集会所の鍵は、住宅監理員又は住宅管理人のみの管理とすべきであり、住宅監理員及び住宅管理人以外が鍵を管理する場合には、その必要性を審査した上で、委嘱書等により、その管理権限を明らかにすべきである。	R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課
80	指摘	田神住宅:駐車場	住宅供給公社は、駐車場管理組合と再委託契約を締結するに当たっては、あらかじめ当該組合の規約、組織体制、総会議事録等から組合の当事者適格を精査し、契約の相手方たる資格を有しない場合は、組合理事長個人との再委託契約を締結すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
80	指摘	田神住宅:駐車場	収支報告書の内容と通帳等の齟齬については、住宅供給公社において照合すれば容易に判明することである。住宅供給公社は、収支報告書の内容の正確性を原資料と照合するなどして精査し、齟齬があれば駐車場管理組合に確認の上、是正するよう指導すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
81	意見	田神住宅:駐車場	住宅供給公社は、知識、経験を有しない入居者が理事長になっても適正な業務を行うことができるように、マニュアルや作成書類のひな型を交付するなどの方法により支援することが望ましい。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
86	指摘	北方住宅:集会所	集会所の鍵は、住宅監理員又は住宅管理人のみの管理とすべきであり、住宅監理員及び住宅管理人以外が鍵を管理する場合には、その必要性を審査した上で、委嘱書等により、その管理権限を明らかにすべきである。	R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課
87	指摘	北方住宅:物置	住宅課は、①自治会に行政財産の目的外使用許可の手続きを取るよう指導するか、②自治会と物置の管理に係る協定を締結するなどして、物置の管理責任の所在を明確にして、適切に管理すべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は目的外使用許可の申請手続きを行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
88	指摘	北方住宅:駐車場	住宅課は、管理代行期間満了後の実績報告において、住宅供給公社に駐車場管理に係る再委託部分について、上記「委託業務報告書」などの資料提出を求め、業務が適切に履行されているか確認すべきである。	R4.4-実績報告書に併せて委託業務報告書(写)の提出を受け、実施状況を確認。	住宅課
88	意見	北方住宅:駐車場	自治会において行っている業務と民間事業者の受託可能な業務内容を比較し、民間事業者への再委託が有効性・経済性の観点から優れており、また入居者の意向としてもその要望が強いことが確認された場合においては、民間事業者への委託など、駐車場管理の在り方を検討することが望ましい。	R4.4-公社(管理代行者)から民間警備会社へ再委託を実施。	住宅課
89	指摘	北方住宅:駐車場	住宅供給公社は、駐車場管理業務の再委託先である自治会が駐車場の一部を障害者用の区画として利用する場合、あらかじめ自治会に届出等を提出させることにより、その事実を把握し、適切に管理されているか適宜監視すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 自治会による駐車場管理を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
89	指摘	北方住宅:駐車場	住宅供給公社は、自治会と再委託契約を締結するにあたっては、予め当該自治会の規約、組織体制、総会議事録等から組合の当事者適格を精査し、契約の相手方たる資格を有しない場合は、自治会長個人との再委託契約を締結すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 自治会による駐車場管理を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
93	指摘	藤江住宅:集会所	共同施設の適正かつ合理的な管理を行うに当たっては、利用状況の把握(入居者以外の者も参加しているかなども含む。)が必要となるため、新型コロナウイルス感染症の流行が終息した後も集会所の利用実態が確認できるよう、集会所使用簿の作成について改めて周知し、定期的に、使用簿を提出させるなどして、使用状況の報告を求めべきである。 また、小さな修正を除いて過去数十年にわたって集会所に係る要領の見直しが行われておらず、実情に即していない部分がないか、内容の見直しを合わせて検討すべきである。	R3.10-県営住宅集会所管理要領を制定(既存要領は廃止)した。同日で運用開始。	住宅課
94	指摘	藤江住宅:物置	住宅課は、①自治会に行政財産の目的外使用許可の手続きを取るよう指導するか、②自治会と物置の管理に係る協定を締結するなどして、物置の管理責任の所在を明確にして、適切に管理すべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は目的外使用許可の申請手続きを行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。	住宅課
94	指摘	藤江住宅:駐車場	住宅供給公社は、自治会又は駐車場管理組合と再委託契約を締結するにあたっては、予め当該組合の規約、組織体制、総会議事録等から組合の当事者適格を精査し、契約の相手方たる資格を有しない場合は、組合理事長個人との再委託契約を締結すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
100	指摘	荒崎住宅:集会所	共同施設の適正かつ合理的な管理を行うに当たっては、利用状況の把握(入居者以外の者も参加しているかなども含む。)が必要となるため、新型コロナウイルス感染症の流行が終息した後も集会所の利用実態が確認できるよう、集会所使用簿の作成について改めて周知し、定期的に、使用簿を提出させるなどして、使用状況の報告を求めべきである。 また、小さな修正を除いて過去数十年にわたって集会所に係る要領の見直しが行われておらず、実情に即していない部分がないか、内容の見直しを合わせて検討すべきである。	R3.10-県営住宅集会所管理要領を制定(既存要領は廃止)した。同日で運用開始。	住宅課
102	指摘	荒崎住宅:物置	住宅課は、①自治会に行政財産の目的外使用許可の手続きを取るよう指導するか、②自治会と物置の管理に係る協定を締結するなどして、物置の管理責任の所在を明確にして、適切に管理すべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は目的外使用許可の申請手続きを行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.12-申請書の提出があり、使用許可済。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
103	指摘	荒崎住宅:駐車場	理事長1名のみでの組織体制であり、総会の開催もない現状においては、同組合が契約・責任の当事者たる適格を有する団体に該当するのかが疑問であり、その実体は、同組合理事長個人との業務委託契約とも捉えられる。したがって、住宅供給公社は、駐車場管理組合と業務委託契約を締結するに際しては、予め当該組合の規約、組織体制及び総会議事録等から同組合の当事者適格を精査した上で、契約の相手方たる資格を有しない場合には、同組合理事長個人との間の契約として、契約書作成等の処理を正確に行うべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
103	指摘	荒崎住宅:駐車場	理事長以外の巡回監視等の実施者の有無について調査し、実施が確認された際はその者らが同組合員であるか否かを併せて確認した上で、最終的に、組合員以外の者(第三者)の活動が確認された場合には、事後的ではあるが、速やかに同第三者への再委託につき、承認又は非承認(再委託禁止)の判断をなすべきである。 また、今後、新たに駐車場管理業務委託契約を締結する場合には、受注者が第三者へ業務の一部を委託する可能性を踏まえ、予め同契約書中にその取扱いを明記した上で、事前承認を受けさせるべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)セキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
104	指摘	荒崎住宅:駐車場	管理代行契約期間終了後の実績報告において、住宅供給公社に対し、駐車場管理に係る業務委託部分についての資料提出を求め、業務が適切に履行されているか確認すべきである。	R4.4-実績報告書に併せて委託業務報告書(写)の提出を受け、実施状況を確認。	住宅課
115	指摘	宮代住宅:集会所	共同施設の適正かつ合理的な管理を行うに当たっては、利用状況の把握(入居者以外の者も参加しているかなども含む。)が必要となるため、新型コロナウイルス感染症の流行が終息した後も集会所の利用実態が確認できるよう、集会所使用簿の作成について改めて周知し、定期的に、使用簿を提出させるなどして、使用状況の報告を求めらるべきである。 また、小さな修正を除いて過去数十年にわたって集会所に係る要領の見直しが行われておらず、実情に即していない部分がないか、内容の見直しを合わせて検討すべきである。	R3.10-県営住宅集会所管理要領を制定(既存要領は廃止)した。同日で運用開始。	住宅課
116	指摘	宮代住宅:集会所	集会所の鍵は、住宅監理員又は住宅管理人のみの管理とすべきであり、住宅監理員及び住宅管理人以外が鍵を管理する場合には、その必要性を審査した上で、委嘱書等により、その管理権限を明らかにすべきである。	R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課
117	指摘	宮代住宅:物置	住宅課は、①自治会に行政財産の目的外使用許可の手続きを取るよう指導するか、②自治会と物置の管理に係る協定を締結するなどして、物置の管理責任の所在を明確にして、適切に管理すべきである。	調査の結果、県設置の倉庫と判明。 R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課
139	指摘	旭ヶ丘住宅:集会所	集会所の鍵は、住宅監理員又は住宅管理人のみの管理とすべきであり、住宅監理員及び住宅管理人以外が鍵を管理する場合には、その必要性を審査した上で、委嘱書等により、その管理権限を明らかにすべきである。	R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課
140	指摘	旭ヶ丘住宅:駐車場	住宅供給公社は、駐車場管理組合と再委託契約を締結するにあたっては、予め当該組合の規約、組織体制、総会議事録等から組合の当事者適格を精査し、契約の相手方たる資格を有しない場合は、組合理事長個人との再委託契約とすべきである。また、組合又は組合理事長からさらに第三者へ業務の一部を委託する可能性をふまえ、同契約中にその際の取扱いを明記のうえ、事前承認を受けさせるべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)トーノーセキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
140	指摘	旭ヶ丘住宅:駐車場	第三者に管理業務委託の一部書類の作成依頼をするならば、発注者(公社)の事前承認を受けるよう指導すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)トーノーセキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社

報告書頁	区分	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
145	指摘	泉北住宅:集会所	集会所の鍵は、住宅監理員又は住宅管理人のみの管理とすべきであり、住宅監理員及び住宅管理人以外が鍵を管理する場合には、その必要性を審査した上で、委嘱書等により、その管理権限を明らかにすべきである。	R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課
145	指摘	泉北住宅:集会所	共同施設の適正かつ合理的な管理を行うに当たっては、利用状況の把握(入居者以外の者も参加しているかなども含む。)が必要となるため、新型コロナウイルス感染症の流行が終息した後も集会所の利用実態が確認できるよう、集会所使用簿の作成について改めて周知し、定期的に、使用簿を提出させるなどして、使用状況の報告を求めるべきである。 また、小さな修正を除いて過去数十年にわたって集会所に係る要領の見直しが行われておらず、実情に即していない部分がないか、内容の見直しを合わせて検討すべきである。	R3.10-県営住宅集会所管理要領を制定(既存要領は廃止)した。同日で運用開始。	住宅課
147	指摘	泉北住宅:物置	住宅課は、①自治会に行政財産の目的外使用許可の手続きを取るよう指導するか、②自治会と物置の管理に係る協定を締結するなどして、物置の管理責任の所在を明確にして、適切に管理すべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は目的外使用許可の申請手続きを行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。	住宅課
148	指摘	泉北住宅:物置	物置が地面に固定されていない場合は台風などで転倒する危険性がある。よって、物置の設置を許可するのであれば、固定するよう所有者に対し指導し、敷地内の安全管理に注意を払うべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は転倒防止措置を行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。 また、目的外使用許可を行う場合は転倒防止措置を行うことの義務付けを許可条件とした。	住宅課
148	指摘	泉北住宅:駐車場	住宅供給公社は、自治会又は駐車場管理組合と再委託契約を締結するにあたっては、予め当該組合の規約、組織体制、総会議事録等から組合の当事者適格を精査し、契約の相手方たる資格を有しない場合は、組合理事長個人との再委託契約を締結すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)トノーセキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
149	指摘	泉北住宅:駐車場	管理組合の会計について、自治会費と駐車場管理費の混入が見受けられることから、住宅供給公社は、受注者たる管理組合に適切に収支報告を行わせるためにも、各費用の管理は明確に区別するよう、指導すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)トノーセキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
149	指摘	泉北住宅:駐車場	駐車場管理に関しては、規約上自動車保管場所管理組合が申請承認及び場所の決定を行うこととなっているが、実態は住宅供給公社が担っており、規約の定めとは乖離している。したがって、住宅供給公社は、再委託先である自動車保管場所管理組合に対して、実態に合わせて規約を改正するよう、指導すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社((株)トノーセキュリティー)に管理を委託。	住宅供給公社
154	指摘	赤保木住宅:集会所	集会所の鍵の管理について、高山市、見量町内会など関係者と協議を行い、適正な管理が行われるよう、ルールを決めるべきである。	R3.12-共同施設等の鍵管理・貸与について運用通知を発出。 R4.1-公社(管理代行者)から鍵管理簿提出。	住宅課
155	指摘	赤保木住宅:集会所	共同施設の適正かつ合理的な管理を行うに当たっては、利用状況の把握(入居者以外の者も参加しているかなども含む。)が必要となるため、新型コロナウイルス感染症の流行が終息した後も集会所の利用実態が確認できるよう、集会所使用簿の作成について改めて周知し、定期的に、使用簿を提出させるなどして、使用状況の報告を求めるべきである。 また、小さな修正を除いて過去数十年にわたって集会所に係る要領の見直しが行われておらず、実情に即していない部分がないか、内容の見直しを合わせて検討すべきである。	R3.10-県営住宅集会所管理要領を制定(既存要領は廃止)した。同日で運用開始。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
156	指摘	赤保木住宅:物置	住宅課は、①自治会に行政財産の目的外使用許可の手続きを取るよう指導するか、②自治会と物置の管理に係る協定を締結するなどして、物置の管理責任の所在を明確にして、適切に管理すべきである。	R3.7-倉庫を管理する場合は目的外使用許可の申請手続きを行うよう、自治組織の長に指導済み。 R3.9-申請書の提出があり、使用許可済。	住宅課
156	指摘	赤保木住宅:駐車場	住宅供給公社は、自治会又は駐車場管理組合と再委託契約を締結するにあたっては、予め当該組合の規約、組織体制、総会議事録等から組合の当事者適格を精査し、契約の相手方たる資格を有しない場合は、組合理事長個人との再委託契約を締結すべきである。	R4.4-住宅課へ再委託申請提出。 駐車場管理組合への駐車場管理委託業務を止め、民間警備会社(大日本警備保障(株))に管理を委託。	住宅供給公社
168	指摘	抽選方法	【抽選会場における本人確認】 本人の出席が原則とされていること及び抽選行為・結果により入居申込権の取得という新たな法律関係が生じること等に鑑みれば、本人確認は、より慎重に行うべきであり、具体的には、申込時において面識を有するか否かという担当者の認識・記憶という主観的要素に依拠せず、抽選会場への入室の際には、案内ハガキの所持に加え、身分証明書の提示により、客観的に本人確認を行うべきである。 また、やむを得ず代理人が出席する場合には、上記に加え、当選後の辞退行為等、その委任の範囲が問題となる場面も想定されるため、本人に対し、事前に委任の範囲に関する同意書等の提出を求めるなどして、その範囲を明らかにすべきである。	抽選会場はもとより、実際に入居が決まった方を対象に開催する入居説明会においても再度本人確認を行っている。	住宅供給公社
201	意見	外部業者への委託	【駐車場管理の外部業者への委託】 駐車場管理組合等において行っている業務と民間事業者の受託可能な業務内容を比較し、民間事業者への再委託が有効性・経済性の観点から優れており、また入居者の意向としてもその要望が強いことが確認された場合においては、民間事業者への委託など、駐車場管理の在り方を検討することが望ましい。	R4.4-入居者から要望のある住宅について、公社(管理代行者)から民間警備会社へ再委託を実施。	住宅課
219	意見	事後調定のルール	【事後調定のルール化】 事後調定が可能な場面は、例外的場面であるから、会計規則で明記することが望ましい。	会計規則及び会計規則取扱要領において事後調定に係る規定を整備し、令和4年4月1日付けで施行。	出納管理課
219	意見	データの公表	【遅延損害金等のデータの公表】 行政の透明性の観点からも、発生した遅延損害金額、収納状況のデータ等を集積し、資料として作成し、県民に公表することが望ましい。	R4.1-状況の精査を行いHPに公開した。	住宅課
				関係課に対し、元利金等が完納した債権に係る遅延損害金のうち、調定の有無や確定延滞金等の算定状況を調査するとともに、調定を行っていない債権については、HP等で公表することを依頼。公表状況について、適宜フォローアップを行い、公表に向けた取り組みを進める。	財政課
284	指摘	公的賃貸住宅対策調整補助金:事業評価	事業の経費希望等を審査するための予算要求要式に対し、「申請書類のうち一部を電子データによる提出に変更し申請者の負担を減少している」とのことなので、そのような具体的な内容を記載した事業評価を行うべきである。	R3.10-財政課にて様式の見直しが実施され、R4要求から新様式にて予算要求(事業評価)を実施。	住宅課
288	指摘	岐阜県地域木造住宅支援事業補助金:事業評価	事業評価は、令和元年度予算要求資料に添付されているものも、令和2年度当初予算要求資料に添付されているものも、ほぼ内容が同一である。具体的に事業評価をしているのか疑問がある。 年度ごとに、具体的な内容を記載した事業評価を行うべきである。	事業評価調書に基づき、令和2年度の取組内容と成果を記述のうえ予算要求。 なお、事業の必要性は、毎年度の当該事業の内容や進捗だけでなく、木造住宅関係業界をめぐる外部の環境に基づくものであり、経済の低迷や省エネ化といった長期トレンドに変化はないため、事業の必要性等に係る説明については修正不要と判断。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
291	指摘	岐阜県住宅資金助成制度:事業評価	事業評価は、令和元年度予算要求資料に添付されているものも、令和2年度当初予算要求資料に添付されているものも、ほぼ内容が同一である。具体的に事業評価をしているのか疑問がある。特に、「(ウ)事業の見直し検討」は抽象的な記載であり、検討していないに等しい。また、③事業の効率性における「窓口や申請書の取りまとめなど、対象者の方との直接のやり取りは県の指定する取扱機関で行っており、効率的に事業を実施している。」との記載も、制度上実施されていることであり、年度によって異なるものではない。年度ごとに、具体的な内容を記載した事業評価を行うべきである。	事業評価様式により具体的に評価し、「次年度の方向性」のとおり、新規創設する補助事業と一体的に見直し、令和5年度以降に廃止を予定することとした。	住宅課
295	指摘	ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金:事業評価	事業評価は、令和元年度予算要求資料に添付されているものも、令和2年度当初予算要求資料に添付されているものも、ほぼ内容が同一である。具体的に事業評価をしているのか疑問がある。年度ごとに、具体的な内容を記載した事業評価を行うべきである。	令和2年度で事業を終了し、3年度以降は予算要求していないため、事業評価様式の作成無し。	住宅課
307	指摘	岐阜県空き家総合整備事業費補助金:補助金の事業評価(有効性等の評価)	①一つ一つの具体的な補助金について、②年度ごとに、具体的な内容を記載した事業評価を行うべきである。	事業評価調書のとおりに評価し、「次年度の方向性」のとおり、市町村の啓発や空き家バンクへの取り組み状況に応じて補助するようメニューを追加した。 なお、個々の空き家を利活用するか、除却するかは、物件の状況や所有者の意向により選択されるものであり、空き家の増加抑制という効果は共通である。したがって、利活用に対する補助制度と除却に対する補助制度は、一つ一つ個別に評価するのではなく、一の調書において総合的な効果を評価する必要がある。	住宅課
309	意見	岐阜県空き家総合整備事業費補助金:空家等利活用事例集の改訂	県空家等対策協議会、市町村担当者研修会、空き家対策関係市町村会議などにおける意見交換のほか、補助金使途の確認検査において各市町村を訪問して情報交換等を行うことにより、有益な情報が集約されると考えられる。空家対策推進室としては、協議会やセミナーを通じて情報提供を行っているとするが、空家の利活用の最新情報をセミナーなどでしか入手できないとするのは、入手方法としては、非常に狭く、セミナー参加者といった一部の者にしか情報提供ができないことに繋がる。空家対策は、県の重要施策であることからすると、協議会参加者やセミナー参加者だけにとどまらず、一般市民を含めて、広く最新情報を提供するためにも、情報を集約した事例集の改訂は大きな意義があると考えられる。空家等利活用事例集の改訂について検討を始めることが望ましい。	検討の結果、改定作業はしない。 活用事例集は県ホームページで公表されており、セミナー参加者以外も参照可能である。また、県公社の空家相談窓口には、相続関係や賃貸・売却の相談はあるが、「利活用方法を知りたい」という相談はほとんどない。 なお、令和3年度は国のガイドラインの改定を踏まえて県の特定空家等対応マニュアルを改定した。今後も、空き家・空き地の利用に係る民法及び不動産登記法の改正が順次施行され、これらに対応した研修会の開催や啓発資料の作成が優先される。従って、少なくとも民法等改正が一段落する令和8年末までの間は、内容の著しい陳腐化をさけるための部分的な更新を除き、事例集を改定する優先度は低い。	住宅課
310	指摘	岐阜県空き家総合整備事業費補助金:暴力団排除条項	補助金を交付する市町村の中で暴力団排除条項が導入されていない市町村があることを考慮すると、岐阜県空き家総合整備事業費補助金交付要綱に、暴力団排除条項を導入したり、補助金交付の条件として市町村が暴力団排除条項を有していることを加えるべきである。	補助要綱に暴力団排除条項を追加。	住宅課
316	意見	岐阜県空家除却費支援事業費補助金:略式代執行事例(瑞浪市)	①岐阜県空家除却費支援事業費補助金要綱第11条で、略式代執行においても、補助金の返還を想定していることや、②現状、略式代執行の場合においても、「補助対象経費理由書」を提出させていることからすると、岐阜県空家除却費支援費事業補助金交付要綱における事業実績書(第3号様式)の様式を変更し、費用回収が困難であると判断した日にちを記載することが望ましい。	様式中の「略式代執行の場合は、記載不要」の注書を削除し、所有者等の不明により求償困難と判断した日の報告を求める取扱いとした。	住宅課
319	指摘	岐阜県空家除却費支援事業費補助金:補助金の事業評価(有効性等の評価)	①一つ一つの具体的な補助金について、②年度ごとに、具体的な内容を記載した事業評価を行うべきである。	事業評価調書のとおりに評価し、「次年度の方向性」のとおり、市町村の啓発や空き家バンクへの取り組み状況に応じて補助するようメニューを追加した。 なお、個々の空き家を利活用するか、除却するかは、物件の状況や所有者の意向により選択されるものであり、空き家の増加抑制という効果は共通である。したがって、利活用に対する補助制度と除却に対する補助制度は、一つ一つ個別に評価するのではなく、一の調書において総合的な効果を評価する必要がある。	住宅課

報告書頁	区分	タイトル	結果の内容	講じた措置	担当所属
322	指摘	岐阜県空家除却費支援事業費補助金:暴力団排除条項	今後、除却補助金交付要綱を策定する市町村の中で、暴力団排除条項のない市町村が出てくるおそれがあることを考慮すると、岐阜県空家除却費支援事業費補助金交付要綱に、暴力団排除条項を導入したり、補助金交付の条件として市町村が暴力団排除条項を有していることを加えたりすべきである。	補助要綱に暴力団排除条項を追加した。	住宅課
323	指摘	岐阜県空家等相談窓口設置事業費補助金:補助事業者の選定	住宅供給公社を補助事業者として選定している理由について、空家対策推進室が、「相談窓口設置について、空き家の利活用、除却の相談体制の点から、関係団体に対する意向調査、国庫補助事業の活用等を考慮して、県住宅供給公社とした。」と述べるのであれば、記録上、補助金関係書類で、より具体的に、明確にすべきである。	県住宅供給公社に限定していた補助要綱を見直し、「空き家所有者等を対象とした相談窓口を設置する法人」で「専門性を有すると知事が認める法人等」に対して補助金を交付することとした。従って、仮に現在の県公社の窓口よりも充実した体制や専門性をもって相談業務を実施し得る法人その他の団体があれば、補助金を交付する。	住宅課
323	指摘	岐阜県空家等相談窓口設置事業費補助金:経費(給料)の算定	①委託事業としても良いと考えられるところを補助事業としていること、②補助事業者としての選定についてもその具体的な根拠が不明確であること、③対象経費の実支出額は334万7958円であり、補助金額334万0000円とほぼ同額であること、④補助対象経費の60パーセント以上を占める「給料」の計算根拠が不明であることなどの疑問点を解消するためにも、空家対策推進室において、住宅供給公社に対し、「給料」の計算根拠を明示するよう、指導すべきである。	公社職員の空き家相談窓口業務への従事時間に関する書類を徴し、職員の給料表と対照することで補助金額の妥当性を確認している。	住宅課
324	指摘	岐阜県空家等相談窓口設置事業費補助金:補助金の事業評価(有効性等の評価)	空家対策推進室は、「予算要求資料に添付されている県単独補助金事業評価調書の記載は、全庁的に同じ体裁で、限られた枚数の中で行わなければならない。」と述べる。しかし、事業評価は、令和元年度予算要求資料に添付されているものも、令和2年度当初予算要求資料に添付されているものも、ほぼ内容が同一であることからすると、具体的に、事業評価をしているのか疑問である。また、空家対策推進室は、「予算要求資料の評価調書における事業評価記載について、相談対応件数の推移、相談窓口運営委員会資料等を検討したうえで」事業評価を実施していると、述べている。しかし、事業評価調書において、上記のような記載は無い。以上より、年度ごとに、具体的な内容を記載した事業評価を行うべきである。	事業評価調書のとおり、令和2年度の相談研修を踏まえた評価及びメール相談による効率化の取り組みについて記載した。	住宅課
325	指摘	空家等対策の実効性確保	【実施状況及び事業計画の具体化】所有者の意向等に左右されやすい実情も考慮し、これまでの空き家対策の状況を踏まえた上で、具体的な数値目標等を設定して、進捗を管理すべきである。	令和3年度に見直した住生活基本計画において、空き家の除却・利活用の促進に関する数値目標を定めた。	住宅課
338	指摘	事業評価調書の未作成	【事業評価書の作成】契約審査会調書の「契約が必要な理由」に記載されている、建築士の有無により発生している地域格差を解消するという事業の目的が有効に達成できているかを確認するためにも、事業評価調書を作成すべきである。	令和4年度当初予算要求時に事業評価調書の作成を検討した。建築士の有無により発生する地域格差は、質的な問題であり、量的指標を用いて解消状況を確認することは困難であると整理した。質的な問題の解消状況については、本事業の対象となる「市町村の木造住宅無料耐震診断事業」に対して交付する岐阜県建築物耐震化促進事業費補助金の検査等において、適正さが確保されていることを別途確認している。	建築指導課
346	指摘	事業評価調査書	「今後の課題」については、「木造住宅耐震診断事業費補助金(無料診断)」と、「住宅耐震改修工事費補助金」では、内容が全く同じである。また、記載されている内容は、「耐震改修啓発費」でも、意味が通じる内容である。また、「木造住宅耐震診断事業費補助金(無料診断)」の事業評価と、「住宅耐震改修工事費補助金」の事業評価は、令和元年度予算要求資料に添付されているものも、令和2年度当初予算要求資料に添付されているものも、ほぼ内容が同一である。具体的に事業評価をしているのか疑問がある。 ①一つ一つの具体的な補助金について、②年度ごとに、具体的な内容を記載した事業評価を行うべきである。	令和4年度の予算要求資料から、補助金毎に当該年度の状況に応じ、具体的な内容を記載した事業評価を行うこととした。	建築指導課

令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【テーマ:岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校】

報告書 頁	区分	見出し	結果の内容	講じた措置	担当所属
91	指摘	5 私費会計	(1)学校預り金会計の決算 学校預り金運営委員会は開催しておらず、決算承認がなされていない。学校預り金運営委員会を開催し、決算承認手続をすべきである。	書面により学校預り金運営委員会を開催した。	長良高等学校
97	指摘	5 施設	(1)野球部が使用するピッチングマシン及び倉庫2棟 事務室の右手には、野球部が使用しているピッチングマシンのほか、物置が設置されていた。ヒアリングによると、所有者が不明であり、行政財産の目的外使用許可は取っていない。後日確認したところ、グラウンド西側の物置は野球部保護者が設置したもの、グラウンド南側の物置はPTA備品、ピッチングマシンは部活動育成会備品とのことであった。ピッチングマシン及び物置の設置場所について、それぞれ所有者に対し、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	ピッチングマシンについては、従来からPTAと締結している物品使用貸借契約書に記載されている備品であることを確認、措置済となった。PTA所有倉庫(ピッチングマシン保管)及び部活動育成会所有の倉庫については、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、措置済となった。野球部所有の物置についてはR3.12月に撤去、措置済となった。グラウンド用整備車両についても、保険加入がなされたことから、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させて措置済となった。	岐山高等学校
118	指摘	6 施設	(3)野球部後援会の倉庫 グラウンドには、岐阜総合学園高等学校野球部後援会が保有する倉庫が設置されているが、行政財産の目的外使用許可がなされていない。野球部後援会に、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。	目的外使用許可手続をとった。	岐阜総合学園高等学校
118	意見	7 私費会計	(1)情報開示 学校諸費会計に関する情報のうち、種類及び各金額は、ホームページに掲載しているが、使途は掲載せず、全保護者に配付する会計報告書に記載している。ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が学校諸費に関する情報を得ることができる方法である。よって、各学校諸費の使途も、ホームページに掲載することが望ましい。	HPIに掲載した。	岐阜総合学園高等学校
123	指摘	5 施設	(1)グラウンド上の物置及びブルベン グラウンド北東部には、野球部が使用しているブルベンのほか、物置が設置されていた。ヒアリングによると、野球部保護者が設置したとのことであるが、行政財産の目的外使用許可は取っていない。野球部保護者会の保有するブルベンの設置場所及び物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	指摘を受けた物置について、令和3年度において所有者である野球部育成会による固定化の工事(基礎設置)が施工され、令和4年度からの行政財産の目的外使用許可申請書の提出があり、新設の物置1台を含めて使用を許可している。 ブルベンについては、当校の10周年記念誌に「平成元年度 雨天投球練習場の上屋工事」施工の記述があることから県所有であるとし、行政財産の目的外使用に係る手続きの対象ではないと判断している。	岐阜城北高等学校
134	指摘	6 施設	(1)部活動後援会が所有するマイクロバス等 岐阜商業高等学校の敷地内の駐車場に、各部の部活動後援会所有のマイクロバス5台、大型バス1台が駐車されている。駐車場に関する目的外使用許可の手続は採られていない。当該車両の使用場所につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	各部の部活動後援会が所有するマイクロバス等車両の使用場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を受理し、目的外使用許可を行った。	岐阜商業高等学校
134	指摘	6 施設	(2)野球部の設置した物置 テニスコートの北側に、物置が設置されていた。ヒアリングによると、野球部が設置したとのことであるが、行政財産の目的外使用許可は取っていない。物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	野球部が設置した物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を受理し、目的外使用許可を行った。	岐阜商業高等学校
135	指摘	7 私費会計	(1)情報開示 学校諸費会計に関する情報は、PTA総会で報告し、欠席の場合、生徒に資料を配布しており、ホームページに掲載していない。ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が学校諸費に関する情報を得ることができる方法である。よって、学校諸費会計など、これに関する情報を、ホームページに掲載すべきである。	学校預り金及びPTA会計について、学校のホームページに掲載した。	岐阜商業高等学校
136	意見	8 株式会社GIFUSHO	(2)運営 学年諸費として、新入生から「出資金」を徴収し、学年会計からPTA出資特別会計へ振替している。PTAは株式会社GIFUSHOから同社が有する自己株式を、1年生の人数に応じて譲渡をうける。株主であるPTAは、その意思決定を生徒に委託しており、生徒は、事実上、「株主総会」を開催し、意思決定を行っている。クラス毎に、そのクラスで決定した物の仕入れ・販売など営業活動を行い、全体として利益を上げており、卒業生である税理士に依頼し、納税も行っている。生徒の決定内容を、株式会社GIFUSHOの株主総会、取締役会で、それぞれ決議している。利益は、「株主総会」の意思決定により、利益の5%で近隣の幼稚園等に絵本を寄附した。卒業など、生徒が岐阜商業高等学校を去る際には、出資金はPTAから生徒に返金される。 株式会社GIFUSHOの活動の際、損害が発生した場合、県費で加入しているインターンシップ保険により填補される。 岐阜商業高等学校と株式会社GIFUSHOの間には、契約は締結されていない。事業の運営を実践的に体験学習することができる有意義な企画であり、今後、継続されると考えられる。生徒に何かあったときの労働基準法上の問題、労災上の問題、取引先との問題等のトラブルを未然に防ぎ、また発生した場合適切に対処するためにも、岐阜商業高校と株主総会GIFUSHOの間で、協力義務の存在及びその内容の確認などについて、取決めを行うことが望ましい。	本校と株主総会GIFUSHOとの間で、協力義務の存在及びその内容の確認などについて取決めた事項を書面で取り交わした。	岐阜商業高等学校

報告書頁	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
153	指摘	4 物品(備品、消耗品及び動物)	(6)生徒が制作した絵画	廊下には、生徒が制作した絵画が多数飾られているとのことである。権利関係が不明確であると、勝手に処分することができず、また破損した場合に損害賠償責任が発生する虞がある。学校に占有を移転する際、期限などの条件を記した使用貸借契約を締結する、もしくは寄付採納手続きをとるなど、権利関係を明確にすべきである。	所有者より「寄附申込書」が提出され、学校長より受理をした旨の「寄附受納承諾書」を所有者に渡し寄附手続きを執った。	各務原高等学校
189	指摘	6 私費会計	(2)グラウンドの照明	ヒアリング及び提出資料(平成27年7月15日付岐阜農林高等学校グラウンド照明の改修承認申請書)によると、グラウンドの照明を設置したのは、育友会であり、その後、学校に対して工作物の無償譲渡が行われ、野球部、ソフトボール部や陸上部などの部活動のために利用されているとのことである。照明を部活動でしか利用していないのであれば、質疑応答集に基づき、分離配線工事を公費負担し分離後電気代を育友会に負担させるべきである。	改正された質疑応答集に基づき、令和4年3月に私費負担で分離配線工事が完了。令和4年3月31日付けで行政財産使用許可書を交付し、電気代を部活動後援会の負担とした。	岐阜農林高等学校
214	指摘	5 施設	(2)同窓会所有のマイクロバス	ヒアリング及び現地視察によると、平成30年度に同窓会が購入し、育友会が管理し部活動で使用しているマイクロバスが学校敷地内に駐車してあるが、行政財産の目的外使用許可は取っておらず、学校と育友会あるいは同窓会との間で使用貸借契約も締結されていない。 また、同窓会が平成30年度にリース契約を締結したマイクロバスもあるが、当該マイクロバスについても同様である。マイクロバスの駐車場所について行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。	R3.3.19付けで教育財務課より方針が示され、その方針に沿って、令和4年度から行政財産の目的外使用許可の申請をすることとし、R4.3.30 付けで許可した。以降毎年申請・許可の手続きを行うこととした。	岐阜工業高等学校
220	指摘	5 私費会計	(1)学校徴収金運営連絡委員会について2	「学校徴収金事務取扱要領の運用について」に従い、監事のうち1名は保護者(PTA会計監査)とするべきである。	令和2年度中に監事のうち1名を保護者としてできなかった通信制課程卒業諸費会計について、令和3年度中に監事を保護者とするよう改めた。	華陽フロンティア高等学校
244	指摘	5 私費会計	(1)学校預り金運営委員会	大垣東高等学校では、「岐阜県立大垣東高等学校預り金事務取扱要領」にて預り金運営委員会が設けられているところ、平成30年度の開催実績はない。学校預り金運営委員会を開催して、学校預り金の会計種別ごとの事業計画(案)、予算(案)及び決算(案)について承認を得るべきである。	令和4年4月28日に委員会を書面表決にて実施済である。	大垣東高等学校
250	指摘	4 物品(備品、消耗品及び動物)	(2)遊休物品	グラウンド横に使用していない焼却炉(取得年度平成6年度、取得価格119万9,950円)がある。いつから使用していないかは明確ではないが、遅くとも学校の焼却炉で燃やしてはいけないといわれた時期からである(なお、ダイオキシン類等の有害物質の排出が問題となり、文部省から原則として使用を取りやめるよう通知が出されたのが平成9年である。)。しかし、撤去費用が捻出できず、そのままになっている。ヒアリング時に現物を確認したところ、錆などの劣化が確認された。学校における焼却炉の使用を全国的に廃止する通知がなされてから20年以上が経過している。本件焼却炉の状態からしても使用見込みがないことは明らかである。不用決定をした上、売却ができないのであれば、廃棄を検討すべきである。また、教育財務課は、学校から予算要求があった場合、内容を確認のうえ、その必要性や優先度を踏まえ、必要があれば予算令達すべきである。	文部省からの通知がされた後、焼却炉としての使用は停止しており、廃棄費用を要求しているものの、予算上の問題から廃棄には至っていない。安全性に配慮しつつ、予算化(令達)されれば不用決定・廃棄する方針である。	大垣西高等学校
					多額の費用が必要となることから、直ちに撤去することは難しいが、優先順位を考慮しながら早期に撤去されるよう検討していく方針。	
267	指摘	4 物品(備品、消耗品及び動物)	(3)PTA及び部活動後援会からの借入物品	PTAと学校との間で、平成7年4月1日に締結した「PTA物品使用貸借契約書」が更新して継続している。上記契約書では「PTA備品出納簿に記載する物品」が使用貸借の対象となっており、「PTA購入品管理簿」及び「PTA部活動振興費購入品管理簿」が作成されている。上記管理簿には、吹奏楽部やなぎなた部など各部が使う物品を、各部活動の顧問が「使用者」として登録されている。 このように、学校が、PTA及び部活動後援会から、物品を借りている。しかし、学校において、備品登録はなされていない。PTA及び部活動後援会からの借入物品について、学校の物品一覧表に借入物品として登録すべきである。	PTA及び部活動後援会からの借入物品について、備品台帳に登録が必要なものについて登録済み。	大垣商業高等学校
268	指摘	5 施設	(1)グラウンド上の物置	グラウンド付近には物置が複数設置されており、使用しているのは野球部と陸上部である。いずれについても行政財産の目的外使用許可は取っていない。上記物置が設置されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	グラウンド付近に設置された倉庫については、いずれも固定して安全対策が取られた後に行政財産の目的外使用許可申請書の提出を受け、審査の結果、許可済。	大垣商業高等学校
275	指摘	5 施設	(1)学校が借りている土地	大垣市から土地を借りて、学校用地として使用している。使用貸借契約を締結しているが、契約書が確認できない。権利関係を明確にし、紛争を予防するため、契約書を作成すべきである。また、契約書は、学校においても写しなどで把握しておくか、最低限所在が分かるようにしておくべきである。	教育財務課と大垣市の契約が締結された折には、当校へその契約の写しを提供されるよう協議した。	大垣工業高等学校
278	指摘	7 債権・契約	(1)滞納授業料及び学校諸費の管理	アンケートによれば、平成29年度以前に発生した授業料の未納額が、15万7953円(16件)となっている。学校では、未納の生徒及び保護者に対して、通知書の送付や電話により、支払を求めており、その経緯を記録している。ある滞納事案では、保護者に対し、週1回以上架電をしたり、支払を求める文書を毎月送付する対応を3年以上継続している。 大垣工業高等学校の「授業料等徴収金滞納措置関係要領」第4条(卒業した生徒の授業料滞納に対する本校独自の措置)は、「事務部長は、卒業等した生徒が要綱第5に規定する再催告にもかかわらず授業料等を納入しない場合には、時効が完成するまで毎月継続して、普通郵便により再催告書を再交付するものとする。」と規定している。督促後1年以上を経過しても履行がされない授業料については、上記地方自治法施行令第171条の2又は第171条の5に基づいて、訴訟手続等の措置は徴収停止をすべきである。	授業料の未納は不納欠損処理により解消	大垣工業高等学校

報告書 頁	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
281	指摘	5 施設	(1)育友会所有の物置	学校の敷地内に育友会所有の物置が設置されており、学校の授業で使用する手織機が保管されている。上記物置について、育友会との間で使用貸借契約は締結されていない。上記物置は、学校の授業で使用する物品を保管しているため、学校が育友会から借りて使用しているといえる。そのため、育友会との間で使用貸借契約を締結し、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。	育友会所有の4基の倉庫について、現在は育友会の物品を保管していることから、育友会から目的外使用許可申請書が提出され、転倒防止措置等確認し、許可した。	大垣桜高等学校
283	指摘	7 職員の管理	(2)産業医1	産業医は安全衛生委員会出席時と検診のために来校した際に学校巡視を行っているとのことである。少なくとも毎月、産業医に対して学校巡視を行うよう求めるべきである。	年度当初に、原則として月に1回産業医が学校巡視を行うよう求めた。また、双方の了解のもと巡視日を原則第1水曜日とした。	大垣桜高等学校
284	指摘	7 職員の管理	(2)産業医2	産業医による学校巡視について、平成30年2月15日に作成された「職場巡視用チェックリスト」以外に巡視の記録がない。産業医の巡視の際にはその結果の記録化を求めるべきである。	年度当初に、産業医に対して巡視の際には、結果の記録化を求め、産業医の了解を得た。	大垣桜高等学校
287	意見	5 施設	(1)借入をしている土地1	学校用地として、土地を借り入れている。いずれの賃貸借契約書も、契約期間を1年間の自動更新としているため、一方が更新をしない旨の意思表示をすることにより、1年以内に契約は終了する。自動更新制が採られているが、契約期間満了前の一方的な意思表示により、契約を終了させられ、その場合には、学校に明渡義務が生じる。現在も利用中の校舎敷地について、万一にもこのような事態が生じる場合には、生徒の処遇を含めて多大な影響を生じることとなる。契約内容が実態に即していないため、使用貸借の終了について、目的に従った使用収益が終了したときとする(民法第591条第2項)、更新拒絶の意思表示をすることができる期間を制限する等の内容に変更するよう貸主との間で交渉するのが望ましい。	教育財務課で措置済	不破高等学校
					使用目的が校舎敷地である、垂井町所有地の宮代会下1916番9他3筆を残し、すべて返還する予定である。 借用を継続する予定の土地使用貸借については、次のことからしばらく現規定のままとし、折を見て垂井町と協議することとした。 ・相手があることであり相手が不利になる交渉は困難であること ・相手が町であり、かつ使用する者が町民であることから、町から更新拒絶の意思を示されることは現実的でないと考えられること	教育財務課
289	指摘	5 施設	(1)借入をしている土地2	上記土地のうち個人から借入れている土地については、毎年賃貸人に会って確認をし、賃料の請求書を発行してもらっている。もっとも、第二グラウンドの一部で地目が墓地となっている土地については、そのような確認は行っていない。また、同土地については、登記簿上の名義人と平成8年12月2日作成の賃貸借契約書上の貸主名が異なっており、所有者と貸主が同一人物であるか不明である(類似しているため同一人物である可能性はある。)さらに、契約書作成時から20年以上が経過しているため、現在の所有者が誰かの確認もできていない。土地の登記上の所有者と契約書の貸主が同一人物であるのか、また、相続等により所有者に変更がないかを確認すべきである。具体的には、貸主の現在の住所地を調査した上、面談等により現状を確認すべきである。	地目が墓地となっている土地については、使用貸借契約を交わしており、現在の所有者を確認するため、令和2年3月に登記上の所有者の戸籍謄本を取得したところである。当時の契約相手は故人であるため、その必要性が生じた時に相続人の調査を進めていくこととした。	不破高等学校
					地目が墓地の土地については、使用貸借契約であり、当時の契約相手方は故人であることから、その必要性が生じたときに相続人を調査することとした。	教育財務課
289	指摘	5 施設	(1)借入をしている土地3	第2グラウンドは現在イベントがあるときに駐車場として使用する以外はほとんど使用されていない。ほとんど使用していないグラウンドの賃料として、年間300万円以上の支出は高額である。また、貸主が個人であるため、貸主の高齢化や相続の発生に伴い、意思確認や契約の更新又は解除が困難になる可能性が高い。早期に契約の解除、明け渡し及び原状回復について検討すべきである。	令和3年度に全貸主を対象に土地返還に係る個別面談及び全体説明会を開催し、返還に係る概ねの同意をいただいた。また、令和4年7月までに工作物等の撤去工事の内容について全貸主から同意を得ており、9月に工事契約をする予定である。工事完了(令和5年1月の予定)後は速やかに契約を解除し、貸主に土地の返還を行う。	不破高等学校
					賃貸借している土地については、貸主との交渉を実施し、返還について概ねの同意をいただいたところである。 令和4年度に原状回復工事を行い、工事完了次第、貸主に返還する。	教育財務課
296	指摘	4 物品(備品、消耗品及び動物)	(2)貸出中のボート	海津明誠高等学校では、愛知県ヨット連盟に対して、ボート1艇とボートトレーラーを無償にて貸し出している。 この貸し出しの経緯については、平成24年に行われた岐阜清流国体の際に、ヨット競技が岐阜県ではなく愛知県で行われたため、開催施設を借りる条件として、ボートなどを提供したというものである。 現状では、貸出を続ける理由が不明であり、岐阜県がただ所有者として名前に残っているという状況であり、万一ボートでの事故が発生した場合の所有者責任を問われうるという状況だけが残っていると評価せざるを得ない。 既に使用貸借の目的は終了していると思われることから、使用貸借契約の終了に基づく返還を受けるべきである。 また学校において今後の有効使用の可能性がないのであれば、譲渡も含め処分を検討すべきである。 なお、教育財務課は、学校が適正な物品管理を行うよう指導すべきである。	海津明誠高等学校と愛知県ヨット連盟との間で締結していた使用貸借契約を令和3年6月に終了させ、ボート1艇とボートトレーラーについては、売却処分した。	海津明誠高等学校
					海津明誠高等学校において不用の決定を行い、売却手続きを行った	教育財務課
302	意見	4 情報管理(セキュリティ)	(2)防犯カメラ	防犯カメラは、校内に合計4台(PTA3台、県費1台)設置されているが、防犯カメラの使用及び防犯カメラの保存データ等に関する規程がない。個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。	「防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」をR3.10に策定し管理している。	郡上北高等学校

報告書頁	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
304	指摘	5 物品(備品、消耗品及び動物)	(2)物品の管理 イ 太鼓の貸出	学校備品である太鼓(昭和60年代に活動していた太鼓部の備品)が白鳥郷土芸能伝承センター(白鳥町白鳥783番地2)に保管されていた。現在、学校において、太鼓の使用はなく、同所に保管をお願いしており、地域の人が利用を申し出たときに使っているとのことである。太鼓を郡上市に貸していることになるが、使用貸借契約の内容(地域の人への貸出等)について定めた使用貸借契約は締結されていない。郡上市との間で、使用貸借契約を締結すべきである。また、郡上市から、借受書を徴すべきである。	学校備品である「太鼓」については、学校において使用する予定もなく、また、学校内で保管に適した場所がないため、従来より白鳥郷土芸能伝承センターにおいて保管を継続している状態のため、令和3年度末に当該備品の取扱について郡上市との協議を行った。当該備品は、郡上市が借り受けているという管理状態でもないため、管理に係る手続としては学校備品の保管場所として当該施設内を使用することに係る許可手続を行うこととして郡上市の許可を受けた。(令和3年度末) また、地域の人が当該備品の利用を申し出た場合には、借用に係る申出書を提出していただく取り扱いとした。	郡上北高等学校
304	指摘	5 物品(備品、消耗品及び動物)	(2)物品の管理 ウ 遊休物品	琴・七宝窯(焼き物の小さな窯)については、授業用に用意されたものであるが、長年使われていない。しかし、遊休物品台帳に登録されていないし、不用決定がされていない。琴・七宝窯について、今後の使用について検討し、今後使用しないということであれば、管理換えによって有効な活用を図り、それができないものは、不用決定をすべきである。売り払いができない物品は、廃棄すべきである。	「七宝窯」については、本校での使用予定及び遊休備品として他機関での使用希望もないため、不用決定後に廃棄処分を行った。(令和3年12月) また、「琴」については、本校において今後使用する予定となったため、不用決定の手続を取り止めた。	郡上北高等学校
306	指摘	5 物品(備品、消耗品及び動物)	(6)防犯カメラ	防犯カメラは、校内に合計4台(PTA3台、県費1台)設置されているが、学校とPTAとの間に、防犯カメラに関する使用貸借契約等を取り交わしていないし、備品登録もなされていない。防犯カメラについて、PTAと使用貸借契約を締結し、備品台帳に登録すべきである。なお、使用貸借契約において、防犯カメラ及び保存データの使用目的、管理方法等について規定することが望ましい。	防犯カメラに関して、PTAとの間には寄附採納手続を行っている。(令和元年度) また、「防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」をR3、10に策定し管理している。	郡上北高等学校
317	指摘	4 施設	(6)洗濯機	学校には、洗濯機が5台あるが、その内2台については、県費以外で購入した洗濯機であり、サッカー部と陸上部が使用している。行政財産の目的外使用許可は取られていない。洗濯機の設置場所について、その用途を確認し、行政財産の目的外使用許可の申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	洗濯機2台のうち1台については老朽化のため廃棄をした。1台については県(学校)へ寄附採納をした。	郡上高等学校
318	指摘	4 施設	(8)農場(梅畑)の管理	農場(梅畑)については、年に数回、授業に利用するとのことである。現場では、10年以上前に倒れた物置が放置されており、物置の一部と思われる鉄材が、道を挟んだ他人の私有地に置いてあった。物置の残骸については、鉄くずで売れる可能性もあるため、不用決定をして、売払いの決定をすべきである。	私有地にあった鉄材は令和2年度に私有地から撤去した。物置の残骸は、令和3年度に業者見積により売却益が出ないことを確認し、業者引取りにより処分を行った。	郡上高等学校
329	指摘	5 施設	(1)グラウンド上の倉庫	グラウンド上には、倉庫が何台か設置されていた。ヒアリングによれば1つはテニス部が所有するものであるが、その他については所有者不明とのことであった。また、テニス部が所有する倉庫について、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約など物置に関する手続は取られていない。物置の所有者を確認したうえで物置の設置場所について行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	令和3年度、グラウンド工事施工の際に、老朽化した所有者不明のプレハブ物置は、再度の移動には耐えられず元の位置にもどすことが不可能なため撤去した。また、当初テニス部所有と思われた倉庫は、死角となる位置に野球部の看板を確認したため野球部の所有と判明し、同じく野球部所有のコンテナとともに、行政財産の目的外使用許可の手続をした。	武義高等学校
329	指摘	5 施設	(2)マイクロバス	「岐阜県立武義高等学校野球部」と車体に明記された野球部保護者会の車両が、武義高等学校の運動場に駐車されている。しかし、マイクロバスについて、使用貸借などの取決めはなく、また、学校敷地について目的外使用許可の手続は採られていない。なお、車検証と自賠責保険証を確認したところ、自動車販売店名義となっており、野球部保護者会との関係性が分からなかった。野球部保護者会の保有するマイクロバスなどの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	野球部保護者会が保有するマイクロバスについて、車検証、自賠責保険証を確認したうえで行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可の手続をした。また、車両の名義が自動車販売店名義となっているのは、車検登録時に購入者がローン購入した場合は、自動車販売会社やディーラー名義となるためであり、ローン返済後、名義変更の手続をしない限り名義は変わらないが車検代、自動車税は、保護者会で支払っている。	武義高等学校
333	指摘	3 物品(備品、消耗品及び動物)	(3)小物入れロッカー	「PTA 備品台帳」によると、平成27年4月6日、「小物入れロッカー」480人分を購入している。学校とPTAとの間では、「小物入れロッカー」について、寄附採納手続や使用貸借契約は締結されていない。寄付申し込みがないのであれば、PTAと学校との間で使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。	使用貸借契約済。物品登録済。	関有知高等学校
335	指摘	4 施設	(3)グラウンド夜間照明	ヒアリングによると、グラウンドの夜間照明を設置したのは、PTAとのことである。また、夜間照明の設置について許可したものの、寄附採納手続も採っていないし、行政財産の目的外使用許可を取っていないとのことであった。夜間照明の設置場所について、PTAに行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。	目的外使用許可済	関有知高等学校
337	意見	4 施設	(6)遊休資産	平成16年度以降、プールは使われていないため、遊休資産となっている。関有知高等学校において、ビームライフル射撃の練習は、理数科が廃止されたことから使用されていない地学室を利用して行われている。使われていないプールを取り壊した上で、学校が希望しているライフル射撃場の設置場所を確保することが望ましい。ただし、取り壊した後のライフル射撃場の設置費用については、部活動に関する費用であることから、公費・私費のどちらで負担するかについて、慎重に検討する必要がある。	学校からのプール解体後の跡地利用の計画が明確になった時点で、ほかの学校施設の整備との優先度を検討することとした。	教育財務課
338	指摘	6 職員の管理	(2)安全衛生委員会	アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されている。しかし、議事録は、平成30年2月20日分しかなく、「第2回学校保健安全委員会」と記載されている。安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。	令和4年度も、毎月、安全衛生委員会を実施し、各種の連絡、確認、意見集約を実施した。また、5月、6月、7月と、ここまで産業医を交えた安全衛生委員会を開催している。実施日については記録を作成している。	関有知高等学校
339	指摘	6 職員の管理	(4)産業医1	アンケート及びヒアリングによると、産業医の学校訪問は、平成30年5月2日、7月18日、9月5日、10月3日、11月7日、12月5日、平成31年1月29日(学校安全衛生委員会への出席)の計7回である。また、平成31年2月26日、同年3月20日と、2月連続して、「電話相談」となり、学校訪問がなされていない。少なくとも毎月1回、産業医が学校を訪問し、校内巡視をするよう求めるべきである。	4月、5月、6月、7月と、ここまで産業医を交えた安全衛生委員会を開催している。産業医による校内巡視は、校内でも陽性者や濃厚接触者が複数発生しているため、内科検診の際の巡視以外は、学校としての対応の状況を産業医に伝えて助言をいただいている。8月は夏季休業のため、9月以降も月1回、産業医を交えた安全衛生委員会を実施する予定である。	関有知高等学校

報告書頁	区分	見出し	結果の内容	講じた措置	担当所属	
342	意見	8 中濃校舎(廃校舎)	(3)使用状況等の確認	岐阜県と白川町における県有財産(土地・建物)使用貸借契約書の第6条では、「乙は、貸付物件の使用状況を別紙様式にて四半期に一度その期間の終了後30日以内に、甲に報告するものとする。」と、報告義務を定めている。白川町との使用貸借契約を参考に、使用貸借契約を改定することが望ましい。	相手があることであり相手が不利になる交渉は困難であることから、必要に応じて現地調査することとした。	教育財務課
343	意見	9 エアライフル射撃場	関有知高等学校の管理する行政財産として、エアライフル射撃場があるものの、関有知高等学校の生徒は、数年、使用していない。しかし、関有知高等学校が管理しているため、学校用務員等が、関有知高等学校から1時間以上かけて、エアライフル射撃場に年に、数回、管理に訪れている。 他方、岐阜県ライフル射撃協会が行政財産の目的外使用許可を申請し、エアライフル射撃場を使用しているとのことである。 行政財産の目的外使用許可の申請手続や管理の事務負担のほか、使用状況を考慮すると、エアライフル射撃場について、行政財産の用途廃止を行い、普通財産として、売却等を検討することが望ましい。	エアライフル射撃場を関有知高等学校ライフル射撃部の生徒が使用している。	関有知高等学校	
				現状は部活動での使用はあるが、今後の状況を見ながら競技スポーツ課への土地の管理替えや市への譲渡を将来的に進めていくこととした。	教育財務課	
348	指摘	5 私費会計	(1)学校預り金会計の決算	学校預り金運営委員会を、翌年度の5月10日に開催し、前年度の決算承認をしているが、保護者への報告は、これより前になされている。学校預り金運営委員会による決算承認手続は、保護者への報告の前になすべきである。	令和3年度末に、各会計の決算と新年度の事業計画及び予算案を書面による決裁(保護者含む)を受け、その後関係する各保護者へ決算報告書等を配布した。	関高等学校
357	指摘	9 白川校舎(廃校舎)	(3)物置	白川校舎の敷地内に、所有者不明の物置が置いてあった。物置は、現在、使われていない。物置の所有者を調査して、敷地から撤去させるべきである。 調査の結果、所有者が確認できないときは、所有者が不明であることを記録を取り、無主物先占(民法239条第1項)に基づき岐阜県の所有物とした上で、廃棄処分することを検討すべきである。	予算の優先順位を検討したうえで、岐阜県の所有物とし、廃棄処分することとした。	教育財務課
365	意見	5 施設	(5)演習林(川辺町)	演習林に、加茂農林の教職員が入林するのは、2年ぶりである。演習林について授業で使われない状況が数年続いている。また、演習林の管理に関するルールの定めはなく、演習林の管理についての記録もない。林政部で作成されている「岐阜県県営林事業実施要領」などを参考に、演習林の管理や利用についてのルールを定めることが望ましい。また、飛騨高山高等学校を参考に、「演習林管理簿」を設けることが望ましい。	演習林の管理や利用のルールについては「演習林管理規程」を定め、今後は規程に基づいた管理や実習を実施する。「演習林管理簿」については、令和3年度より管理簿を作成し、利用の都度、演習林の状況、安全確認等についての記録をしている。	加茂農林高等学校
374	指摘	5 施設	(4)八百津町蘇水公園の使用1	八百津町の所有する蘇水公園内に、カヌー部が使用するカヌー等を保管する艇庫(鉄骨造平屋建58.80㎡)、ボート部が使用するボート等を保管する艇庫(鉄骨造平屋建97.92㎡)、カヌー部が使用する更衣室(鉄骨枠組箱型収納庫)3基、ボート部が使用するモーターボート(桟橋に停留)1台が存在する。 カヌー艇庫は、PTAが費用を支出して建てたものであり、PTAと学校との間で平成6年11月16日付けの建物使用貸借契約書が締結されているが、財産台帳に記載されていない。 その敷地は、校長が八百津町から平成元年12月27日付けで行政財産使用許可を受けている。照明等の電気料金は、部活動後援会が支払っている。 ボート艇庫は、部活動後援会が費用を支出して建てたものであり、部活動後援会と学校との間で平成6年11月16日付けの建物使用貸借契約書が締結されているが、財産台帳に記載されていない。 その敷地は、校長が八百津町から平成6年12月1日付けで行政財産使用許可を受けている。照明等の電気料金は、部活動後援会が支払っている。ボート艇庫及びカヌー艇庫について、借受財産として、財産台帳に記載して管理すべきである。	借受財産として財産台帳に記載した。	八百津高等学校
375	指摘	5 施設	(4)八百津町蘇水公園の使用2	更衣室2基は、カヌー部保護者会が費用を支出して設置したものである。寄附手続はなされていない。学校との間で使用貸借契約は締結されておらず財産台帳に記載されていない。 その設置場所は、校長が八百津町に対して平成19年9月4日付けで行政財産使用許可申請をし、許可を得ている。更衣室は、土地の定着物である。学校が設置場所の使用許可を受けていること、同じくカヌー部が使用する艇庫について学校が使用貸借をしていることからすると、平成19年設置の更衣室2基についても、学校が借り受けているものといえる。 更衣室2基について使用貸借契約を締結し、借受財産として財産台帳に記載して管理すべきである。	借受財産として財産台帳に記載した。	八百津高等学校
376	指摘	5 施設	(4)八百津町蘇水公園の使用2	八百津町から受け取った使用許可書が一連の書類の中に綴じられていない。八百津町から受け取った許可書は、更衣室を設置することを適法とする根拠となる公文書である。公文書を紛失することのないよう管理すべきである。	八百津町より許可書を受領し、カヌー・ボート艇庫の一連の書類を金庫内キャビネットにて保管している。	八百津高等学校
376	指摘	5 施設	(4)八百津町蘇水公園の使用3	更衣室1基は、平成30年にカヌー部の部費から支出して設置したものである。寄附手続はなされていない。学校との間で使用貸借契約は締結されていない。財産台帳に記載されていない。電気料金は、部活動後援会が支払っている。 その設置場所は、校長が八百津町から平成30年12月1日付けで行政財産使用許可を受けている。更衣室は、土地の定着物である。学校が設置場所の使用許可を受けていること、同じくカヌー部が使用する艇庫について学校が使用貸借をしていることからすると、平成30年設置の更衣室1基についても、学校が借り受けているものといえる。 更衣室1基について使用貸借契約を締結し、借受財産として財産台帳に記載して管理すべきである。	借受財産として財産台帳に記載した。	八百津高等学校

報告書頁	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
386	指摘	3 物品(備品、消耗品及び動物)	(2)PTA購入備品	学校が保管使用している物品の中には、PTAが購入した備品も存在する。これらの備品について、学校は、借入れの手続きも、寄附手続きもしていない。学校の所有ではないという認識である。これらの備品について、学校として記録管理する一覧表は作成されておらず(PTAが年度ごとに購入した物品を記載した一覧表があるのみ)、現物実査の対象にもなっていない。PTAが購入した備品について寄附手続きをとることなく使用するのであれば、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。	令和3年度中にPTA備品台帳を整備した。令和4年度、現物実査を行い、該当する備品については、物品一覧表等に記載した。	東濃実業高等学校
394	指摘	5 施設	(1)グラウンドの物置	グラウンド上に部活動が使用する物置が設置されている。この物置は、部活動後援会会計で購入されたものであり、同会計の廃止後はPTAの備品となっている。所有者(設置当初は部活動後援会、現在はPTA)と学校との間で使用貸借契約書は作成されていない。グラウンド上に設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の申請はとられていない。校長は、PTAに、グラウンド上の物置の設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否及び使用料免除の可否を判断すべきである。	目的外使用許可に係る手続きを完了した。	可児高等学校
398	指摘	4 物品(備品、消耗品及び動物)	(1)PTA物品	PTAが購入した備品について寄付手続きをとることなく使用するのであれば、使用貸借契約書を作成し、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。	PTAで購入した備品について、学校と使用貸借契約を行った。また、物品登録を行った。	可児工業高等学校
400	指摘	5 施設	(1)グラウンド上の物置	グラウンドに部活動後援会所有の物置が設置してある。部活動後援会が所有する物置について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	部活動後援会が所有する物置について、目的外使用許可を行った。	可児工業高等学校
401	意見	5 施設	(3)校舎内のトイレ	実習棟に設置されているトイレの中が廊下から丸見の構造となっており、現在は暖簾をつけている。また、洋式トイレが設置している箇所が1カ所しかない。プライバシー保護の観点からトイレを使用している者の姿が外部から直接見えない位置にトイレの出入り口を設置するのが望ましい。また、各トイレに洋式トイレを設置するのが望ましい。	実習棟2階のトイレは洋式化の工事を行った。1、3階のトイレには衝立を設置し、外部から直接見えないようにした。	可児工業高等学校
420	指摘	7 学校内規		多治見北高等学校の校務の手引きには、「岐阜県立多治見北高等学校空調基金会則」が編纂されている。しかし、手引きの同会則第8条に規定する負担金額は、現状の負担金額と一致しておらず、手引きの修正が行われていない。なお、PTAの庶務・会計・顧問には、学校職員が含まれている。同会則が校務の手引きに編纂されているのは、PTAの庶務・会計に学校職員が含まれており、校務の一覧性を確保するためであると考えられる。学校長は、校務の手引きが現状と一致するようにすべきである。	当該会計について令和3年度PTA総会での承認をもって廃止した。令和3年度をもって校務の手引きから削除した。	多治見北高等学校
426	指摘	5 物品(備品、消耗品及び動物)	(4)防犯カメラやシュレッダーなど育友会の物品	防犯カメラやシュレッダー育友会からの借入物品について、物品一覧表に借入物品として登録すべきである。	寄附採納手続きをしたうえで物品登録を行った。	多治見工業高等学校
437	指摘	4 物品(備品、消耗品及び動物)	(1)育友会からの使用貸借	「瑞浪高等学校育友会備品台帳」には、防犯カメラのほか、所在が教室であり、供用主任者が育友会ではなく教諭とされている多数の教育目的の備品が存在している。しかし、学校と育友会との貸借関係に関する書類は確認できなかった。なお、防犯カメラについては、異動通知書と受領書が確認された。借入手続きの書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。	防犯カメラを含め教育目的の備品について寄附採納手続きを行った。	瑞浪高等学校
452	指摘	5 施設	(1)グラウンド上の物置	第一運動場北西部には、野球部、サッカー部が使用している複数の物置が設置されている。ヒアリングによると、保護者が設置したものと思われるとのことであったが、行政財産の目的外使用許可は取られていない。物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	対象物件の所有者がサッカー部ではなく、育友会と確定したため、令和4年2月28日に行政財産目的外使用許可申請書を提出させ、令和4年4月1日付けで許可した。	土岐商業高等学校
470	指摘	4物品(備品、消耗品及び動物)	(1)PTAからの使用貸借物品	防犯カメラのほか、PTA備品一覧表において使用状況先が「部活・音楽」とされているグランドピアノ等のPTAから貸与されていると考えられる備品が存在している。しかし、学校とPTAとの貸借関係に関する書類が存在しないものがある(なお、防犯カメラについては、「PTA物品等(屋外監視カメラ設備一式)貸与覚書」が確認された。)。借入備品については、借入手続きの書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。	令和3年12月9日にPTAと「PTA物品等(ピアノ)貸与覚書」を締結した。また、物品登録を行った。	恵那高等学校
491	指摘	8 職員の管理	(1)産業医	アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年6回、校内巡視を行っているとのことである産業医の業務内容を認識した上で、少なくとも毎月1回、産業医が、学校巡視を行うよう、求めるべきである。	産業医に対して、衛生管理者が行う校内巡視の結果等を毎月報告し指導を受けるとともに、産業医による校内巡視を2月に1回(年6回)実施している。(事業者から所定の情報を毎月報告する場合は2か月に1回以上とすることが可能。)	恵那農業高等学校
518	指摘	5 施設	(3)貯水池	学校が中津川市に貯水池を貸し、現在は、普通財産として教育財務課が管理しているが、学校や教育財務課には、経緯に関する資料や契約書はない。中津川市との間で貯水池の貸し付けについて岐阜県公有財産事務処理規程第16条の貸付の手続がなされていないのであれば行うべきである。	当該地の貸借財産台帳(土地)があることから必要な手続きがなされたと思われるが、引き続き関係書類の存否を調査することとした。	教育財務課

報告書頁	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
519	指摘	5 施設	(3)貯水池	文書の管理状況を常時把握し、文書の管理のために必要な措置を講じるべきである。	上記事実関係を調査していく中で、経緯が分かる文書が見つかった際には適正な管理を行うこととした。	教育財務課
531	指摘	5 施設	(1)学校用地内における倉庫等	学校用地内に、学校要覧や定期監査資料に記載のない倉庫等が複数設置されていた。ヒアリングによると、育友会が設置したものではないかという話もあったが、結局、誰が所有者かわからない状態である。また、グラウンドには、平成18年に同窓会・育友会・野球部後援会の負担で野球部練習場等の設備が整えられている。これらの備品等について、使用貸借契約を交わしていないし、敷地利用について、行政財産の目的外使用許可の手続きは取られていない。倉庫等の所有者を確認すべきである。	倉庫は、学校行事の際に使用するバザー用テントや机などが入っており、育友会に確認したところ、育友会が購入設置したもので育友会が所有者と判明した。雨天練習場は、現状、野球部のみで使用・管理しており、事実上占有していることから、野球部と協議し所有者を野球部後援会と確認した。	益田清風高等学校
532	指摘	5 施設	(1)学校用地内における倉庫等	倉庫等を学校が借りているのでなければ、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可をするかどうか判断すべきである。	倉庫については、育友会が学校行事の際に使用するバザー用テントや机などを保管している物置であったため、育友会から目的外使用許可の申請の提出を依頼、申請受理後、内部承認を経て、目的外使用許可を行った。雨天練習場については、野球部のみで使用・管理していることから、野球部の占有物として野球部後援会に目的外使用許可の申請の提出を依頼、申請受理後内部承認を経て目的外使用許可を行った。	益田清風高等学校
532	指摘	5 施設	(3)部活動後援会が利用しているバス	野球部など部活動で利用するマイクロバスが、益田清風高等学校用地内に駐車されている。同バスの駐車場の利用に関わる目的外使用許可の手続きは採られていない。学校として、マイクロバスの所有者、自動車保険を確認するための資料を徴求している。マイクロバスが駐車されている敷地について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。	校内に駐車されているマイクロバス3台の所有者、管理者について確認したところ、それぞれ陸上競技部、野球部、女子バレー部が使用・管理していたため、それぞれの部活の顧問の教諭と協議し、それぞれの部活動の後援会を所有者・管理者として目的外使用許可の申請の提出を依頼、申請受理後、内部承認を経て、目的外使用許可を行った。	益田清風高等学校
533	指摘	6 私費会計	(1)ホームページでの情報公開	平成30年度育友会会計の予算及び団体徴収金の納付一覧の掲載はあるものの、決算書や平成31年度の資料は、ホームページにおいて公開されていない。学校預り金及び団体徴収金の会計について、ホームページにおいて公開すべきである。	育友会会計・部活動後援会会計については、令和3年度の総会での承認後、令和2年度決算・令和3年度予算をホームページに掲載した。学校預り金、団体徴収金の会計の公開情報も元年度分を令和3年9月半ばにホームページに掲載した。以後、令和4年度も同様に掲載をする。	益田清風高等学校
534	指摘	6 私費会計	(3)AEDのリース契約	「平成30年度 益田清風高等学校育友会一般会計歳入・歳出決算書」の「使用料及び賃借料」において、「AEDレンタル料」として、6万9,228円が計上されている。育友会がAEDのリース契約を締結しているが、当該AEDを、学校に貸している。しかし、学校と育友会との間に、使用貸借契約等の取り交わし文書はないし、学校において、備品登録もなされていない。AEDは、「学校の設備や備品」に該当することから、AEDのレンタル料金は、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。AEDのレンタル料金については、公費で負担することを検討すべきである。	校内には、3台のAEDがあり、主要な箇所に配置し、緊急時に備えている。そのうちの1台は育友会のAEDで、包括外部監査の指摘に基づき、育友会と学校が使用貸借契約を令和2年度に締結し、緊急時に使用できるよう設置している。今後、育友会からの貸与されている1台が期間が切れた時に、包括外部監査の指摘にあったとおり、本課に要求し、公費で備品として備え付けるものとする。	益田清風高等学校
537	指摘	8 職員の管理	(2)産業医	アンケート及びヒアリングによると、産業医は平成30年度において年3回、平成30年7月19日、平成30年10月25日、平成31年2月14日(学校安全衛生委員会への出席)学校巡視を行っている。しかし、産業医による学校巡視の記録はない。少なくとも毎月1回、産業医に対して学校を巡視をするよう求めるべきである。	産業医については、学校衛生管理委員会への出席などしていただいているが、勤務の都合により、書面実施によることもあることから、毎月必ず学校に来てもらい巡視を実施するのは難しいため、二か月に一回は学校に来てもらい、実施するよう依頼し、記録を作成している。(事業者から所定の情報を毎月報告する場合は2か月に1回以上とすることが可能。)	益田清風高等学校
538	指摘	8 職員の管理	(2)産業医	産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。	学校巡視を行った場合に、記録を残すよう、チェックリストを作成するようにした。	益田清風高等学校
543	指摘	5 施設	(2)学校用地内における倉庫等	学校用地内に、学校要覧や定期監査資料に記載のない倉庫が複数設置されていた。ヒアリングによると、育友会が設置したものではないかという話もあったが、結局、誰が所有者かわからない状態である。また、グラウンドには、野球部練習用のビニールハウスやその他部活の利用する倉庫が設置されている。これらの備品等について、使用貸借契約を交わしていないし、倉庫等の敷地について、行政財産の目的外使用許可の手続きは取られていない。公有財産を適切に管理するため、倉庫等の所有者を確認すべきである。	当該倉庫は更衣室、体育祭機材及び文化祭機材として使用しており、学校運営上必要とする建物であるが、老朽化に伴い使用が困難となってきており、建て替えが必要である。倉庫等所有者を特定するため、令和3年9月にホームページに掲載し広く意見を求めたが、令和4年8月現在、所有者からの連絡がなく所有者不明として県で処分することが適当である。高山土木事務所が実施する急傾斜地崩壊対策工事(令和7年度)の完了後、建て替えを予定している。	斐太高等学校
543	指摘	5 施設	(2)学校用地内における倉庫等	所有者を確認した上で、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可をするかどうかの判断をすべきである。	所有者が特定できたビニールハウスについては、目的外使用許可の手続きを実施。	斐太高等学校
545	指摘	6 私費会計	(1)学校預り金運営委員会の開催状況	学校預り金運営委員会は開催されているが、予算及び決算に関する議事はない。学校預り金運営委員会において学校預り金の予算案と決算案の承認を得るべきである。また、議事録を作成し、予算・決算について承認された旨を明確に記録すべきである。	令和4年3月21日に運営委員会を開催し、令和3年度の決算を踏まえ令和4年度の予算編成及び預り金徴収額について審議した。	斐太高等学校

報告書 頁	区分	見出し	結果の内容	講じた措置	担当所属
564	指摘	7 債権、契約	(1)授業料等 定期監査資料及び授業料等滞納者記録簿によると、長期の未収案件が2件ある。各経過は次のとおりである。 ア 事案① 授業料の未納があった。平成22年3月卒業 催告を繰り返した結果、平成26、平成27年に一部支払が行われた。 平成27年度は、電話催告77回(会話10回、不通等67回)、家庭訪問12回(面談4回、不在等8回) 平成28年度は、電話催告を4回行うも、すべて不通。 平成28年1月において、支払いを受ける。 平成29年度は、電話催告を2回行うも、すべて不通。 平成31年1月に職場連絡をし、保護者との会話ができしたが、その後は一切話はできていない。 イ 事案② 平成15年より授業料の未納が発生。平成16年に退学。 催告を繰り返した結果、平成16年、平成20年、平成21年に一部が支払が行われた。 平成21年、債務者より納入計画書の提出を受ける。 平成23年、平成24年、平成25年に支払いが行われた。 平成26年11月に授業料が完納され、6万円の延滞金の調定をした。 平成27年度は、電話催告6回(会話1回、不通等5回)。 平成28年度は、電話催告1回(不通)、催告書を送付。 平成29年度は、電話催告2回(不通)、催告書を送付。納入計画書の提出を受けた。 平成31年度より一部支払を受ける。また、令和元年10月にも一部支払を受けている。 事案①、②ともに、飛騨高山高等学校の教職員の不断の努力により、一定の支払いを受けることができた事案である。 しかし、最後の高等学校授業料についての督促状を発布してから1年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令171条の2に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすることを検討すべきである。	事案①については、令和3年2月3日に時効が成立し、不納欠損整理決議を令和3年3月4日に行った。【措置済R2】 事案②については、延滞金のみが滞納として残っており、令和元年10月の納付を最後に現在も3万5千円が未納のままという状況にあるが、この債務者については所在先や連絡先を把握できており催告を続けられる状況にあることから、時効が成立するまでの間にあっては、完納に向けた催告を引き続き粘り強く続けていくこととしている。【措置済R3】	飛騨高山高等学校
567	指摘	9 学校内規	岐阜県飛騨高山高等学校(全日制)規程集に関し、次の事実が認められた。 ア 「2 岐阜県立飛騨高山高等学校 職員服務規程集」第9条「職員は、出勤したときは、直ちに出勤簿に押印しなければならない」とされているが、出退勤の管理は、出退勤管理システムでなされているため、出勤簿はない。 イ 「6-4 岐阜県立飛騨高山高等学校 記念館管理規程集(山田校舎)」第5条1項は、「記念会館を利用しようとするときは、「諄厚館・斐農会館使用許可申請書」(別紙様式)を校長に提出し、使用許可を申請しなければならない。」とされているが、別紙の様式が添付されていない。 ウ 山田キャンパスには規程があるが岡本キャンパスには規程がないもの、反対に山田キャンパスには規程がないが、岡本キャンパスには規程があるもの、そして両キャンパスにそれぞれ同種の規程はあるが、内容が異なる規程がある。例えば「4-3 校舎等管理規程施行細則」「6-4 暖房器具使用規程」「17-5 生徒会会則」「ホームルーム活動に関する内規」は山田キャンパスにはあるが、岡本キャンパスにはない。反対に「8-2 ノートパソコン貸し出し利用規程」「17-4 生徒会役員選挙規則」は、岡本キャンパスにはあるが、山田キャンパスにはない。また、両キャンパスそれぞれに「防災等対策実施要領」があるが、登校中の地震発生時の対策の記載の有無など、記載ぶりが異なる。 事実関係アイウについて、様式を作成・添付したり、規程を整理したりすべきである。	アについては、職員服務規程の第9条を、システムを用いた表現に改め、令和4年度から適用を開始した。【措置済R4.3】 イについては、当該記念会館の利用は学校関係者に限られており、今後も同じ状況が続くことから、他の施設と同様に取り扱うよう令和3年8月25日に一部改正を行った。【措置済R3】 ウについては、次のとおり見直しを行い、新たな規程等による運用を令和4年度から開始した。【措置済R4.3】 〔両キャンパスで統一化したもの〕 校舎等管理規程、防災等対策実施要領、施設設備使用規程、生徒会会則、生徒会役員選挙規則、ホームルーム活動に関する内規 〔廃案としたもの〕 暖房器具等使用規程(使用実態を踏まえ規程不要と判断し廃案)、ノートパソコン貸し出し利用規程(ノートパソコンの貸し出しを行っていないため廃案)	飛騨高山高等学校
579	指摘	7 職員の管理	(3)産業医 アンケート及びヒアリングによると年間における産業医の学校訪問は、計4回である。なお、「平成30年度 産業医 業務実績記録簿」という書類は存在する。少なくとも月1回、産業医に対して、学校を訪問し、校内巡視をするよう求めるべきである。	産業医の月1回程度の学校訪問や校内巡視の実施の可能性を検討し確認している。コロナ禍で医療機関が逼迫している中、電話や面談(産業医の勤務先)による校内の状況報告とともに、産業医からの助言・指導を受けている。電話及び面談による対応については、業務実績記録簿を作成している。	高山工業高等学校
584	指摘	4 物品(備品、消耗品及び動物)	(4)自家発電機 施設整備費の中で取得された自家発電機について、物品一覧表等に登録されていない。自家発電機は、独立に移動可能であり、使用しない間は施設とは分離して管理されている。自家発電設備は、非常用電源確保のために最も重要な物品であり、適切な管理が必要である。建物設備の一部でありながら独立した物品の状態であるため、建物設備の一部として認識されているものの、自家発電機そのものが記録上管理されておらず、紛失・盗難の際に管理が徹底されないおそれがある。独立した備品と考えれば備品台帳に登録して管理すべきであり、建物の一部とするのであれば従物とらえ重要な工作物として工作物台帳に明確に記録をすべきである。 いずれにせよ適切な管理の為に登録が必要であり、教育財務課と協議して適切な登録を行うべきである。	工作物ではないため、移動可能な自家発電機は物品として備品台帳に登録管理することとした。	教育財務課
585	指摘	4 物品(備品、消耗品及び動物)	(5)夜間照明設備(支柱、ネット、配電盤等) 夜間照明設備について、財産台帳に登録されていない。夜間照明設備について、管理権限について教育財務課とも確認の上、工作物台帳などの公有財産台帳に登録を検討すべきである。	特に管理が必要な工作物については、公有財産台帳に登録することとした。	教育財務課

報告書 頁	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
625	指摘	7 職員の管理	(2)衛生管理者	アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者(教頭)は、授業日は毎日学校巡回を行っているとのことであるが、記録が作成されていない。記録が作成されていない理由については、重大な事案を発見した場合には、任意の様式で記録することとしているが、平成30年度には、記録すべき案件がなかったとの回答を得た。本県特別支援学校においては、平成30年度、衛生管理者が、授業日はほぼ毎日、学校巡視を行っているが、記録化すべき重大な事案がないため記録化はしていないとのことであるが、記録がなければ衛生管理者による学校巡視がどのような形で行われているか明らかでない。衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡回を行い、その結果を記録化しておくべきである。	職場巡視用チェックリストを作成し、令和3年9月より記録化している。 なお、毎日の学校巡回は主に児童生徒の状況確認を目的として巡回しており、衛生管理者としての職場巡視はチェックリストに基づき週1回程度行うこととした。	岐阜本巣特別支援学校
641	意見	5 施設	(1) 学校用地の使用貸借契約	<p>揖斐特別支援学校の校舎、敷地の一部は、揖斐川町から使用貸借している。かかる契約においては、契約期間は1年間(ただし、自動更新制)とされている。</p> <p>お互いの意思表示が無い場合における自動更新制が採られているものの、貸主としては、更新拒絶の一方的な意思表示を契約期間満了の2か月前までになせば、契約を終了させられる。その場合には、県は、最悪2か月以内に明渡義務を完了させなければならない。</p> <p>万一にもこのような事態が生じる場合には、生徒の処遇を含めて多大な影響を生じることとなる。</p> <p>この意味で、現状、契約内容が、最悪の場合のリスクを考えた内容になっていない(この点を考えなければ、そもそも契約書の意味はない。)</p> <p>契約期間の点も含めて、借主にとってリスクを減らした内容による契約内容とするよう交渉することが望ましい。</p>	教育財務課にて対応済。	揖斐特別支援学校
					借用を継続する予定の土地使用貸借については、次のことからしばらく現規定のままとし、条件が整い次第、揖斐川町と協議することとした。 ・相手があることであり相手が不利になる交渉は困難であること ・相手が町であり、かつ使用する者が町民であることから、町から更新拒絶の意思を示されることは現実的でないと考えられること	教育財務課
669	指摘	4 施設	(1)使用承認(転貸)2	PTAに対する使用承認書の記載は、題名以外は、目的外使用許可の内容とほぼ同内容となっており、「不服申立等の教示」の項目が記載されている。転貸に伴う使用承認は、行政財産の目的外使用許可とは異なり、行政処分ではないから、「不服申立て等の教示」の項目は削除すべきである。	不服申立て等の教示の項目を削除するよう通知することとした。	教育財務課
669	指摘	4 施設	(2)共有スペース	<p>校舎については、郡上市が所有する建物を借り受けて校舎として使用しているが、那比校舎が借り受け使用する範囲について、学校要覧には一部「公民館との共有スペース」との記述があり、当該部分について公民館としての利用もされているとの説明がなされていた。しかし、郡上市との使用貸借契約書(名称:郡上市那比社会教育施設等の使用及び運営に係る協定書)には、学校要覧において「共有スペース」とされる部分は、学校のみが借り受ける場所として記載がされているのみである。郡上市との契約を前提とすれば、学校施設の目的で借入れを行っている以上、「共有スペース」とされている校舎部分は、第三者の利用は本来想定されていない。第三者との共同利用が行われているということであれば、郡上市との契約の定めが事実と合致していない。</p> <p>共同利用の状態が継続するのであれば、郡上市との契約書において、共同利用についての条項を付加するなど、「共有スペース」についての権利関係を明確にすべきである。</p>	使用貸借契約の図面が正しいため、令和2年度の学校要覧の図面を修正した。	教育財務課
670	意見	4 施設	(3)貸借契約の更新条項	<p>大和校舎、那比校舎、農業体験実習土地は、使用貸借契約が締結されているが、いずれの使用貸借契約の更新については、異議のない場合には自動更新条項が定められている。異議の申出期限を、大和校舎、那比校舎については、貸借期限満了の2ヶ月前までとし、農業体験実習土地は、貸借期限満了の1ヶ月前までと定めている。学校の施設等の異議申出が、申出期限の間際に異議申出がなされた場合、いずれも貸借期限の1～2ヶ月前という短期であるため、場合によっては、翌年度の授業計画等に影響を与えることが考えられる。</p> <p>貸借契約の異議の申出期限については、半年以上前にするなどの契約条項の修正を郡上市と協議することを検討することが望ましい。</p>	借用を継続する予定の土地使用貸借については、次のことからしばらく現規定のままとし、条件が整い次第、郡上市と協議することとした。 ・相手があることであり相手が不利になる交渉は困難であること ・相手が市であり、かつ使用する者が市民であることから、市から更新拒絶の意思を示されることは現実的でないと考えられること	教育財務課
694	指摘	6 職員の管理	(3)産業医1	産業医が学校巡視をしたことはない。産業医の勤務実績簿もない。少なくとも毎月一回以上産業医が学校巡視を行うよう、求めるべきである。	産業医による学校巡視や指導助言等を毎月行っている。	可茂特別支援学校
743	指摘	第4 教育財務課 3 情報セキュリティ	(2)情報セキュリティチェックシートの運用	<p>80パーセント以上の正解率となるまで、再回答が必要であるが、再回答しないままとなっていた学校があった。また、セキュリティチェックシートを回答しなかった職員が回答しないままの学校も散見された。情報企画課、教育財務課においても、セキュリティチェックシートの回答状況を確認し、回答させるべきである。</p> <p>また、回答していない教職員、正解率が80パーセントを切って不合格となっている状態が解消されない教職員が所属している学校については、実地監査の対象とすべきである。</p>	・学校間総合ネットの従来システムでは正答率まで確認する方法がなく、所属の取りまとめ担当者の負担が大きいため、令和3年度より従来のシステムに加えて採点機能がある仕組みを並行して運用している。しかしながら、採点機能がある仕組みは未提出者の把握や催促に時間がかかるため、現在、未提出者と正答率が確認できる新たな仕組みを検討している。	教育総務課
					令和3年度より、教職員に対しては、採点機能がある仕組みを運用開始。情報システム課の措置に伴い、所属内全職員が合格後、情報セキュリティリーダーから情報システム課の集約システムを使って報告させ、報告がない場合は、情報セキュリティ実地監査の対象候補とする。	情報システム課
755	指摘	5 施設	(5)学校間の土地の使用承認1	<p>飛騨特別支援学校の駐車スペースが足りないため、飛騨高山高校にある寄宿舎駐車場を、飛騨特別支援学校の教職員の駐車場として、使用している。</p> <p>また、東濃特別支援学校の駐車スペースが足りないことから、東濃フロンティア高校の校内敷地や駐車場を東濃特別支援学校の教職員の駐車場として、使用している。</p> <p>県では、国有財産法で運用が許されていると解釈されている「行政財産の使用承認」という方法を用いているということである。</p> <p>各学校における使用承認が、「臨時的に利用するとき」かどうかを判断し、用途廃止や所管換えも検討すべきである。</p>	飛騨特別支援学校と飛騨高山高校、東濃特別支援学校と東濃フロンティア高等学校の間において県有財産の使用承認の手続きをした。	教育財務課

報告書 頁	区分	見出し		結果の内容	講じた措置	担当所属
756	意見	5 施設	(7)未使用のプール	63ある高等学校のうち18校において、プールが存在する。このうち、大垣南、武義、関有知、東濃の4校については、平成25年度以前より、プールが使われていない。大垣西も、平成30年度より、プールが使われていない。使われていないプールについては、プールのひび割れを防ぐために水を張ったままのプールもあった。プールが遊休資産となっており、その分、使わないスペースができています。また、水を張ったままの状態をプールを放置することが、公衆衛生上問題ないのかは疑問がないわけではない。 プール場についての有効活用や廃棄等について検討し、計画を立てることが望ましい。	<p>体育授業の「水泳」の実施については、学習指導要領及び学校の教育目標等から、各学校が年間指導計画において決めている。</p> <p>体育授業で「水泳」を年間計画に位置付けないとした学校が、プールの有効活用等について検討したところ、貯水池として活用、廃棄希望、現時点で未定との結果であった。</p> <p>廃棄を希望する学校のプールについては、今後各学校において所定の手続きを進めてもらう。</p>	体育健康課
					他課で対応。	教育財務課
759	指摘	6 私費会計	(4)模擬試験や土曜講座等 1-1	進学校においては、週休日に、模擬試験や土曜講座等が行われている。事業の実施主体はPTAであり、高等学校は、PTAからの求めに応じて場所と人的な面で協力していると整理している。休日管理当番は、強制ではないものの、年度当初に学校の進路指導部から割当があるとのことである。休日管理当番の手当は、午前4時間・午後4時間それぞれ1,500円程度である事例が散見された。土曜講座等の手当は、PTA会計の進路指導費から支出されており、教員は、年度当初に一括して兼職兼業許可を受けている。管理当番の割当を学校が行っていること、休日管理当番の勤務実態を考慮すると、学校による拘束時間と評価され、校務としての労働時間に該当する可能性がある。PTAからの依頼を受けて職員に協力を求める場合は、あくまで任意の協力を求め、事実上の強制とならないよう、アンケート方式で回答する方法などにより、協力するかどうかの確認をすべきである。	教員の勤務の適正化について、令和2年3月27日付け教職第1165号で各県立学校長に通知済み。	学校支援課
760	指摘	6 私費会計	(4)模擬試験や土曜講座等 1-2	土曜講座や試験監督料は、時給500円未満のものが多く、最低賃金法に違反している可能性があることから、各学校から、各学校のPTAに対して、業務内容や手当額の見直しを依頼するよう指導すべきである。	教員の勤務の適正化について、令和2年3月27日付け教職第1165号で各県立学校長に通知済み。	学校支援課
761	意見	6 私費関係	(4)模擬試験や土曜講座等 2	週休日に行われる模擬試験や土曜講座等における勤務時間については、PTAの事業に従事する時間であるとして、把握していない学校が多い。過労等により健康状態が良くない者を把握して、産業医につなげることが、労務管理において肝要である。土曜講座や模擬試験に従事する時間が、学校としての業務に従事する時間ではなく、PTAの事業において従事した時間であったとしても、教職員の健康状態を把握して産業医につなげるために、各学校に対して、土曜講座等における教職員の労働時間を把握するよう、指導することが望ましい。	教員の勤務の適正化について、令和2年3月27日付け教職第1165号で各県立学校長に通知済み。	学校支援課
769	意見	8 債権管理	(1)奨学金債権 1	督促、催告を委託する弁護士に対して、訴訟提起のほか、徴収停止や債権放棄するための報告書を作成させることが望ましい。	債権回収委託契約を締結した弁護士法人に対し、徴収停止や債権放棄を検討するために必要な情報の提供や、必要に応じて専門的な見地からの助言を行うよう契約内容に盛り込んだ。今後はこれらの情報や助言をもとに徴収停止や債権放棄に取り組んで行く。	教育財務課
797	指摘	4 岐阜県高等学校体育連盟に対する補助金	(3)全国・ブロック高等学校体育大会派遣事業による補助金	大会派遣補助金について、岐阜県高等学校体育連盟は、各高等学校のPTA、育友会、部活動後援会、部活動振興会から、既に支出された交通費・宿泊費の5分の1について、請求を受けて、交付する。請求においては、請求内訳書及び実績報告書が提出されるが、その根拠資料に関しては提出されていない。 体育健康課も、高等学校体育連盟を訪問して、実績報告書等の確認は行うが、高等学校体育連盟に提出されていない領収書等の根拠資料を確認していない。規範にある規則や要綱が、帳簿等の保存を求めていることから、体育健康課及び高等学校体育連盟は、各高等学校のPTA、育友会、部活動後援会、部活動振興会などから、交通費や宿泊費の根拠資料を提出させるべきである。 仮に、根拠資料の提出が困難な事情があるのであれば、毎年、いくつかの代表校に抽出調査をして、根拠資料を確認すべきである。	<p>履行検査の際に、大垣東高校、岐阜各務野高校、飛騨高山高校の3校を抽出し、根拠資料を確認した。今後も3校程度を抽出し、根拠資料の確認を継続していく。</p>	体育健康課
					岐阜県高等学校体育連盟	